

中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会小型電気電子機器リサイクル制度

及び使用済製品中の有用金属の再生利用に関する小委員会（第12回）

産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会（第25回）合同会合

議事次第

日時：平成24年12月13日（木）16:00～19:00

場所：ベルサール三田 Room1～3

1. 開会

2. 挨拶

3. 議事

小型電子機器等リサイクル制度について

4. その他

5. 閉会

中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会小型電気電子機器リサイクル制度

及び使用済製品中の有用金属の再生利用に関する小委員会（第12回）

産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会（第25回）合同会合

（資料リスト）

資料1 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する基本方針（案）

資料2 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律施行令案等について

資料3 小型家電認定事業者マーク及び小型家電回収市町村マークについて

資料4 使用済小型電子機器等の回収に係るガイドライン（案）

資料5 市町村－認定事業者の契約に係るガイドライン（案）

参考資料1 中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会小型電気電子機器リサイクル制度及び使用済製品中の有用金属の再生利用に関する小委員会、産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会 委員名簿

参考資料2 検討にあたっての根拠資料

以 上

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する基本方針（案）

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する基本方針を定めたので、同条第 3 項の規定に基づき、公表する。

我が国においては、今後の我が国経済社会の持続的な発展を可能にするため、天然資源の消費を抑制し環境への負荷ができる限り低減される循環型社会を構築していくことが喫緊の課題である。しかし、小型電子機器等が使用済みとなった場合には、その相当部分が一般廃棄物として市町村により処分されており、その場合に回収されているものは、鉄やアルミ等一部の金属にとどまり、金や銅などの有用金属は大部分が埋立処分されている。

新規の最終処分場の立地が困難となる中で、残余容量は減少が続いており、使用済小型電子機器等の再資源化を行うことで、廃棄物の最終処分量の削減が期待されている。

さらに、再資源化の工程の中で使用済小型電子機器等に含まれる有害物質が適切に処理されることとなり、環境管理の改善効果も期待される。

また、資源採掘時には、岩石、土砂を含めた廃棄物の発生やエネルギー消費等、多量の物質・資源が関与しており、資源採取時の環境負荷を低減する観点からも、再生資源の十分な利用を図ることが重要である。

主要な資源の大部分を輸入に依存している我が国にとって、資源の確保は重要な課題である。有用金属の中には産出国の偏在性が高い鉱種もあり、主要生産国の輸出政策等により、供給リスクや価格乱高下のリスクを常に抱えている。また、新興国の経済成長等を背景として多くの有用金属の価格が高騰するなど、資源確保の重要性が高まっており、使用済小型電子機器等についても再資源化の促進が求められている。

このような状況の中で、我が国における生活環境の保全と国民経済の健全な発展を長期的に確保するためには、使用済小型電子機器等に含まれる金属その他の有用なものの十分な利用を図っていくことが重要である。

本基本方針は、このような認識の下に、使用済小型電子機器等の再資源化を総合的かつ計画的に推進するため、必要な事項を定めるものである。

一 使用済小型電子機器等の再資源化の促進の基本的方向

使用済小型電子機器等については、資源性を有することから、広域的かつ効率的な回収が可能になれば、規模の経済が働いて、採算性を確保しつつ再資源化することが可能である。そこで、本制度は、関係者が協力して自発的に回収方法やリサイクルの実施方法を工夫しながら、それぞれの実情に合わせた形でリサイクルを実施する促進型の制度としている。

物流や中間処理において規模の経済を働かせ、効率的に収集とリサイクルを実施するた

めには、回収量を確保することが非常に重要である。そのためには、消費者及び事業者は適正な排出を行うこと、市町村は分別収集を行うこと、小売業者は消費者の適正な排出に協力すること、製造業者は易解体設計等によって再資源化に要する費用を低減するとともに再生資源を利用すること、国は制度の円滑な立上げと定着に向けて分別収集や再資源化の促進のために必要な資金の確保等を行い、市町村が主体となった回収体制を構築すること、都道府県は市町村に対し必要な協力を行うことなど、関係者の適切な役割分担の下でそれぞれが積極的に参加することが必要である。

二 使用済小型電子機器等の再資源化を実施すべき量に関する目標

使用済小型電子機器等の再資源化を実施すべき量は、市町村又は認定事業者等により回収され再資源化を実施した量で計算するものとし、平成 27 年度までに、14 万 t/年、一人一年当たりで換算すると約 1 kg/年・人を目標とする。なお、この 14 万 t/年の平成 23 年の 1 年間に使用済となる小型電子機器等の重量約 65 万 t を基礎とした回収率は約 20%である。

この目標は、目標の達成状況、社会経済情勢の変化等を踏まえて適宜必要な見直しを行うものとする。

三 使用済小型電子機器等の再資源化の促進のための措置に関する事項

1 消費者及び事業者の取組

消費者は、使用済小型電子機器等を排出する場合にあっては、当該使用済小型電子機器等を分別して排出し、市町村その他認定事業者から委託を受けた小売業者等の使用済小型電子機器等の収集若しくは運搬又は再資源化を適正に実施できる者に引き渡すよう努めなければならない。

事業者は、その事業活動に伴って生じた使用済小型電子機器等を排出する場合にあっては、認定事業者その他使用済小型電子機器等の再資源化を適正に実施できる者に引き渡すよう努めなければならない。なお、使用済小型電子機器等が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）第 2 条第 4 項に規定する産業廃棄物に該当する場合には、産業廃棄物管理票（廃棄物処理法第 12 条の 3 第 1 項に規定する産業廃棄物管理票をいう。）の交付等、廃棄物処理法にのっとり処理を委託することが必要である。

2 地方公共団体の取組

使用済小型電子機器等の相当部分が一般廃棄物として市町村によって処理されていることから、市町村による回収は使用済小型電子機器等の再資源化の前提となるものであり、できるだけ多くの市町村の参加が必要不可欠である。市町村が回収した使用済小型電子機器等を認定事業者に引き渡すよう努めることが、規模の経済を確保しつつ効率的に再資源

化を進めることにつながる。市町村は、使用済小型電子機器等の回収が最終処分量の削減や有害物質処理費の削減等につながることも踏まえ、適切な回収の推進に努める必要があり、これらの市町村の取組を通じて、本制度の目的を達成することが可能となる。

市町村は、住民の意識向上を図るため、住民に対して回収について周知を行うとともに、住民が簡便に使用済小型電子機器等を排出できる環境を整えるよう、回収の方法や回収拠点の設置数、設置の場所などに配慮することが必要である。

さらに、使用済小型電子機器等の中には、鉛などの有害物質を含有するものがあることに鑑み、市町村は、国内外での環境汚染を防止するため、認定事業者その他の適切な再資源化を実施する者に引き渡すことが必要である。特に、認定事業者以外の者に引き渡す場合には、使用済小型電子機器等が海外に輸出され、輸出の相手国や再輸出先の第三国で不適正に処分され環境汚染を引き起こしているとの事例も指摘されていることに十分留意し、当該引渡し先が適切か否かについて、自らの責任で確認し、処理の状況について住民への情報提供に努めることが求められる。

都道府県は、管内の市町村に参加を呼びかけたり、市町村において取り組みやすい回収方法を助言したりするなど、市町村の回収に協力することが期待される。

また、認定事業者及び認定事業者から委託を受けた者は、廃棄物処理業者とみなされ、廃棄物処理法の規制が適用されることから、使用済小型電子機器等の収集、運搬及び処分に当たっては、認定を受けた再資源化事業計画を逸脱した収集運搬などの違法、脱法行為が行われることがないよう、廃棄物処理法に基づき、廃棄物処理業者の指導監督権限を有する地方公共団体は、これらの者に対して改善命令等の適切な指導監督を行うものとする。

3 小売業者の取組

使用済小型電子機器等の回収は主に市町村が実施することとなるが、回収に際しては、消費者にとって身近な存在である小売業者が協力することで、効率的な回収を実現できる場合もある。

そこで、消費者による使用済小型電子機器等の適正な排出を確保するため、小売業者は、市町村の回収ボックスの設置に協力したり、認定事業者から委託を受けることなどにより、回収に協力することが期待される。

4 製造業者の取組

小型電子機器等の製造業者は、易解体設計や原材料の種類をなるべく統一すること等のいわゆる環境配慮設計を行うことにより、再資源化に要する費用の低減に努める必要がある。

さらに、再資源化により得られた資源が適切に利用され、それにより再資源化事業がより一層促進されるためには、再資源化により得られた有用資源の積極的な活用に努める必要がある。

5 国の取組

国は、制度の円滑な立上げと定着に向けて市町村に対する財政等の支援を実施したり回収方法や認定事業者との契約に関するガイドラインを定めること、都道府県と連携して説明会を開催するなど市町村に対して積極的に本制度への参加の呼びかけを行うこと、市町村参加状況に関する要因分析等を通じて、出来るだけ多くの市町村の参加を促進するよう努める必要がある。また、小売業者に対しても、参加を呼びかける必要がある。

また、国は、適正な分別排出の促進のため、本制度に参加する市町村や小売業者を周知し、国民に使用済小型電子機器等の再資源化の重要性について普及啓発を行うとともに、処分方法がわからないために、又は特別な理由なく使用せずに家庭に保管している使用済小型電子機器等についても、適正な形で分別して排出するよう、国民に呼びかける必要がある。携帯電話などの重要な個人情報を含む機器については、個人情報漏洩に対する不安から、使用済みとなった後も家庭内に保管している場合も多く、国が市町村や認定事業者に対し適切な個人情報対策を求めることで、国民が安心して排出できるようにすることも重要である。

さらに、国は、使用済小型電子機器等の再資源化の実施の状況について情報を収集・整理し、国民に対して分かりやすく情報提供していくとともに、使用済小型電子機器等からの有用資源の回収など再資源化に関する技術開発及び実用化に向けた取組を支援していく。

また、国は市町村等と協力し、違法な不用品回収業者に対し、取締りの強化等継続的な対策を実施するとともに、海外における不適正な処理を防止するため、廃棄物処理法及び特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成4年法律第108号）の更なる適正な施行、運用等を実施する。

6 認定事業者の取組

認定事業者は、使用済小型電子機器等について再資源化を担う中核的な主体として、継続的、安定的及び高度に再資源化を行い、より多くの有用資源が回収されるよう、責任をもって再資源化事業に取り組むことが求められる。認定事業者は、広範囲の市町村等から使用済小型電子機器等の適切な価格での引渡しを受け、認定を受けた再資源化事業計画に従って、認定事業者自ら又は認定事業者から委託を受けた者が適正に再資源化を実施することとなるが、国への報告等を通じて、再資源化の実施の状況を明らかにし、事業の透明性を確保する必要がある。

また、認定事業者が市町村から使用済小型電子機器等の引渡しを受ける場合において、認定事業者が実施する再資源化事業が全体として十分な利益を確保できた場合には、市町村との使用済小型電子機器等の取引価格への反映等を通じて、利益の一部の市町村への還元を努める必要がある。

四 環境の保全に資するものとしての使用済小型電子機器等の再資源化の促進の意義に関する知識の普及に係る事項

使用済小型電子機器等の再資源化の促進は、再資源化によって得られた物の利用とあいまって、資源エネルギー投入量の削減、廃棄物の減量、環境に影響を及ぼすおそれのある物質の環境への排出の抑制等を通じて、環境への負荷の少ない循環型経済社会システムを構築していくという意義を有する。

かかる意義を有する使用済小型電子機器等の再資源化の促進のためには、広範な国民の取組が必要であることに鑑み、国及び地方公共団体は、環境の保全に資するものとしての使用済小型電子機器等の再資源化の促進の意義に関する知識について、環境教育・環境学習や広報活動等を通じ、広く国民への普及啓発を図ることが必要である。

具体的には、国及び地方公共団体は、様々な情報伝達、環境教育・環境学習や広報活動等を通じて、使用済小型電子機器等の再資源化の実施状況や、再資源化により得られた金属その他の有用なものがどのように利用されているかを情報発信することにより、関係主体の協働の下で、既存の取組ともあいまって我が国全体で使用済小型電子機器等の回収量を増加させ、再資源化への取組を推進するための意識の普及・醸成を図るものとする。

五 前各号に掲げるもののほか、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する重要事項

使用済小型電子機器等として収集されたものであっても、製品としてそのまま使用することが可能なものについては、循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）第7条の考え方にに基づき、再使用することが望ましい。ただし、実際には中古利用に適さないものが中古利用の名目で輸出されることにより、海外における環境汚染を惹起することがないようにしなければならない。さらに、中古利用が可能なものを再使用する場合であっても、海外における不適正な処理が伴うなど環境への負荷の低減にとって有効であると認められない場合、個人情報保護の観点から適切ではない場合、また、安全上の問題がある場合もあることから、これらの点に十分に配慮しつつ、適切に再使用を実施する必要がある。

また、国は、使用済小型電子機器等の排出後のフローについて、定量的に把握するよう努めなければならない。排出後のフローの把握に当たっては、認定事業者や市町村からの報告に加えて、再使用されている量や、認定事業者以外の者によって再資源化されている量、使用済みでありながら家庭内に保管されている量についても、可能な限り把握する必要がある。

なお、認定事業者又は認定事業者から委託を受けた者以外の者が、使用済小型電子機器

等を収集し、再資源化するにあたり、当該使用済小型電子機器等が廃棄物と判断される場合には、市町村からの委託を受けている等の廃棄物処理法の規制の枠内で実施することが必要である。

六 個人情報の保護その他の使用済小型電子機器等の再資源化の促進に際し配慮すべき重要事項

1 個人情報の保護に関する事項

使用済小型電子機器等の中には、個人情報が記録されているものもあるため、個人情報の保護に配慮する必要がある。特に、他の品目に比べて多量かつ重要な個人情報を含む可能性が高いパーソナルコンピュータや携帯電話等については、十分な配慮が必要となる。そこで、パーソナルコンピュータや携帯電話等については、消費者及び事業者が排出する段階で、自ら個人情報の削除に努めるとともに、回収や再資源化の段階で個人情報の漏えいの防止の措置を講ずる必要がある。

具体的には、まず、市町村や小売業者が、消費者に対して個人情報を削除した上で排出するよう周知し、ボックス回収を行う場合は、鍵付きのものを使用し、ステーション回収にあつては、監視員が立ち会うことなどの盗難防止対策や、個人情報保護に係る管理体制（責任の明確化、職員研修、委託先を含めた管理の実施等）を整えることなど、十分な個人情報保護対策を実施した上で回収を行うものとする。また、認定事業者及び認定事業者から委託を受けた者は、収集運搬及び再資源化に際して、適切な個人情報保護対策を講じることが必要である。

なお、パーソナルコンピュータや携帯電話等については、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）に基づく自主回収や携帯電話事業者等による自主回収が行われていることから、これらの取組みも併せて消費者に周知することで、個人情報が記録されている使用済小型電子機器等の回収を一層促進することも可能である。

2 有害物質等の発生の抑制等に関する事項

使用済小型電子機器等の再資源化の過程においては、廃棄物処理法、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等の関係法令を遵守し、有害物質等の発生の抑制及び周辺環境への影響の防止を図らなければならない。

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律施行令案等について

- ※ 以下「法」とは、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 57 号）をいう。
- ※ 以下「政令案」とは、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律施行令案」をいい、「省令案」とは「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律施行規則案」をいい、「委託省令案」とは「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律施行令第四条の規定に基づく委託の基準に関する省令案」をいい、「手引き案」とは「再資源化事業計画申請の手引き案」をいう。
- ※ 以下において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

1. 対象品目（法第 2 条第 1 項関係）〈政令案〉

法参照条文

(定義)

第 2 条 この法律において「小型電子機器等」とは、一般消費者が通常生活の用に供する電子機器その他の電気機械器具（特定家庭用機器再商品化法（平成 10 年法律第 97 号）第 2 条第 4 項に規定する特定家庭用機器を除く。）であって、次の各号のいずれにも該当するものとして政令で定めるものをいう。

- 一 当該電気機械器具が廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）第 2 条第 1 項に規定する廃棄物をいう。次号及び第 10 条第 3 項第 1 号において同じ。）となった場合において、その効率的な収集及び運搬が可能であると認められるもの
- 二 当該電気機械器具が廃棄物となった場合におけるその再資源化が廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用を図る上で特に必要なもののうち、当該再資源化に係る経済性の面における制約が著しくないと認められるもの

2・3 (略)

小型電子機器等は、次に掲げるもの（これらの附属品を含む。）のうち、一般消費者が通常生活の用に供するものとする。

- 一 電話機、ファクシミリ装置その他の有線通信機械器具
- 二 携帯電話端末及び PHS 端末
- 三 カーナビゲーションその他の無線通信機械器具
- 四 ラジオ受信機及びテレビジョン受信機（特定家庭用機器再商品化法施行令（平成 10 年政令第 378 号）第 1 条第 2 号に掲げるテレビジョン受信機を除く。）
- 五 ビデオカメラ、ディー・ブイ・ディー・レコーダーその他の映像用機械器具
- 六 デジタルカメラ

- 七 デジタルオーディオプレーヤー、ステレオセットその他の電気音響機械器具
- 八 パーソナルコンピュータ
- 九 磁気ディスク装置、光ディスク装置その他の記憶装置
- 十 プリンターその他の印刷装置
- 十一 ディスプレイその他の表示装置
- 十二 電子書籍端末
- 十三 電動ミシン
- 十四 電気グラインダー、電気ドリルその他の電動工具
- 十五 電子式卓上計算機その他の事務用電気機械器具
- 十六 ヘルスメーターその他の計量用又は測定用の電気機械器具
- 十七 電動式吸入器その他の医療用電気機械器具
- 十八 フィルムカメラ
- 十九 ジャー炊飯器、電子レンジその他の台所用電気機械器具（特定家庭用機器再商品化法施行令第1条第3号に掲げる電気冷蔵庫及び電気冷凍庫を除く。）
- 二十 扇風機、電気除湿機その他の空調用電気機械器具（特定家庭用機器再商品化法施行令第1条第1号に掲げるユニット形エアコンディショナーを除く。）
- 二十一 電気アイロン、電気掃除機その他の衣料用又は衛生用の電気機械器具（特定家庭用機器再商品化法施行令第1条第4号に掲げる電気洗濯機及び衣類乾燥機を除く。）
- 二十二 電気こたつ、電気ストーブその他の保温用電気機械器具
- 二十三 ヘアドライヤー、電気かみそりその他の理容用電気機械器具
- 二十四 電気マッサージ器
- 二十五 ランニングマシンその他の運動用電気機械器具
- 二十六 電気芝刈機その他の園芸用電気機械器具
- 二十七 蛍光灯器具その他の電気照明器具
- 二十八 電子時計及び電気時計
- 二十九 電子楽器及び電気楽器
- 三十 ゲーム機その他の電子玩具及び電動式玩具

2. 再資源化事業計画の認定（法第10条関係）

法参照条文

（再資源化事業計画の認定）

第10条 使用済小型電子機器等の再資源化のための使用済小型電子機器等の収集、運搬及び処分（再生を含む。以下同じ。）の事業（以下「再資源化事業」という。）を行おうとする者（当該収集、運搬又は処分の全部又は一部を他人に委託して当該再資源化事業を行おうとする者を含む。）は、主務省令で定めるところにより、使用済小型電子機器等の再資源化事業の実施に関する計画（以下この条及び次条第4項第1号において「再資源化事業計画」という。）を作成し、主務大臣の認定を申請することができる。

2 再資源化事業計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 申請者の名称又は氏名及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 申請者が法人である場合においては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同程度以上の支配力を有するものと認められる者を含む。次項第3号において同じ。）の氏名及び政令で定める使用人があるときは、その者の氏名
- 三 申請者が個人である場合において、政令で定める使用人があるときは、その者の氏名
- 四 使用済小型電子機器等の収集を行おうとする区域
- 五 再資源化事業の内容
- 六 使用済小型電子機器等の収集、運搬又は処分を行う者及びその者が行う収集、運搬又は処分の別
- 七 使用済小型電子機器等の収集又は運搬の用に供する施設
- 八 使用済小型電子機器等の処分の用に供する施設の所在地、構造及び設備
- 九 使用済小型電子機器等の再資源化に関する研究開発を行おうとする場合にあっては、その内容
- 十 その他主務省令で定める事項

3 主務大臣は、第1項の規定による申請があった場合において、その申請に係る再資源化事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

- 一 再資源化事業の内容が、基本方針に照らし適切なものであり、かつ、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保に資するものとして主務省令で定める基準に適合するものであること。
- 二 前項第4号に掲げる区域が、広域にわたる使用済小型電子機器等の収集に資するものとして主務省令で定める基準に適合すること。
- 三 申請者及び前項第6号に規定する者の能力並びに同項第7号に掲げる施設及び同項第8号に規定する施設が、再資源化事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものと

して主務省令で定める基準に適合すること。

四 申請者及び前項第 6 号に規定する者が次のいずれにも該当しないこと。

イ 廃棄物処理法第 14 条第 5 項第 2 号イ又はロのいずれかに該当する者

ロ この法律の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者

ハ 次条第 4 項の規定によりこの項の認定を取り消され、当該取消しの日から 5 年を経過しない者（当該認定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 15 条の規定による通知があった日
前 60 日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から 5 年を経過しないものを含む。）

ニ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）がイからハまでのいずれかに該当するもの

ホ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからハまでのいずれかに該当する者のあるもの

ヘ 個人で政令で定める使用人のうちにイからハまでのいずれかに該当する者のあるもの

ト 廃棄物処理法第 14 条第 5 項第 2 号へに該当する者

(1) 認定申請手続き（法第 10 条第 1 項関係）

再資源化事業計画の認定を受けようとする者は、申請書に次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

① 申請者が法人である場合にあっては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書 <省令案>

② 申請者が個人である場合にあっては、住民票の写し <省令案>

③ 申請者及び法第 10 条第 2 項第 6 号に規定する者が(6)①及び②に適合することを示す書類 <省令案>

③に係る添付書類は、以下のとおりとする。 <手引き案>

a) 申請者について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号。以下「廃棄物処理法施行規則」という。）第 17 条に規定する技術管理者の資格を有していることを証明する書類、廃棄物に関する講習会を終了したことを証明する書類等、当該申請に係る処理を的確に行うに足りる知識及び技能を有することを合理的に示す書類

b) 法第 10 条第 2 項第 6 号に規定する者について、当該申請に係る処理を的確に行う

に足りる知識及び技能を有することを申請者が確認したことを示す書類

c) 申請者について、以下の書類

- ・ 直前3年間の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表及び納税証明書（直前3年間の実績がない場合には、これらの書類の添付は不要とする。ただし、認定後しばらくの間、これらの書類を提出することとする。）
- ・ 必要資金・資金調達方法を記した書類及び残高証明書・融資証明書等

d) 法第10条第2項第6号に規定する者について、当該申請に係る処理を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有することを申請者が確認したことを示す書類

④ 申請者及び法第10条第2項第6号に規定する者が法第10条第3項第4号のいずれにも該当しないことを示す書類 <省令案>

④に係る添付書類は、以下のとおりとする。 <手引き案>

- a) 申請者が法第10条第3項第4号のいずれにも該当しない旨を誓約する書類
- b) 法第10条第2項第6号に規定する者が法第10条第3項第4号のいずれにも該当しない旨を申請者が保証する書類

⑤ 当該申請に係る収集又は運搬の用に供する施設が(7)①a)及びb)に適合することを証する書類 <省令案>

⑤に係る添付書類は、当該申請に係る収集又は運搬の用に供する施設が(7)①a)及びb)に適合する旨を誓約する書類とする。 <手引き案>

⑥ 当該申請に係る処分の用に供する施設が廃棄物処理法第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設又は同法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設である場合には、当該施設に係る同法第8条第1項又は第15条第1項の許可（同法第9条第1項又は第15条の2の6第1項の許可を受けなければならない場合にあっては、これらの許可）を受けていることを証する書類 <省令案>

⑦ ⑥のほか、当該申請に係る処分の用に供する施設が(7)②a)～e)に適合することを証する書類 <省令案>

⑦に係る添付書類は、以下のとおりとする。 <手引き案>

- a) 当該申請に係る処分の用に供する施設が(7)②a)～e)に適合する旨を誓約する書類
- b) 当該申請に係る処分の用に供する施設が一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設のいずれにも該当しない場合には、当該施設の構造を明らかにする図面及び付近の見取図

⑧ 法第 10 条第 2 項第 4 号に掲げる区域が、(5)に適合することを証する書類 <省令案>

⑧に係る添付書類は、当該区域における人口密度の算定の合理的な根拠を示した書面とする。 <手引き案>

⑨ 使用済小型電子機器等の再使用を行う場合において、他の法令に基づく許可等が必要な場合にあっては、当該許可等を受けていることを証する書類 <省令案>

⑩ 破砕、選別その他の方法により、使用済小型電子機器等に含まれる鉄、アルミニウム、非鉄金属（アルミニウムを除く。）及びプラスチックをそれぞれ高度に分離することが可能であることを証する書類 <省令案>

⑩に係る添付書類は、以下のいずれかの書類とする。 <手引き案>

a) 当該申請に係る使用済小型電子機器等の処分を行う者に係る、以下の取引実績を証明する書類（直前 1 年以内のものに限る。）

- ・ 鉄系産物について、電気炉等の製鉄事業者に売却した実績
- ・ アルミニウム系産物について、アルミニウム精錬事業者に売却した実績
- ・ 非鉄金属系産物（基板等）について、非鉄金属回収事業者に売却した実績
- ・ プラスチックについて、再資源化又は熱回収を行う事業者に引き渡した実績（売却か処理委託かは問わない。）

b) 直前 1 年以内の取引実績がない場合には、当該申請に係る使用済小型電子機器等の処分を行う者と、製鉄事業者・アルミニウム精錬事業者・非鉄金属回収事業者との間における、破砕、選別その他の方法により得られた物を売買する旨の同意があったことを証する書類及びプラスチックの再資源化又は熱回収を行う事業者との間における取引する旨の同意があったことを証する書類

(2) 使用人（法第 10 条第 2 項第 2 号及び第 3 号関係） <政令案>

法第 10 条第 2 項第 2 号及び第 3 号の政令で定める使用人は、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものとする。

① 本店又は支店（商人以外の者にあっては、主たる事務所又は従たる事務所）

② ①に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、再資源化事業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

(3) 申請書の記載事項（法第 10 条第 2 項第 5 号、第 7 号、第 8 号及び第 10 号関係）

法第 10 条第 2 項第 5 号の再資源化事業の内容の記載事項は、次のとおりとする。

<手引き案>

- ① 当該申請に係る使用済小型電子機器等について再資源化及び最終処分が終了するまでの一連の行程
- ② 密閉形蓄電池（密閉形鉛蓄電池（電気量が 234 キロクーロン以下のものに限る。）、密閉型アルカリ蓄電池又はリチウム蓄電池）、蛍光灯、ガスボンベ及びトナーカートリッジ（以下「密閉型蓄電池等」という。）、フロン類並びに残渣の種類及び処理方法
- ③ 使用済小型電子機器等に含まれる鉄、アルミニウム、非鉄金属（アルミニウムを除く。）及びプラスチックをそれぞれ高度に分離する方法
- ④ 個人情報記録されている使用済小型電子機器等について、当該個人情報の漏えいの防止のために講ずる措置
- ⑤ 使用済小型電子機器等の処理を委託する場合にあっては、委託して行わせる業務の範囲及び責任並びに委託先の監督方法
- ⑥ 使用済小型電子機器等の再使用を行う場合にあっては次に掲げる事項
 - a) 再使用する小型電子機器等の種類
 - b) 当該使用済小型電子機器等の動作確認及び外観の確認等を実施する方法
 - c) 携帯電話端末、PHS 端末又はパーソナルコンピュータを再使用する場合にあっては、当該機器等の排出者から再使用することについて同意を得る方法及び個人情報に係るデータを削除する方法
- ⑦ 当該申請に係る使用済小型電子機器等の引取り又は再資源化の実施の状況を把握するために講ずる措置

法第 10 条第 2 項第 6 号の使用済小型電子機器等の収集、運搬又は処分を行う者及びその者が行う収集、運搬又は処分の別の記載事項は、次のとおりとする。 <手引き案>

- ① 使用済小型電子機器等の収集、運搬又は処分を行う者の名称又は氏名及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ② その者が行う収集、運搬又は処分の別

法第 10 条第 2 項第 7 号の使用済小型電子機器等の収集又は運搬の用に供する施設の記載事項は、次のとおりとする。 <手引き案>

- ① パッカー車、コンテナ車等収集運搬車両の種別
- ② 積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管の場所の所在地

法第 10 条第 2 項第 8 号の使用済小型電子機器等の処分の用に供する施設の所在地、構造及び設備の記載事項は、次のとおりとする。 <手引き案>

- ① 施設の所在地
- ② 施設の処理方式、構造及び設備の概要
- ③ 施設の処理能力

④ 保管を行う場合には、保管の場所の所在地

法第 10 条第 2 項第 10 号の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。 <省令案>

- ① 当該申請に係る処理を行う使用済小型電子機器等の一年間の数量の見込み
- ② 当該申請に係る一連の行程において廃棄物処理法第 6 条の 2 第 2 項に規定する一般廃棄物処理基準又は同法第 12 条に規定する産業廃棄物処理基準に適合しない処理が行われた場合において、生活環境に係る被害を防止するために講ずる措置

(4) 再資源化事業の内容の基準（法第 10 条第 3 項第 1 号関係）

法第 10 条第 3 項第 1 号の主務省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- ① 当該申請に係る使用済小型電子機器等について再資源化及び最終処分が終了するまでの一連の行程が明らかであること。 <省令案>

①の判断に係る行政手続法第 5 条第 1 項の審査基準は、次の通りとする。<手引き案>

- ・ 「一連の行程が明らかである」とは、収集運搬を行う者、破碎、選別等の処理を行う者、処理後残渣の引渡し先、得られた資源の売却先等、一連のフローに係る者とその実施内容が明確であることをいう。

- ② 使用済小型電子機器等から密閉型蓄電池等を技術的かつ経済的に可能な範囲で回収し、当該密閉型蓄電池等の処理を自ら行うか、又は当該処理を業として行うことができる者に当該密閉型蓄電池等を引き渡すこと。 <省令案>

- ③ 使用済小型電子機器等からフロン類を技術的かつ経済的に可能な範囲で回収し、当該フロン類の破壊を自ら行うか、又は当該フロン類の破壊を業として行うことができる者に当該フロン類を引き渡すこと。 <省令案>

- ④ 破碎、選別その他の方法により、使用済小型電子機器等に含まれる鉄、アルミニウム、非鉄金属（アルミニウムを除く。）及びプラスチックをそれぞれ高度に分離すること。 <省令案>

④の判断に係る行政手続法第 5 条第 1 項の審査基準は、次の通りとする。<手引き案>

- ・ 「高度に分離する」とは、破碎、選別等によって得られた産物が、鉄系産物であれば電気炉等の製鉄事業者、アルミニウム系産物であればアルミニウム精錬事業者、非鉄金属系産物（基板等）であれば非鉄金属回収事業者に売却が可能となるレベルまで、分離が可能であることをいう。また、プラスチックについては、再資源化又は熱回収を実施することが可能となるレベルまで、分離が可能であることをいう。

⑤ ④により高度に分離された物について、次に掲げる資源の区分ごとに再資源化、熱回収又は安定化（以下「再資源化等」という。）を自ら実施し、又は当該再資源化等を適正に実施し得る者に引き渡すこと。 <省令案>

- a) 鉄
- b) アルミニウム
- c) 金、銀、銅、プラチナ、パラジウム、水銀、カドミウム、テルル、セレン、鉛、亜鉛、アンチモン、ビスマス
- d) プラスチック

⑥ 個人情報記録されている使用済小型電子機器等について、当該個人情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じていること。 <省令案>

⑥の判断に係る行政手続法第5条第1項の審査基準は、次の通りとする。<手引き案>

- a) 携帯電話端末、PHS 端末及びパーソナルコンピュータについて、盗難を防止するため、効果的なセキュリティ機能を備えた場所に保管し、監視カメラの設置や24時間体制の警備システム等により、保管場所、作業場所への適切な入室管理を行うとともに、再使用する場合を除き、個人情報が含まれると思われる部品については、物理的な破壊を行うこと。
- b) 回収から引渡までの作業をマニュアル化し、適切な社員教育を行うこと。

⑦ 使用済小型電子機器等の処理を委託する場合にあっては、委託して行わせる業務の範囲及び責任が明確であり、かつ、その委託先の監督について、当該申請に係る処理が適正に行われるために必要な措置が講じられていること。 <省令案>

⑦の判断に係る行政手続法第5条第1項の審査基準は、次の通りとする。<手引き案>

- a) 委託先が行う業務の範囲及び申請者との委託関係が明確であること。
- b) 委託先に処理作業手順書を周知すること等により、委託先が再資源化事業計画に則った適正な処理を行えるよう、指導・監督すること。

⑧ 使用済小型電子機器等の再使用を行う場合にあっては、当該使用済小型電子機器等の動作確認及び外観の確認等を実施することにより、再使用を適正に行うこと。 <省令案>

⑧の判断に係る行政手続法第5条第1項の審査基準は、次の通りとする。<手引き案>

- a) 携帯電話端末、PHS 端末及びパーソナルコンピュータを再使用する場合にあっては、当該機器等の排出者から再使用することについて同意が得られていること。
- b) 通電検査の実施による動作確認や、大きな破損や傷、汚れがないことの確認を、使用済小型電子機器等の売却（小売若しくは転売）までに行うこと。

- c) 当該使用済小型電子機器等が次の消費者に渡る前のいずれかの段階で、専用ソフト等を用いて、確実に個人情報に係るデータを削除すること。
- d) 古物営業法、薬事法、電波法等の規制対象となる場合は、当該法令を遵守すること。また、ソフトウェアによっては中古パソコンでの継続使用を許諾していない場合もあることから、継続使用できないものはソフトウェアを削除すること。

⑨ 当該申請に係る使用済小型電子機器等の引取り又は再資源化の実施の状況を把握することができるよう必要な措置が講じられていること。 <省令案>

⑨の判断に係る行政手続法第5条第1項の審査基準は、次の通りとする。<手引き案>

- a) 法第13条第4項において適用される廃棄物処理法第7条第15項及び同法第14条第17項の規定による帳簿の備付けや6. の報告が可能となるよう、以下の措置を講じること。
 - ・電子物流管理システムの活用や産業廃棄物管理票制度に準じた方法の採用等により使用済小型電子機器等の流れを申請者が統括して把握できるようにすること。
 - ・使用済小型電子機器等の破碎、選別その他の工程に投入した量と、それにより得られた産物の量（プロセスのマテリアルバランス）が把握できるようにすること。
- b) 委託先が別途本制度の認定事業者である場合や、申請者が別途他の認定事業者から委託を受けている場合にあつては、当該申請に係る使用済小型電子機器等と、別途認定を受けた認定計画に基づく使用済小型電子機器等のそれぞれについて、a)の管理が可能となるようにすること。

(5) 区域の基準（法第10条第3項第2号関係） <省令案>

法第10条第3項第2号の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

- ① 北海道若しくは沖縄県の全域又は隣接する三以上の都府県（沖縄県を除く。）の区域の全部を含む区域であること。
- ② ①の区域ごとに算定した場合における人口密度が1000人/km²未満であること。

ただし、①及び②の両方の要件を満たす区域が複数ある場合には、これらの区域が隣接しない場合であっても、基準を満たすこととする。

(6) 申請者及び法第10条第2項第6号に規定する者の能力の基準（法第10条第3項第3号関係）

法第10条第3項第3号の主務省令で定める申請者及び法第10条第2項第6号に規定する者の能力の基準は、次のとおりとする。

① 当該申請に係る処理を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。

<省令案>

①の判断に係る行政手続法第5条第1項の審査基準は、次の通りとする。<手引き案>

- ・ 「知識及び技能を有する」とは、使用済小型電子機器等の処理について、性質、特徴、取扱方法、環境に与える影響等を熟知しており、かつ、処理を的確に行うための技術、能力を有することをいう。

② 当該申請に係る処理を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。<省令案>

②の判断に係る行政手続法第5条第1項の審査基準は、次の通りとする。<手引き案>

a) 申請者にあつては、次の基準を満たすこと。

イ 直前3年の各事業年度のうちいずれかの事業年度における自己資本比率が1割以上であること。ただし債務超過の状態でないこと。

ロ 直前3年の各事業年度における損益計算書上の経常利益金額に当該損益計算書上の減価償却費の額を加えて得た額の平均値が零を超えること。

ハ 法人税を滞納していないこと。

ニ 事業の開始及び継続に必要な資金等を確保可能であること。

ホ 直前3年の実績がない場合には、ニにより判断する。ただし、認定後しばらくの間は、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表及び納税証明書等を提出すること

b) 法第10条第2項第6号に規定する者にあつては、a)イ～ハの基準を満たすこと。

ただし、イ～ハが満たされない場合であっても、金融機関からの融資の状況を証明する書類、中小企業診断士の診断書等を必要に応じて提出させ、申請者の責任で経理的基礎を有することを確認できれば良いこととする。

(7) 法第10条第2項第7号に掲げる施設及び同項第8号に規定する施設の基準（法第10条第3項第3号関係）

法第10条第3項第3号の主務省令で定める施設の基準は、次のとおりとする。

<省令案>

① 当該申請に係る使用済小型電子機器等の収集又は運搬の用に供する施設については、次によること。

a) 使用済小型電子機器等が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること。

b) 積替施設を有する場合には、使用済小型電子機器等が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じたものであること。

② 当該申請に係る使用済小型電子機器等の処分の用に供する施設については、次によること。

- a) 使用済小型電子機器等の処分に適する施設であり、かつ、(4)⑤に掲げる資源の再資源化等に適するものであること。
- b) 運転を安定的に行うことができ、かつ、適正な維持管理を行うことができるものであること。
- c) 当該施設が廃棄物処理法第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設又は同法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設である場合には、これらの規定による許可（同法第9条第1項又は第15条の2の6第1項の規定による許可を受けなければならない場合にあっては、これらの規定による許可）を受けたものであること。
- d) 保管施設を有する場合には、搬入された使用済小型電子機器等が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散する等により、生活環境保全上の支障が生じないように必要な措置を講じたものであること。
- e) 携帯電話端末、PHS 端末及びパーソナルコンピュータについて、個人情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じたものであること。

(8) 使用人（法第10条第3項第4号ホ及びへ関係） <政令案>

法第10条第3項第4号ホ及びへの政令で定める使用人は、(2)と同様とする。

(9) 認定証（法第10条第3項関係） <省令案>

主務大臣は、法第10条第3項の認定若しくは法第11条第1項の変更の認定をしたとき又は同条第2項の変更の届出があったときは、次に掲げる事項を記載した認定証を交付しなければならない。

- ① 認定を受けた者の氏名又は名称、住所及び法人にあっては代表者の氏名
- ② 認定の年月日及び認定番号
- ③ 収集を行う区域及び処分の用に供する施設の所在地
- ④ 使用済小型電子機器等の収集、運搬又は処分を行う者の氏名又は名称、住所及び法人にあっては代表者の氏名並びにその者が行う収集、運搬又は処分の別

(10) 表示等（法第10条第3項関係） <省令案>

認定事業者等（法第11条第4項第1号に規定する認定事業者等をいう。以下同じ。）は、運搬車又は運搬船を用いて当該認定に係る使用済小型電子機器等の収集又は運搬を行うときは、次に掲げる事項を当該運搬車又は運搬船の外側に見やすいように表示するものとする。

- ① 氏名又は名称
- ② 当該認定に係る使用済小型電子機器等の収集又は運搬の用に供する施設である旨

③ 認定番号

認定事業者等は、運搬車又は運搬船を用いて当該認定に係る使用済小型電子機器等の収集又は運搬を行うときは、当該運搬車又は運搬船に次に掲げる書面を備え付けるものとする。

- ① (9)の認定証の写し
- ② 運搬先の事業場の名称、所在地及び連絡先を記載した書面

3. 再資源化事業計画の変更等（法第 11 条関係）

法参照条文

（再資源化事業計画の変更等）

第 11 条 前条第 3 項の認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）は、同条第 2 項第 4 号から第 8 号までに掲げる事項を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認定を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

- 2 認定事業者は、前項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。
- 3 認定事業者は、前条第 2 項第 1 号から第 3 号まで、第 9 号又は第 10 号に掲げる事項を変更したときは、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。
- 4・5 （略）

(1) 変更認定申請手続き（法第 11 条第 1 項関係） <省令案>

法第 11 条第 1 項の変更に係る認定を受けようとする認定事業者は、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。この場合において、当該変更が 2 (1) に掲げる書類又は図面の変更を伴うときは、当該変更後の書類又は図面を添付しなければならない。

- ① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ② 認定年月日及び認定番号
- ③ 変更の内容
- ④ 変更の理由
- ⑤ 変更後の処理の開始予定年月日

(2) 変更の認定を要しない軽微な変更（法第 11 条第 1 項ただし書関係） <省令案>

法第 11 条第 1 項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- ① 法第 10 条第 2 項第 6 号に規定する者に係る変更であって、次に掲げるもの

- ・ 名称又は氏名、住所、代表者の氏名の変更
- ・ 使用済小型電子機器等の収集又は運搬を行う者に係る変更であって、委託して行わせる業務の範囲の変更を伴わないもの
- ② 法第 10 条第 2 項第 7 号に掲げる施設に係る変更
- ③ 法第 10 条第 2 項第 8 号に掲げる施設に係る変更（保管の場所の所在地に係る変更に限る。）

(3) 軽微な変更の届出（法第 11 条第 2 項関係） <省令案>

法第 11 条第 2 項の届出は、その実施の日の 10 日前までに、次に掲げる事項を記載した届出書を主務大臣に提出して行うものとする。この場合において、当該変更が 2 (1) に掲げる書類又は図面の変更を伴うときは、当該変更後の書類又は図面を添付しなければならない。

- ① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- ② 認定年月日及び認定番号
- ③ 変更の内容
- ④ 変更の理由
- ⑤ 変更後の処理の開始予定年月日

(4) 氏名等の変更の届出（法第 11 条第 3 項関係） <省令案>

法第 11 条第 3 項の届出は、当該変更の日から 30 日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を主務大臣に提出して行うものとする。

- ① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- ② 認定年月日及び認定番号
- ③ 変更の内容
- ④ 変更の年月日

届出書には、次の書類を添付しなければならない。

- ① 法人の名称を変更する場合にあつては、法人の登記事項証明書
- ② 氏名を変更する場合にあつては、住民票の写し
- ③ 役員を変更する場合にあつては、法人の登記事項証明書及び 2 (1)④ に掲げる書類

4. 使用済小型電子機器等の引取りに応ずる義務（法第 12 条関係）

法参照条文

（使用済小型電子機器等の引取りに応ずる義務）

第 12 条 認定事業者は、第 10 条第 2 項第 4 号に掲げる区域内の市町村から、当該市町村が分別して収集した使用済小型電子機器等の引取りを求められたときは、主務省令で定める正当な理由がある場合を除き、当該使用済小型電子機器等を引き取らなければならない。

法第 12 条の主務省令で定める正当な理由は、次のとおりとする。 <省令案>

- ① 天災その他やむを得ない事由により使用済小型電子機器等の引取りが困難であること。
- ② 当該使用済小型電子機器等の引取りにより当該認定事業者等が行う使用済小型電子機器等の適正な保管に支障が生じること。
- ③ 当該使用済小型電子機器等の引取りの条件が使用済小型電子機器等に係る通常取引の条件と著しく異なるものであること。
- ④ 当該使用済小型電子機器等の引取りが法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであること。

5. 委託の基準（法第 13 条第 2 項関係） <政令案・委託省令案・環境省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成 17 年環境省令第 9 号）の一部を改正する省令案>

法参照条文

（認定事業者等に係る廃棄物処理法の特例）

第 13 条 認定事業者は、廃棄物処理法第 7 条第 1 項若しくは第 6 項又は第 14 条第 1 項若しくは第 6 項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、当該認定に係る使用済小型電子機器等の再資源化に必要な行為（一般廃棄物（廃棄物処理法第 2 条第 2 項に規定する一般廃棄物をいう。第 7 項において同じ。）又は産業廃棄物（廃棄物処理法第 2 条第 4 項に規定する産業廃棄物をいう。次項及び次条第 1 項において同じ。）の収集若しくは運搬又は処分に該当するものに限る。第 3 項において同じ。）を業として実施することができる。

2 認定事業者は、前項に規定する行為（産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分に該当するものに限る。）を認定計画に記載された第 10 条第 2 項第 6 号に規定する者に委託する場合には、政令で定める基準に従わなければならない。

3～7 （略）

法第 13 条第 2 項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- ① あらかじめ、事業者に対して当該事業者から受託した使用済小型電子機器等の運搬又は処分を委託しようとする者（以下「再受託者」という。）の氏名又は名称（法人にあつては、その代表者の氏名を含む。）及び再受託者が認定計画に記載された法第 10 条第 2 項第 6 号に規定する者であることを明らかにし、当該委託について当該事業者の書面（環境省令で定める事項が記載されたものに限る。）による承諾を受けていること。＜政令案＞

①の環境省令で定める事項は、次の通りとする。＜委託省令案＞

- a) 委託に係る使用済小型電子機器等の数量
- b) 委託に係る使用済小型電子機器等に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨
- c) 受託者の氏名又は名称、住所及び認定番号
- d) 承諾の年月日
- e) 再受託者の氏名又は名称及び住所

② 委託契約は、書面により行い、当該委託契約書には、次に掲げる事項についての条項が含まれていること。＜政令案＞

- a) 委託に係る使用済小型電子機器等の数量
- b) 使用済小型電子機器等の運搬を委託するときは、運搬の最終目的地の所在地
- c) 使用済小型電子機器等の処分を委託するときは、その処分の場所の所在地、その処分の方法及びその処分に係る施設の処理能力
- d) 使用済小型電子機器等の処分（最終処分を除く。）を委託するときは、当該使用済小型電子機器等に係る最終処分の場所の所在地、最終処分の方法及び最終処分に係る施設の処理能力
- e) その他環境省令で定める事項

②e)のその他環境省令で定める事項は、次の通りとする。＜委託省令案＞

- ・ 委託契約の有効期間
- ・ 委託者が受託者に支払う料金
- ・ 使用済小型電子機器等の運搬に係る委託契約にあつては、受託者が当該委託契約に係る使用済小型電子機器等の積替え又は保管を行う場合には、当該積替え又は保管を行う場所の所在地並びに当該場所に係る積替えのための保管上限
- ・ 委託者の有する委託した使用済小型電子機器等の適正な処理のために必要な次に掲げる事項に関する情報
 - イ 当該使用済小型電子機器等の荷姿に関する事項
 - ロ 当該使用済小型電子機器等が廃パーソナルコンピュータ又は廃電子レンジであつて、日本工業規格 C 0950 号に規定する含有マークが付されたものである場合に

- は、当該含有マークの表示に関する事項
- ハ 委託に係る使用済小型電子機器等に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨
- ニ その他当該使用済小型電子機器等を取り扱う際に注意すべき事項
- ・ 委託契約の有効期間中に当該使用済小型電子機器等に係る前号の情報に変更があった場合の当該情報の伝達方法に関する事項
 - ・ 受託業務終了時の受託者の委託者への報告に関する事項
 - ・ 委託契約を解除した場合の処理されない使用済小型電子機器等の取扱いに関する事項

③ ②の委託契約書をその契約の終了の日から環境省令で定める期間保存すること。
＜政令案＞

③の環境省令で定める期間は、5年とする。＜委託省令案＞

④ ②の委託契約書の作成及び③の保存は、電子ファイルで行うことを可能とする。
＜環境省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令案＞

6. 報告（法第16条関係）＜省令案＞

法参照条文

（報告の徴収）

第16条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、認定事業者等に対し、使用済小型電子機器等の引取り又は再資源化の実施の状況に関し報告をさせることができる。

法第10条第3項の認定を受けた者は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間における当該認定に係る使用済小型電子機器等の引取り又は再資源化の実施の状況に関し、次に掲げる事項を記載した報告書を主務大臣に提出しなければならない。

- ① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ② 認定の年月日及び認定番号
- ③ 次に掲げる事項
 - a) 当該認定に基づき引き取った使用済小型電子機器等の数量
 - b) a)のうち、携帯電話端末、PHS 端末及びパーソナルコンピュータの数量
 - c) 密閉形蓄電池等及びフロン類の重量

- d) 再資源化により得られた資源の種類及び重量
- e) 当該認定に基づき引き取った使用済小型電子機器等を再使用した場合には、その品目ごとの数量

7. 権限の委任（法第 20 条関係）〈省令案〉

法参照条文

（権限の委任）

第 20 条 この法律に規定する主務大臣の権限は、主務省令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。

法第 16 条及び第 17 条第 1 項の規定による環境大臣の権限は、認定事業者等の事務所、工場、事業場又は倉庫の所在地を管轄する地方環境事務所に委任するものとする。ただし、環境大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

法第 16 条及び第 17 条第 1 項の規定による経済産業大臣の権限は、認定事業者等の事務所、工場、事業場又は倉庫の所在地を管轄する経済産業局長に委任するものとする。ただし、経済産業大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

8. その他 〈廃棄物処理法施行規則の一部を改正する省令案〉

参照条文

○廃棄物処理法（抄）

（産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例）

第 15 条の 2 の 5 産業廃棄物処理施設の設置者は、当該産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物として環境省令で定めるものをその処理施設において処理する場合において、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、その処理施設において処理する一般廃棄物の種類その他環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出たときは、第八条第一項の規定にかかわらず、同項の許可を受けずに、その処理施設を当該一般廃棄物を処理する一般廃棄物処理施設として設置することができる。

○廃棄物処理法施行規則（抄）

（産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例の対象となる一般廃棄物）

第 12 条の 7 の 16 法第 15 条の 2 の 5 の環境省令で定める一般廃棄物は、次の各号に掲げ

る産業廃棄物処理施設の種別に応じ、当該各号に定める一般廃棄物（当該産業廃棄物処理施設に係る法第 15 条第 1 項の許可に係る産業廃棄物と同一の種類のものに限る。）とする。

一 廃プラスチック類の破砕施設 廃プラスチック類（特定家庭用機器、パーソナルコンピュータその他金属及びガラスがプラスチックと一体となったものが一般廃棄物となったものを含むものとし、他の一般廃棄物と分別して収集されたものに限る。次号において同じ。）

二～六 （略）

（産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出）

第 12 条の 7 の 17 （略）

2 （略）

3 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 当該届出に係る産業廃棄物処理施設に係る第 12 条の 5 に規定する許可証の写し

二 他人の一般廃棄物の処理を行う場合にあっては次に掲げるいずれかの書類

イ 産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の処理に係る法第 7 条第 6 項の規定に基づく許可を受けたことを示す書類

ロ 専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの処分を業として行う者であることを示す書類

ハ 第 2 条の 3 第 1 号、第 2 号、第 4 号又は第 6 号に該当する者であることを示す書類

ニ 令第 5 条の 9 に規定する認定証の写し

4・5 （略）

(1) 一般廃棄物処理施設の設置についての特例の対象となる一般廃棄物の追加（廃棄物処法施行規則第 12 条の 7 の 16 関係）

産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例の対象となる一般廃棄物に、使用済小型電子機器等を追加する。

(2) 産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出（廃棄物処法施行規則第 12 条の 7 の 17 関係）

届出書に添付する、他人の一般廃棄物の処理を行う場合の書類に、他の法令の規定により一般廃棄物の処分を業として行う者であることを示す書類を追加する。

9. 施行期日

平成 25 年 4 月 1 日（法の施行日と同日。なお、法の施行期日については、別途法の施行期日を定める政令において定める。）

小型家電認定事業者マーク及び小型家電回収市町村マークについて

1. マーク作成の背景・目的

消費者が排出しやすいシステムとするために、制度に基づく使用済小型電子機器等の再資源化を行う認定事業者であること、もしくは使用済小型電子機器等の分別収集を行う市町村であることを示す小型家電認定事業者マーク及び小型家電回収市町村マークを作成することとした。マークを作成することにより、消費者に適正な排出を促すことが可能となる他、以下のような効果が期待される。

- ・ 消費者に対して、使用済小型電子機器等を排出することができるボックスやごみステーション、店舗等を分かりやすく示すこと
- ・ 使用済小型電子機器等の再資源化事業を行う認定事業者やその委託先が、制度に基づき認定された適正な事業者であることを容易に示すこと
- ・ 小型家電リサイクル制度を、消費者に認知してもらうこと 等

2. マークを使用する者及び使用場面

マークは、環境大臣を商標権者とする商標として登録し、マークを使用する者は、以下を想定している。それぞれ、環境大臣に使用権の承認を受けることで、マークを使用可能。

- ・ 使用済小型電子機器等の再資源化事業を行う認定事業者及び認定事業者の委託先（マークに認定番号を記入）
- ・ 使用済小型電子機器等の分別収集を行う市町村及び市町村から委託・許可・再生利用指定を受けた者（マークに市町村名を記入）

また、マークの使用場面は、以下を想定している。

- ・ 使用済小型電子機器等の回収のための場所・設備・パンフレット等への表示
 - ▶回収ボックス、回収コンテナ
 - ▶回収を行うごみステーション、回収を行う店舗の店頭
 - ▶広報・普及啓発資料（パンフレット等） 等
- ・ 使用済小型電子機器等の再資源化を行う認定事業者の設備等への表示
 - ▶使用済小型電子機器等の収集に使用する車両
 - ▶使用済小型電子機器等の再資源化を行う施設・設備
 - ▶認定事業者の名刺、ウェブサイト、パンフレット、制服 等

3. 今後のスケジュール（案）

- 12月13日 小委員会にてマークの発表・商標登録手続き開始
- 4月1日 マークの使用権の申請受付開始

4. マークのデザインの方向性について

マークの検討にあたり、見る人がすぐに理解できるように、以下の点を踏まえてデザインを実施。

●「小型家電」の明記

「小型家電」と表記することにより、リサイクルの対象物を明確に伝えることが可能。アジア人向けに「小型家電」、欧米人向けに「E-Waste」と併記。

●黒を基調としたデザイン

マーク使用者の「使い勝手」を考慮し、黒をベースとしたデザインに。

●ループの記号をモチーフ化

「ループ記号」を用いることで再資源化ということが直感的に伝えるように配慮。

5. 小型家電認定事業者マーク及び小型家電回収市町村マーク



小型家電認定事業者マーク



小型家電回収市町村マーク

- ・小型家電の形をイメージした抽象的なシルエットの中にリサイクルの「R」をモチーフとしたループ記号を入れて、小型家電のリサイクルであることを伝える。
- ・「小型家電」であることが伝わるように、文字ではっきり大きく表示。

使用済小型電子機器等の回収に係るガイドライン
(案)

目次

1	本ガイドラインについて	1
1.1	「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」の概要	1
1.2	本法における市町村及び小売業者の役割	4
1.3	使用済小型電子機器等の回収による便益	5
1.4	本ガイドラインの位置付け	6
2	制度対象品目・特定対象品目について	7
2.1	制度対象品目	7
2.2	特定対象品目	9
3	市町村内での効率的な回収方式について	11
3.1	市町村による回収方式の種類	11
3.1.1	ボックス回収	13
3.1.2	ステーション回収	14
3.1.3	ピックアップ回収	15
3.1.4	集団回収・市民参加型回収	16
3.1.5	イベント回収	17
3.1.6	清掃工場等への持込み	18
3.1.7	戸別訪問回収	19
3.1.8	回収方式の特徴	20
3.2	小売業者による回収方式の種類	24
3.2.1	店頭回収	26
3.2.2	帰り便回収	27
4	市町村内での回収における個人情報保護対策について	28
4.1	個人情報保護対策に配慮が必要と考えられる小型電子機器等	29
4.2	個人情報漏洩リスクと個人情報保護対策のイメージ	30
4.3	個人情報保護対策の事例	32
4.3.1	対面での回収	32
4.3.2	ボックス仕様の工夫	32
4.3.3	ステーションへの指導員の立ち会い	33
4.4	既存リサイクルルートにおける個人情報保護対策	33
(参考1)	法律施行令に示す品目の分類と「商品分類表（製造業）」の関係	34
(参考2)	使用済小型電子機器等の回収による便益	36
(参考3)	市町村による取組事例	37
(参考4)	モデル事業実施地域における使用済小型家電の回収結果	40

1 本ガイドラインについて

1.1 「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」の概要

使用済小型電子機器等は、その相当部分が廃棄物として排出され、多くは一般廃棄物として市町村による処分が行われています。市町村により処分される場合には、鉄やアルミ等一部の金属しか回収されず、その他の金や銅などの有用な資源は埋立処分されています。この状況に鑑み、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保の観点から、使用済小型電子機器等の再資源化を適正かつ確実に行うことができる者についての認定制度を創設し、使用済小型電子機器等の再資源化を促進する「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」が平成24年8月10日に公布されました。

本法は、図1-1に示す通り、我が国をめぐる資源制約や環境制約を踏まえ、使用済小型電子機器等の再資源化を促進するための措置を講ずることにより、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図ることを目的としています。

また、本法は、市町村等が収集した使用済小型電子機器等について、これを引き取り確実に適正なリサイクルを行うことを約束した者を国が認定し、廃棄物処理法の特別措置を講じる制度を定めています。本法の対象となる品目は、「一般消費者が通常生活の用に供する電子機器その他の電気機械器具のうち、効率的な収集運搬が可能であって、再資源化が特に必要なもの」として政令で指定された品目です。

本法に基づく使用済小型電子機器等の再資源化に関わる各者の責務は、図1-2に示す通りです。

なお、本ガイドラインは、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律に基づく回収に適用されるものです。パーソナルコンピュータや携帯電話等については、製造事業者としての責任と自主性を踏まえ、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）に基づく回収や携帯電話事業者による回収が先行して実施されていることから、これらの取組みも併せて、できるだけ多くの使用済小型電子機器等の回収・再資源化を進めていくことが重要です。

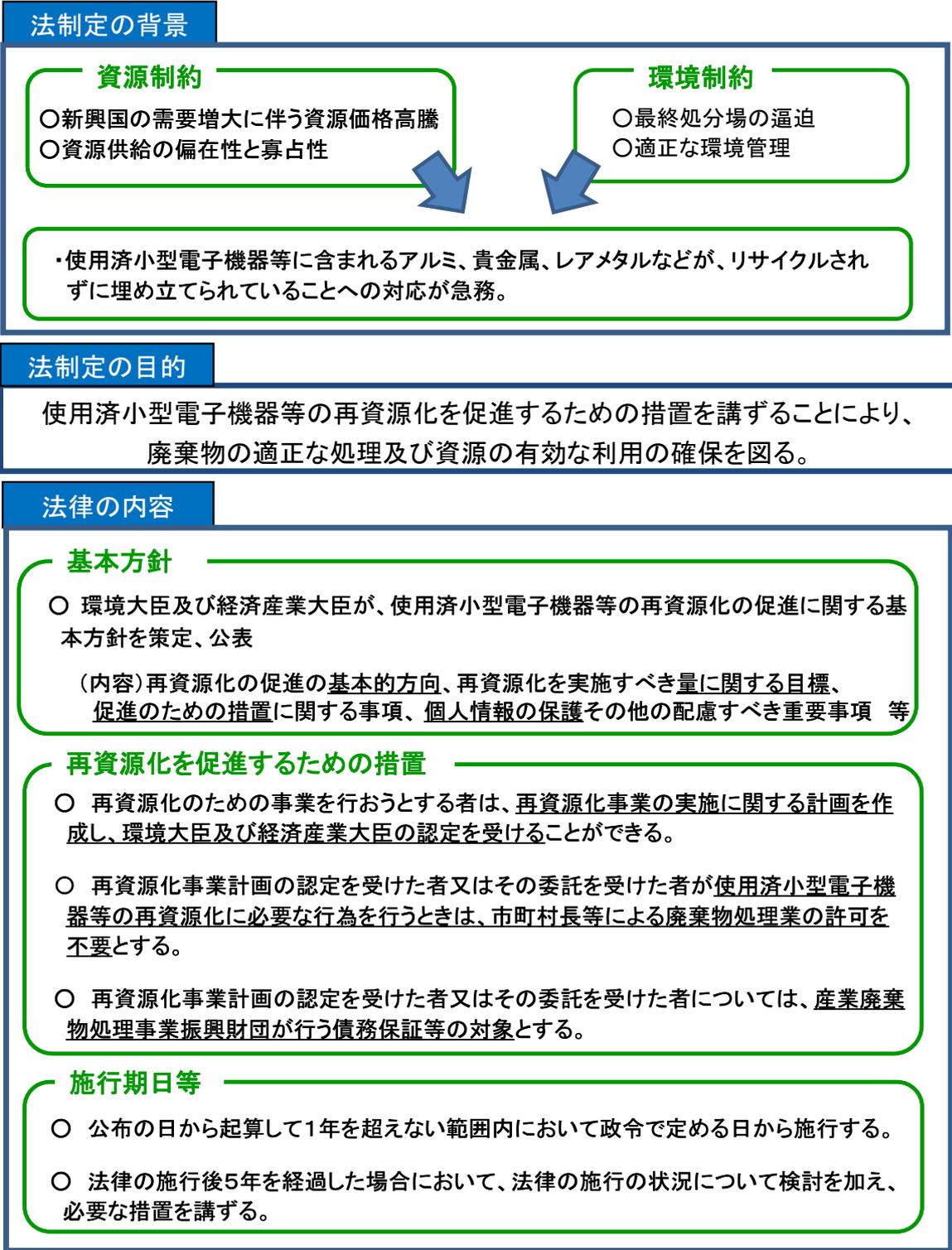


図 1-1 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律の背景、目的及び内容

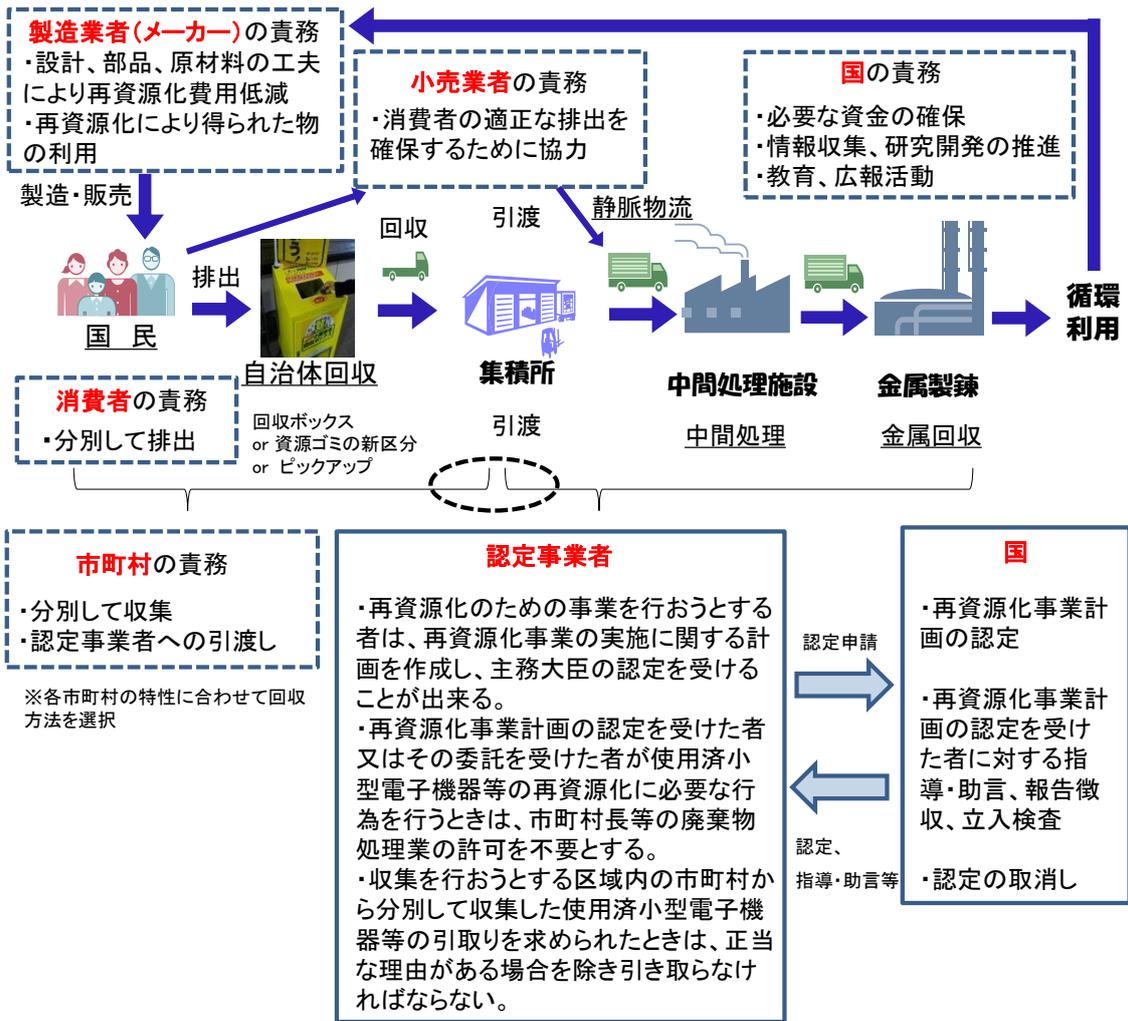


図 1-2 使用済小型電子機器等の再資源化に関わる者とその責務

1.2 本法における市町村及び小売業者の役割

本法では、使用済小型電子機器等の主な回収者として市町村が想定されており、本法において、地方公共団体の責務として、市町村に以下の役割が求められています(使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律 第五条より抜粋)。

市町村は、その区域内における使用済小型電子機器等を分別して収集するために必要な措置を講ずるとともに、その収集した使用済小型電子機器等を第十条第三項の認定を受けたものその他使用済小型電子機器等の再資源化を適正に実施し得る者に引き渡すよう努めなければならない。

また、市町村と同様に使用済小型電子機器等の回収に協力する者として、小売業者(小型電子機器等の小売販売を業として行う者)が想定されており、本法において小売業者には以下の役割が求められています(使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律 第八条より抜粋)。

小型電子機器等の小売販売を業として行う者は、消費者による使用済小型電子機器等の適正な排出を確保するために協力するよう努めなければならない。

使用済小型電子機器等の回収に際して、市町村及び小売業者は、本ガイドラインを参照の上、必要に応じて相互に適切な連携・協力体制を構築し、回収率やコストの面で最適となる仕組みを作るよう努めて下さい。

1.3 使用済小型電子機器等の回収による便益

使用済小型電子機器等の回収は、1.1 に記載されている通り、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用に資するものですが、その他にも、以下のような便益を得ることができます。

- ・ 埋立処分等費用削減便益 【(参考2) 参照】

廃棄物を埋立処分する場合には、破碎処理、焼却処理、埋立処分を行うために費用がかかります。また、使用済小型電子機器等の処理は、市町村が保有する廃棄物処理設備（破碎機等）に負担をかけるものとなります。使用済小型電子機器等を回収して再資源化すると、破碎処理、焼却処理、埋立処分に係る費用を削減できますし、市町村の廃棄物処理設備への小型電子機器等の投入量が減少することにより、メンテナンス（破碎機の刃の交換等）に係る費用を削減することができます。

- ・ 薬剤処理費用削減便益 【(参考2) 参照】

使用済小型電子機器等を含む廃棄物を焼却処理すると、焼却飛灰が発生します。飛灰には鉛等の有害な重金属が含まれており、飛灰を埋立処分するためには、飛灰にキレート材を添加し、溶出を防止する必要があります。使用済小型電子機器等を回収して再資源化すると、焼却飛灰に含まれる鉛等が減少し、キレート材の使用を抑制することができます、費用を削減することができます。

1.4 本ガイドラインの位置付け

本ガイドラインは、市町村や小売業者による使用済小型電子機器等の効率的な回収の実現に向けて、市町村や小売業者によって実施可能と考えられる回収方式を整理しています。また、使用済小型電子機器等には、個人情報記録されている機器等もあることから、これらの機器の回収にあたっては、個人情報保護対策に配慮することが求められます。そこで、本ガイドラインでは、使用済小型電子機器等の回収の際に講じられるべき個人情報保護対策について、その概要や特徴を整理しています。

市町村ご担当者、小売業者ご担当者が確認すべきページは以下の通りです。

- | | |
|-----------|----------------------------|
| ○市町村ご担当者 | : P. 7～23, 28～33 |
| ○小売業者ご担当者 | : P. 7～10, P. 24～27, 28～33 |

2 制度対象品目・特定対象品目について

2.1 制度対象品目

本法では、制度対象品目である小型電子機器等を以下の通り定義しています（使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律 第二条より抜粋）。

この法律において「小型電子機器等」とは、一般消費者が通常生活の用に供する電子機器その他の電気機械器具（特定家庭用機器再商品化法（平成十年法律第九十七号）第二条第四項に規定する特定家庭用機器を除く。）であつて、次の各号のいずれにも該当するものとして政令で定めるものをいう。

一 当該電気機械器具が廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。）第二条第一項に規定する廃棄物をいう。次号及び第十条第三項第一号において同じ。）となった場合において、その効率的な収集及び運搬が可能であると認められるもの

二 当該電気機械器具が廃棄物となった場合におけるその再資源化が廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用を図る上で特に必要なもののうち、当該再資源化に係る経済性の面における制約が著しくないと認められるもの

この定義に基づき、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律施行令（政令第〇号）では、第二条第一項の政令で定める電気機械器具は、次に掲げるもの（これらの附属品を含む。）のうち、一般消費者が通常生活の用に供するものとされています。

- 一 電話機、ファクシミリ装置その他の有線通信機械器具
- 二 携帯電話端末及び PHS 端末
- 三 カーナビゲーションその他の無線通信機械器具
- 四 ラジオ受信機及びテレビジョン受信機（特定家庭用機器再商品化法施行令第一条第二号に掲げるテレビジョン受信機を除く。）
- 五 ビデオカメラ、ディー・ブイ・ディー・レコーダーその他の映像用機械器具
- 六 デジタルカメラ
- 七 デジタルオーディオプレーヤー、ステレオセットその他の電気音響機械器具
- 八 パーソナルコンピュータ
- 九 磁気ディスク装置、光ディスク装置その他の記憶装置
- 十 プリンターその他の印刷装置
- 十一 ディスプレイその他の表示装置
- 十二 電子書籍端末
- 十三 電動ミシン
- 十四 電気グラインダー、電気ドリルその他の電動工具
- 十五 電子式卓上計算機その他の事務用電気機械器具

- 十六 ヘルスメーターその他の計量用又は測定用の電気機械器具
- 十七 電動式吸入器その他の医療用電気機械器具
- 十八 フィルムカメラ
- 十九 ジャー炊飯器、電子レンジその他の台所用電気機械器具（特定家庭用機器再商品化法施行令（平成十年政令第三百七十八号）第一条第三号に掲げる電気冷蔵庫及び電気冷凍庫を除く。）
- 二十 扇風機、電気除湿機その他の空調用電気機械器具（特定家庭用機器再商品化法施行令第一条第一号に掲げるユニット形エアコンディショナーを除く。）
- 二十一 電気アイロン、電気掃除機その他の衣料用又は衛生用の電気機械器具（特定家庭用機器再商品化法施行令第一条第四号に掲げる電気洗濯機及び衣類乾燥機を除く。）
- 二十二 電気こたつ、電気ストーブその他の保温用電気機械器具
- 二十三 ヘアドライヤー、電気かみそりその他の理容用電気機械器具
- 二十四 電気マッサージ器
- 二十五 ランニングマシンその他の運動用電気機械器具
- 二十六 電気芝刈機その他の園芸用電気機械器具
- 二十七 蛍光灯器具その他の電気照明器具
- 二十八 電子時計及び電気時計
- 二十九 電子楽器及び電気楽器
- 三十 ゲーム機その他の電子玩具及び電動式玩具

制度対象品目は、上記の品目の分類に該当するものとなります。品目の分類は、「商品分類表（製造業）」（平成24年経済センサス・活動調査）に基づいて整理を行っています。品目の分類と「商品分類表（製造業）」の関係は、参考1を参照して下さい。

2.2 特定対象品目

特定対象品目とは、資源性と分別のしやすさから特にリサイクルするべき品目として国が本ガイドラインにおいて指定するものです。市町村・消費者が認定事業者処理費を渡さなくても済む範囲で、できるだけ多くの品目をリサイクルすることが制度上望ましいことから、標準的なケースにおいて無償での引渡しが可能となる品目群¹を試算した結果を踏まえて、特定対象品目を指定することを基本とします²。加えて、消費者のわかりやすさなども勘案して、以下の通り指定された品目となります。

【特定対象品目】

- ・携帯電話、公衆用 PHS 端末、パーソナルコンピュータ（モニターを含む）※
※これらには、タブレット型情報通信端末を含みます
- ・電話機、ファクシミリ・ラジオ
- ・デジタルカメラ、ビデオカメラ、カメラ
- ・録画・再生装置（DVD-ビデオ、HDD レコーダ、BD レコーダ/プレーヤ、ビデオテープレコーダ(セット)）
- ・音響機器（MD プレーヤ、デジタルオーディオプレーヤー（フラッシュメモリ）、デジタルオーディオプレーヤー（HDD）、CD プレーヤ、デッキ除くテープレコーダ、ヘッドホン及びイヤホン、IC レコーダ、補聴器）
- ・補助記憶装置（ハードディスク、USB メモリ、メモリーカード）
- ・電子書籍端末
- ・電子辞書、電卓
- ・電子血圧計、電子体温計
- ・理容用機器（ヘアドライヤー、ヘアアイロン、電気かみそり、電気バリカン、電気かみそり洗浄機、電動歯ブラシ）
- ・懐中電灯
- ・時計
- ・ゲーム機（据置型ゲーム機、携帯型ゲーム機、ハンドヘルドゲーム（ミニ電子ゲーム）、ハイテク系トレンドトイ）
- ・カー用品（カーナビ、カーカラーテレビ、カーチューナ、カーステレオ、カーラジオ、カーCD プレーヤ、カーDVD、カーMD、カースピーカ、カーアンプ、VICS ユニット、ETC 車載ユニット）
- ・これらの附属品（リモコン、キーボードユニット、マウス、AC アダプタ、ケーブル）

¹ 対象とする品目の全てを認定事業者に引き渡す場合に、認定事業者における経費（静脈物流費、中間処理費、システム管理費等）と有用資源売却益がトータルで釣り合う範囲として平成 24 年時点で試算し、抽出した品目の群。

² 市町村・消費者が認定事業者に引き渡す個々の局面において、有償/無償/逆有償のいずれになるかは、個々の契約によって決まります。

ル、プラグ・ジャック、充電器（健康機器、美容機器、カメラ等の充電器）、地上デジタルチューナ、CSデジタルチューナ、その他チューナ、ケーブルテレビ用 STB、ゲーム用コントローラ）

3 市町村内での効率的な回収方式について

使用済小型電子機器等の再資源化を促進するにあたって、市町村内で効果的に使用済小型電子機器等を収集するためには、市町村又は小売業者によって地域に適した回収方式による効率的な回収が実施されることが望ましいと考えられます。本章では、市町村及び小売業者に実施可能と考えられる回収方式について、その概要等を整理しています。

なお、本ガイドラインは回収方式を例示したものであり、市町村や小売業者は必ずしも本ガイドラインに記載した回収方式を選択しなければならないということではありません（その他の回収方式として、例えば、宅配便による回収等が考えられます）。また、複数の回収方式を組み合わせることも可能です。使用済小型電子機器等の回収に関わる市町村や小売業者は、地域や消費者、既存回収制度等の実情に合わせて適切な回収方式を検討して下さい。

3.1 市町村による回収方式の種類

市町村が現行の分別収集体制に加えて実施する使用済小型電子機器等の回収方式としては、「ボックス回収」、「ステーション回収」、「ピックアップ回収」、「集団回収・市民参加型回収」、「イベント回収」、「清掃工場への持込み」、「戸別訪問回収」の7つの方式が想定されます。各方式の概要は下表に示す通りです。なお、各方式の実施方法等については、3.1.1から3.1.7にて解説していますので、参照して下さい。

表 3-1 市町村による回収方式の概要

	概要
ボックス回収	<ul style="list-style-type: none"> 回収ボックス（回収箱）を様々な地点に常設し、排出者が使用済小型電子機器等を直接投入する方式。 モデル事業の例では、回収ボックスの設置場所として以下が挙げられる。公共施設（市役所等）、スーパー、家電販売店、ホームセンター、ショッピングセンター、郵便局、学校、駅、駐輪場等
ステーション回収	<ul style="list-style-type: none"> 現行の分別収集体制においてステーション（ごみ排出場所）ごとに定期的に行っている資源物回収に併せて、使用済小型電子機器等に該当する分別区分を新設（回収コンテナ等を設置）し、使用済小型電子機器等を回収する方式。 モデル事業の例では、ステーションは有人（指導員等）の場合が多い。 本ガイドラインでは、家庭ごみの有料化と同時に導入される場合が多い、戸別回収（戸別収集とも言う。建物ごとに敷地の中にごみ出しの場所を設ける収集方式のこと）は、ステーション回収に含む。
ピックアップ回収	<ul style="list-style-type: none"> 従来的一般廃棄物の分別区分にそって回収し、回収した一般廃棄物から使用済小型電子機器等を市町村側で選別する方式。 ピックアップ作業はピット投入前のプラットフォームで行うケースやベルトコンベアにて行うケース等、様々な方法が存在。

	概要
集団回収・市民参加型回収	<ul style="list-style-type: none"> 既に資源物の集団回収を行っている市民団体が使用済小型電子機器等を回収する方式。
イベント回収	<ul style="list-style-type: none"> 地域のイベントにおいて回収ボックス等を設置し、参加者が持参した使用済小型電子機器等を回収する方式。
清掃工場等への持込み	<ul style="list-style-type: none"> 清掃工場等へ消費者が使用済小型電子機器等を持参する方式。
戸別訪問回収	<ul style="list-style-type: none"> 消費者が使用済小型電子機器等を排出したい旨を市町村に連絡し、市町村担当者または市町村から依頼を受けた業者が、連絡をした家庭に直接引取りに行き対象機器を回収する方式。 対面回収となる点が本回収方式の特徴。

3.1.1 ボックス回収

ボックス回収とは、市町村が回収ボックス（回収箱）を様々な地点に常設し、排出者が使用済小型電子機器等を直接投入する方式です。ボックス回収によって排出された使用済小型電子機器等の流れは、図 3-1 ボックス回収に示す通りです。

モデル事業における回収ボックスの設置場所の例としては、公共施設（市役所等）、スーパー、家電販売店、ホームセンター、ショッピングセンター、郵便局、学校、駅、駐輪場等が挙げられます。

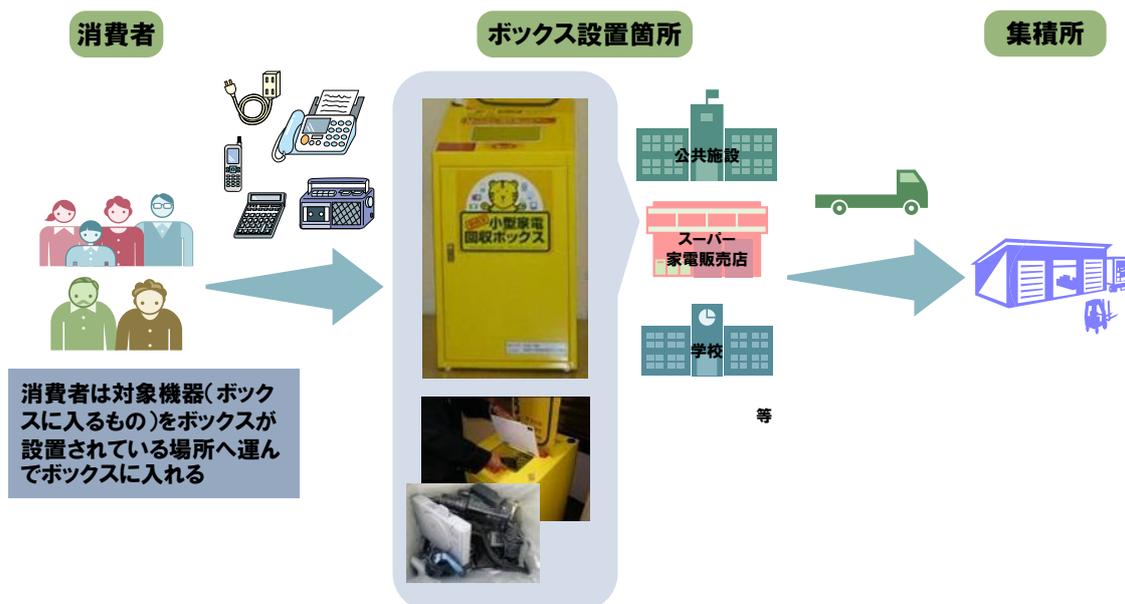


図 3-1 ボックス回収

ボックス回収の方式において考えられるメリット及びデメリットは、表 3-2 に整理する通りです。

表 3-2 ボックス回収のメリットとデメリット

メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 常時排出可能であるため、物理的に排出しやすい。 ・ 使用済小型電子機器等の回収用のボックスを設置するため、市町村のごみの分別区分を増やす必要がない。
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・ ボックス設置費用、ボックスからの収集運搬費用、普及啓発費用が必要である。 ・ 意識の高い消費者はボックスに持参するが、意識の高くない消費者は使用済小型電子機器等を燃えないごみ等として市町村に排出することが想定され、結局燃えないごみ等に混入するケースが多いと考えられる。 ・ 無人の場合、ボックス投入口へのスライダの取り付け等、盗難を防止するためのセキュリティ面への配慮が必要である。 ・ ごみ等の異物が混入されるおそれがある。 ・ ボックス回収専用の車両を必要とする場合、収集運搬費用が増加する（既存車両による「ついで回収」の場合、費用を抑えることが可能）。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人口当たり一定密度以上のボックスの設置が必要である。 ・ 物理的に排出しやすい施設にボックスを設置することが必要である。 ・ 盗難対策・異物混入対策が必要である。

3.1.2 ステーション回収

ステーション回収とは、市町村がステーション（ごみ排出場所）ごとに定期的に行っている資源物回収に併せて、使用済小型電子機器等に該当する分別区分を新設（回収コンテナ等を設置）し、使用済小型電子機器等を回収する方式です。なお、本ガイドラインでは、家庭ごみの有料化と同時に導入される場合が多い、戸別回収（戸別収集とも言います。建物ごとに敷地の中にごみ出しの場所を設ける収集方式のこと）は、ステーション回収に含むこととします。ステーション回収によって排出された使用済小型電子機器等の流れは、図 3-2 に示す通りです。モデル事業の例においては、ステーションは指導員等が立ち会う有人形式である場合が多いようです。なお、コンテナ等を設置する際には、一時仮置きとするなど、道路交通法に違反することのないよう十分に注意して下さい。

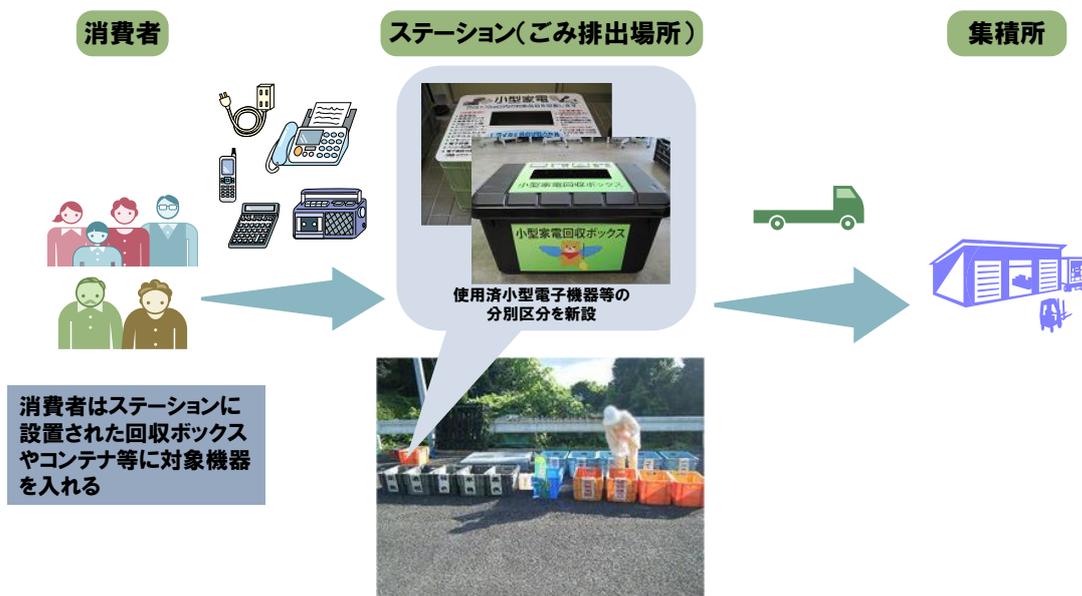


図 3-2 ステーション回収

ステーション回収の方式において考えられるメリット及びデメリットは、表 3-3 に整理する通りです。

表 3-3 ステーション回収のメリットとデメリット

メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通常のごみ収集時にも利用しているステーションへの排出であり、物理的に排出しやすい。 ・ 通常のごみ区分の一環となるため、他のごみ区分（燃えるごみ等）への混入が大幅に減る。 ・ ステーションが有人の場合、盗難等のトラブルの可能性は低い（ただし、無人の場合は持ち去り等の盗難の可能性はある）。
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 分別区分を新設する場合は、コンテナ等設置費用、収集運搬費用、普及啓発費用が必要である。 ・ 使用済小型電子機器等に固有の分別区分を新設するため、市町村における収集運搬費用が増加する（一方、既に使用済小型電子機器等に固有の分別区分が存在する場合や分別積載できる車両にて収集運搬を行っている場合は「ついで回収」することで費用を抑えることが可能である）。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ ステーションが無人の場合、盗難対策・異物混入対策が必要である。

3.1.3 ピックアップ回収

ピックアップ回収とは、市町村が従来の分別区分にそってステーション(ごみ排出場所)ごとに一般廃棄物を回収し、回収した一般廃棄物から、「不燃ごみ」や「粗大ごみ」として排出された使用済小型電子機器等を選別する方式です。ピックアップ回収によって排出された使用済小型電子機器等の流れは、図 3-3 に示す通りです。

ピックアップ作業には、ピット投入前のプラットフォームで行うケースやベルトコンベアにて行うケース等、様々な方法が存在します。

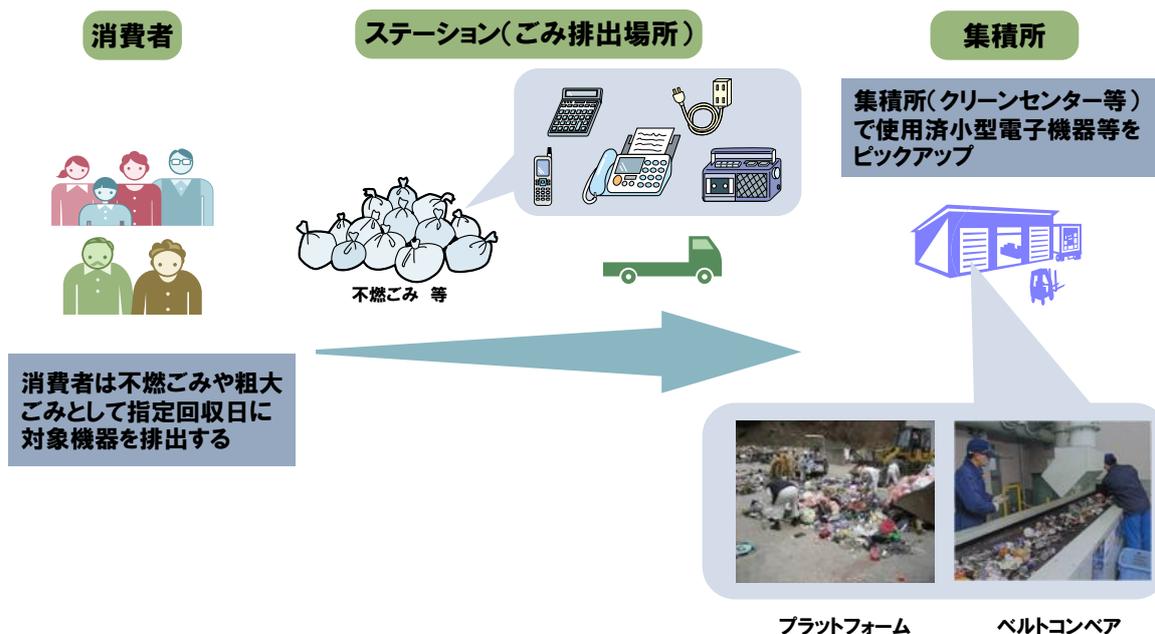


図 3-3 ピックアップ回収

ピックアップ回収の方式において考えられるメリット及びデメリットは、表 3-4 に整理する通りです。

表 3-4 ピックアップ回収のメリットとデメリット

メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通常のごみの収集時にも利用しているステーションへの排出であり、物理的に排出しやすい。 ・ 既存の分別区分で回収した後、ピックアップを行うため、収集運搬費用は増加しない。 ・ ごみの分別区分を新設する必要がない。
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・ ピックアップ費用が必要である(ピックアップ費用は、市町村の特徴によって大きく異なる)。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下記の条件を満たす場合、効果的・効率的なピックアップ回収が可能である。 <ul style="list-style-type: none"> - 市町村が容易にピックアップ可能な分別区分にて使用済小型電子機器等を収集していること。 - 市町村のクリーンセンター等にピックアップすることが可能な場所(プラットフォーム、ベルトコンベアライン等)があること。

3.1.4 集団回収・市民参加型回収

集団回収・市民参加型回収とは、既に資源物の集団回収を行っている市民団体が、同様に使用済小型電子機器等も回収する方式です。集団回収・市民参加型回収によって排出された使用済小型電子機器等の流れは、図 3-4 に示す通りです。



図 3-4 集団回収・市民参加型回収

集団回収・市民参加型回収の方式において考えられるメリット及びデメリットは、表 3-5 に整理する通りです。

表 3-5 集団回収・市民参加型回収のメリットとデメリット

メリット	<ul style="list-style-type: none"> 既存の資源物の集団回収にて回収することとなり、新たな費用の増加を抑えることが可能である。
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> 普及啓発費用が必要である。 集団回収・市民参加型回収のみでは、回収量の確保が難しいため、他の方法と組み合わせることが重要と考えられる。 意識の高い消費者は集団回収・市民参加型回収に参加するが、意識の高くない消費者は使用済小型電子機器等を燃えないごみ等として市町村に排出することが想定され、結局燃えないごみ等に混入するケースが多いと考えられる。 市町村が集団回収奨励金を支払う場合にあっては、その資金確保が必要である。
その他	—

3.1.5 イベント回収

イベント回収とは、市町村が地域のイベントにおいて回収ボックスを設置し、参加者が持参した使用済小型電子機器等を回収する方式です。イベント回収によって排出された使用済小型電子機器等の流れは、図 3-5 に示す通りです。



図 3-5 イベント回収

イベント回収の方式において考えられるメリット及びデメリットは、表 3-6 に整理する通りです。

表 3-6 イベント回収のメリットとデメリット

メリット	<ul style="list-style-type: none"> 市町村のごみの分別区分を増やす必要がない。
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> イベント出展費用、普及啓発費用が必要である。 イベント回収のみでは回収量の確保が難しいため、他の方法と組み合わせることが重要と考えられる。 意識の高い消費者はイベント会場に持参するが、意識の高くない消費者は使用済小型電子機器等を燃えないごみ等として市町村に排出することが想定され、結局燃えないごみ等に混入するケースが多いと考えられる。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 効果的な回収を行うためには、イベントの内容等を踏まえて複数の異なる性格のイベントに出展すること等が必要である。 ボックスを設置する場合、盗難対策・異物混入対策が必要である。

3.1.6 清掃工場等への持込み

清掃工場等への持込みとは、消費者が使用済小型電子機器等を清掃工場や資源化センター等へ持参する方式です。清掃工場等への持込みによって排出された使用済小型電子機器等の流れは、図 3-6 に示す通りです。

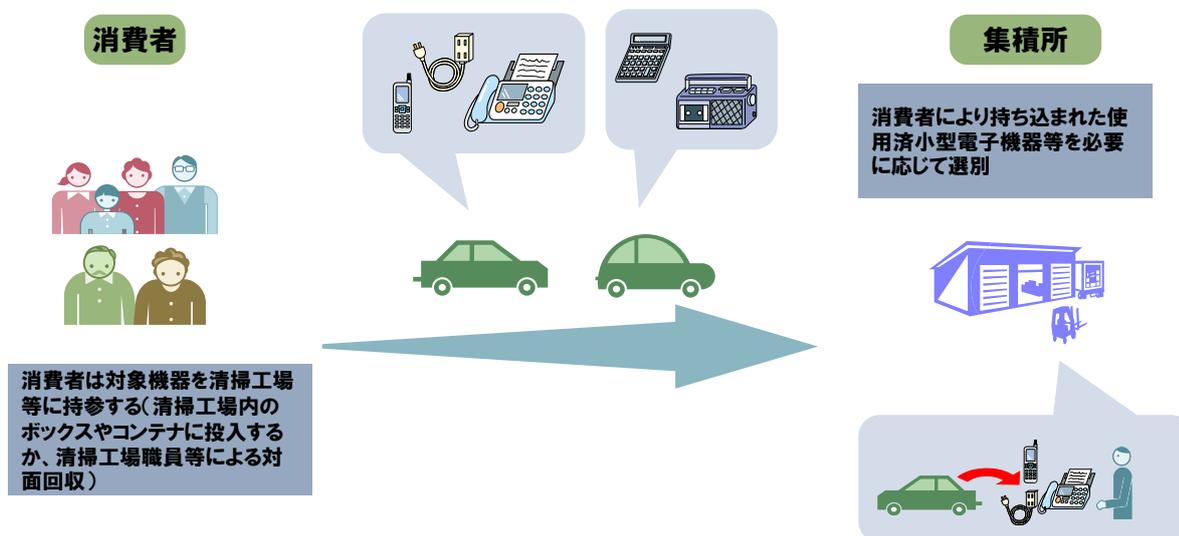


図 3-6 清掃工場等への持込み

清掃工場等への持込みの方式において考えられるメリット及びデメリットは、表 3-7 に整理する通りです。

表 3-7 清掃工場等への持込みのメリットとデメリット

メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 清掃工場等において常時持ち込みを受け付けることが可能である。 ・ 市町村のごみの分別区分を増やす必要がない。 ・ 対面回収であるため、盗難等のトラブルの可能性は低い。
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 普及啓発費用が必要となる。 ・ 意識の高い消費者は清掃工場等に持参するが、意識の高くない消費者は使用済小型電子機器等を燃えないごみ等として市町村に排出することが想定され、結局燃えないごみ等に混入するケースが多いと考えられる。
その他	—

3.1.7 戸別訪問回収

戸別訪問回収とは、消費者が使用済小型電子機器等を排出したい旨を市町村に連絡し、市町村担当者または市町村から依頼を受けた業者が、連絡をした家庭に直接引取りに行って対象機器を回収する方式です。戸別訪問回収によって排出された使用済小型電子機器等の流れは、図 3-7 に示す通りです。

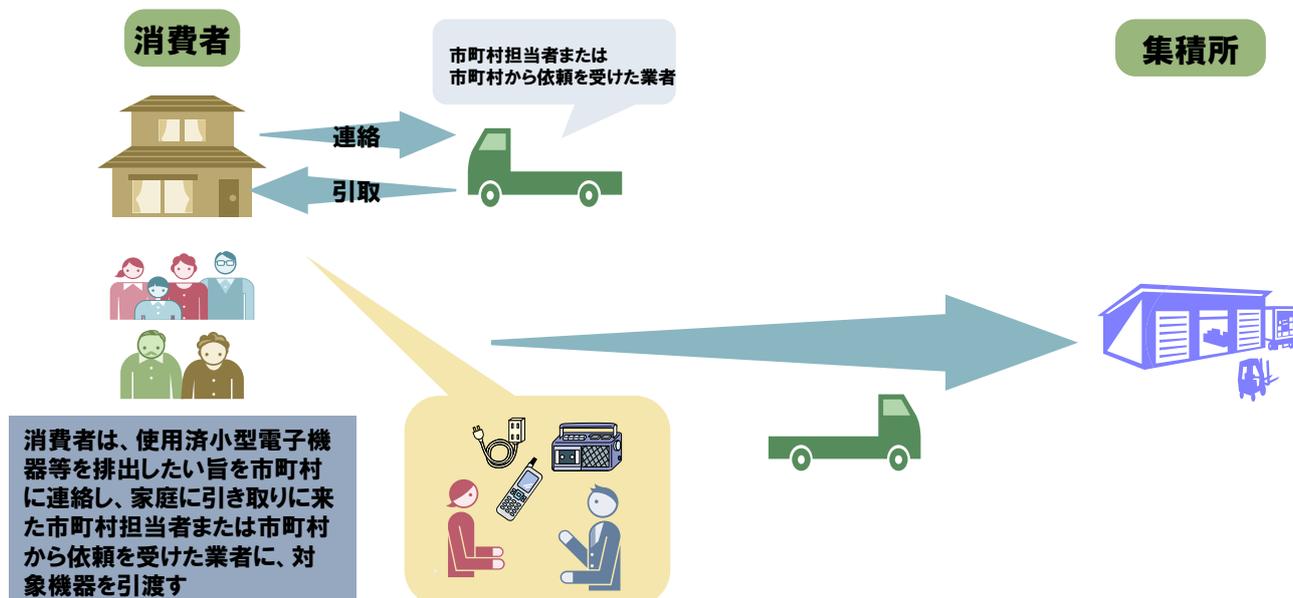


図 3-7 戸別訪問回収

戸別訪問回収の方式において考えられるメリット及びデメリットは、表 3-8 に整理する通りです。

表 3-8 戸別訪問回収のメリットとデメリット

メリット	<ul style="list-style-type: none"> 各家庭における回収であり、物理的に排出しやすい。 対面回収であるため、盗難等のトラブルの可能性は低い。 高齢者や障害者等にも容易に本制度に参加してもらうことができる。
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> 戸別訪問回収専用の車両を必要とする場合、収集運搬費用が増加する(粗大ゴミ等、既存の戸別訪問回収の「ついで回収」とできる場合や、既存車両による回収が可能な場合、費用を抑えることが可能)。 普及啓発費用が必要となる。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 新たに戸別訪問回収を開始する場合は、受付窓口の設置が必要。

3.1.8 回収方式の特徴

①回収方式の特徴

3.1.1 から 3.1.7 に示した通り、市町村による使用済小型電子機器等の回収には様々な方式が考えられます。回収方式によって特徴や必要となる費用が異なり、また、同一方式でも複数の実施方法が考えられるため、現行の分別収集体制に加えて使用済小型電子機器等の回収を行う市町村は、対象地域の特色に応じた方法で回収を実施する必要があります。また、回収量を確保するため、複数の回収方式を組み合わせることも有効であると考えられます。

表 3-9 に、各回収方式を実施した場合の利点及び必要となる費用をまとめています(実施の際の利点および必要となる費用は、各回収方式をその名称の下に記した実施方法例で実施した場合を想定して記載)。なお、特定対象品目以外の品目を回収する場合³は、従来の粗大ごみ収集のように、小型電子機器等の分別収集を行う際に必要となる費用を市民から徴収することも検討できます。地域に適した回収方式を検討して下さい。

³ 特定対象品目についても、個人情報保護対策を行う等、回収を行う際に市町村に特段の負担が生じる場合については、必要となる費用を消費者から徴収することも検討できます。

表 3-9 回収方式ごとの特徴(市町村による回収)

回収方式	回収方式及び実施方法例						
	ボックス回収	ステーション回収	ピックアップ回収	集団回収・市民参加型回収	イベント回収	清掃工場等への持込み	戸別訪問回収
実施方法例	ボックス(無人)を設置して回収し、専用車両によって回収	分別区分を新設し、通常のごみ回収ステーションにて回収	既存の分別区分で、通常のごみ回収ステーション(無人)にて回収	既に資源物の集団回収を行っている市民団体が回収	地域のイベントにおいて回収ボックスを設置	清掃工場に消費者が持参した対象機器を対面回収	市町村に連絡をした家庭に、引取りに行き回収
実施の際の利点	回収量の確保に資する	△	○	○	△	△	△
	常時排出、通常のごみ排出と同様の場所への排出が可能(消費者にとって排出容易)	○	○	○	×	×	△
	市町村がごみの分別区分を新設する必要がない	○	×	○	○	○	○
	対象機器を、燃えるごみや燃えないごみとは別に排出強く求めることができる	×	○	×	×	×	×
	盗難トラブルの可能性が低い	△	△	△	△	△	○
	その他のごみ等の異物混入を防ぐことができる	×	×	×	△	△	○
	収集運搬費用が増加しない	△	×	○	△	×	○
必要となる費用	<ul style="list-style-type: none"> ・ボックス設置費用 ・ボックスからの収集運搬費用 ・普及啓発費用 	<ul style="list-style-type: none"> ・コンテナ設置費用 ・収集運搬費用 ・普及啓発費用 	<ul style="list-style-type: none"> ・ピックアップ費用 	<ul style="list-style-type: none"> ・普及啓発費用 ・集団回収奨励金 	<ul style="list-style-type: none"> ・イベント出展費用 ・イベント会場からの運搬費用 ・普及啓発費用 	<ul style="list-style-type: none"> ・普及啓発費用 ・ピックアップ費用 	<ul style="list-style-type: none"> ・普及啓発費用 ・回収実施費用

※実施方法例の内容にて回収を実施した場合に必要な費用

○：合致する
 △：実施方法により合致する
 ×：合致しない

【参考：回収に係る費用について】

市町村は、使用済小型電子機器等の回収をする際には、表 3-9 の通り、追加的な費用が発生しますが、ボックス回収及びステーション回収に係る費用（普及啓発費用は除く）については、以下の通りの試算があります。また、ピックアップ回収については、モデル事業での事例を参考にしてください。

■ボックス回収

<試算の前提条件>

- ・ 使用済小型電子機器等を収集する専用車（4t 平ボディー車）にて収集。
- ・ 使用済小型電子機器等の量が多く、1 台で積載できない場合は車両を追加。
- ・ 使用済小型電子機器等の発生量：0.06kg／人・年 または 0.37kg／人・年
- ・ 収集頻度：月 1 回
- ・ ボックス設置密度：5,000 人／個

<試算結果>

広域回収	使用済小型電子機器等の発生量	使用済小型電子機器等 1kg 当たりの費用	1 万人・1 年当たりの費用
	kg／人・年	円／kg	円／万人・年
なし	0.06	168.7	103,483
	0.37	29.4	108,348
あり	0.06	50.6	31,035
	0.37	16.8	61,824

【注記】

- ・ 「広域回収なし」とは、現在のごみ収集体制の範囲内にてボックス回収を実施した場合を想定。
- ・ 「広域回収あり」とは、生活圈（全国を 207 のゾーンに分類※）の範囲内にてボックス回収を実施した場合を想定。一部事務組合等の複数市町村を対象としている者が管轄地域にボックスを設置することなどが考えられる。
- ・ それぞれ人口密度を勘案して抽出した 3 つの都道府県について前提条件に基づき費用を算出し、使用済小型電子機器等の量にて加重平均した数値を掲載。
- ・ 市町村や生活圈ゾーンによってはこの数値から 1 桁程度の違いが現れる可能性がある。
- ・ 使用済小型電子機器の発生量が 0.06kg／人・年の場合は回収率 5%を想定、0.37kg／人・年の場合は同 30%を想定。

※207 生活圈ゾーン（国交省の全国幹線旅客純流動調査で用いられるゾーン区分）

http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/jyunryuudou/doc/207_Zone2005.pdf

■ステーション回収

<試算の前提条件>

- ・ 従来から存在した分別区分（粗大ごみ小、ビン・缶、その他プラスチック）の収集車（4t 平ボデー車）の空いたスペースを活用して使用済小型電子機器

等を収集。粗大ごみ小は、45リットル処理袋に入るサイズで不燃物を含む何種類かの材質でできているものを想定。

- ・ 使用済小型電子機器等の量が多く、1台で積載できない場合は車両を追加。
- ・ 使用済小型電子機器等の発生量：0.06kg/人・年 または 0.37kg/人・年
- ・ 粗大ごみ小の発生量：2.5kg/人・年
- ・ ビン・缶の発生量：9.2kg/人・年
- ・ 収集頻度：月1回
- ・ ステーション設置密度：300人/個

<試算結果>

ついで回収対象	使用済小型電子機器等の発生量	使用済小型電子機器等 1kg 当たりの費用	1万人・1年当たりの費用
	kg/人・年	円/kg	円/万人・年
粗大ごみ小	0.06	5.5	3,383
	0.37	9.1	33,556
ビン・缶	0.06	7.2	4,399
	0.37	4.7	17,419

【注記】

- ・ 全市町村について前提条件に基づき費用を算出し、使用済小型電子機器等の量にて加重平均した数値を掲載。市町村によってはこの数値から1桁程度の違いが現れる可能性がある。
- ・ 使用済小型電子機器の発生量が0.06kg/人・年の場合は回収率5%を想定、0.37kg/人・年の場合は同30%を想定。

■ピックアップ回収

ピックアップ回収については、試算はありませんが、環境省が実施したモデル事業においては、清掃工場等において、4～6名程度の人数で、不燃ごみ等から使用済小型電子機器等をピックアップして回収しています。ピックアップ作業の頻度は、月1回程度から週4日程度まで市町村により様々ですが、従来実施しているピックアップ作業の対象品目に小型電子機器等を追加し、従来作業に組み込んで実施している市町村も多いです。

<モデル事業での事例>

項目	A施設	B施設
作業人数	4名	6名
作業頻度等	4日/週、日中一杯	随時、20日/月
回収品目	約30品目	13品目
回収期間	9ヶ月	8ヶ月
回収量	27,374kg	1,316kg

3.2 小売業者による回収方式の種類

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律の第八条において、小売業者は、「消費者による使用済小型電子機器等の適正な排出を確保するために協力するよう努めなければならない」とされています。使用済小型電子機器等の回収の際に小売業者が協力する方法としては、①市町村による使用済小型電子機器等の回収に協力する、②自ら認定事業者になる、③認定事業者から使用済小型電子機器等の回収の委託を受ける、の3つの方法が考えられます。

なお、特定対象品目以外の品目の回収を行う際に小売業者に負担が生じる場合、必要となる費用を消費者から徴収することも検討できます⁴。小売業者が認定事業者となる場合には、認定事業者としての立場で、使用済小型電子機器等の回収費用を徴収することが検討可能であり、認定事業者から回収の委託を受ける場合及び市町村の回収に協力する場合には、それぞれ、認定事業者、市町村との契約に基づき、回収費用を代理徴収等することが可能です。

小売業者による各協力方法の概要及び料金徴収可否は、表 3-10 に整理する通りです。

表 3-10 小売業者による協力の方法

	方法の説明	小売業者の料金徴収可否
① 市町村による使用済小型電子機器等の回収に協力する	小売業者が、市町村の回収に協力して使用済小型電子機器等を回収する方法。 小売業者と市町村との間で委託契約*が結ばれる場合もある。	市町村との契約に基づき、回収費用を代理徴収等することが可能。
② 自ら認定事業者になる	小売業者が自ら認定事業者となり、使用済小型電子機器等の回収を行う方法。	認定事業者としての立場で、使用済小型電子機器等の回収費用の徴収を検討することが可能。
③ 認定事業者から使用済小型電子機器等の回収の委託を受ける	小売業者が、認定事業者から委託を受けて使用済小型電子機器等の回収に協力する方法。 小売業者と認定事業者の間には委託契約が結ばれる。	認定事業者との契約に基づき、回収費用を代理徴収等することが可能。

※廃棄物処理法施行令が定める一般廃棄物の収集、運搬又は処分等の委託基準を満たす必要がある。

小売業者が使用済小型電子機器等の回収に協力する上記①～③の各方法について、想定される主な回収方式とその概要は、表 3-11 に示す通りです。ボックス回収の実施方法は 3.1.1 に示していますが、店頭回収及び帰り便回収の実施方法等については、3.2.1 及び 3.2.2 にそれぞれ解説していますので、参照して下さい。

⁴ 特定対象品目についても、個人情報保護対策を行う等、回収を行う際に小売業者に特段の負担が生じる場合については、必要となる費用を消費者から徴収することも検討できます。

表 3-11 小売業者の協力の方法と主な回収方式の概要

小売業者による協力の方法	回収方式		概要
①市町村による使用済小型電子機器等の回収に協力する	小売業者と市町村が委託契約を結ばない場合	ボックス回収	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村の回収ボックスを店頭を設置し、ボックス内の使用済小型電子機器等を市町村に引き渡す。 ・ボックスの管理責任は市町村が負う。 ・回収イメージは、市町村による回収方式の「ボックス回収」を参照。
	小売業者と市町村が委託契約を結ぶ場合*	ボックス回収	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村の回収ボックスを店頭を設置し、ボックス内の使用済小型電子機器等を市町村に引き渡す。 ・ボックスの管理責任は契約で決める。 ・回収イメージは、市町村による回収方式の「ボックス回収」を参照。
		店頭回収	<ul style="list-style-type: none"> ・小売業者が店頭において、消費者が持ち込んだ使用済小型電子機器等を対面で受け取る方式。
		帰り便回収	<ul style="list-style-type: none"> ・小売業者が商品を消費者に配送する際に、消費者が排出した使用済小型電子機器等を、配送の帰り便で回収する方式。
②自ら認定事業者になる	店頭回収	<ul style="list-style-type: none"> ・小売業者が店頭において、消費者が持ち込んだ使用済小型電子機器等を対面で受け取る方式。 	
	帰り便回収	<ul style="list-style-type: none"> ・小売業者が商品を消費者に配送する際に、消費者が排出した使用済小型電子機器等を、配送の帰り便で回収する方式。 	
③認定事業者から使用済小型電子機器等の回収の委託を受ける	ボックス回収	<ul style="list-style-type: none"> ・小売業者が回収ボックスを店頭を設置し、排出者が使用済小型電子機器等を直接投入する方式。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・認定事業者からの委託を受ける場合、回収ボックスの管理者は認定事業者の場合と小売業者の場合が考えられる。 ・回収イメージは、市町村による回収方式の「ボックス回収」において、引渡し先が認定事業者となる。 ・ボックスの管理責任は小売業者が負う。 			

※廃棄物処理法施行令が定める一般廃棄物の収集、運搬又は処分等の委託基準を満たす必要がある。

3.2.1 店頭回収

店頭回収とは、小売業者が店頭において、消費者が持参した使用済小型電子機器等を対面で受け取る方式です。店頭回収によって排出された使用済小型電子機器等の流れは、図3-8に示す通りです。

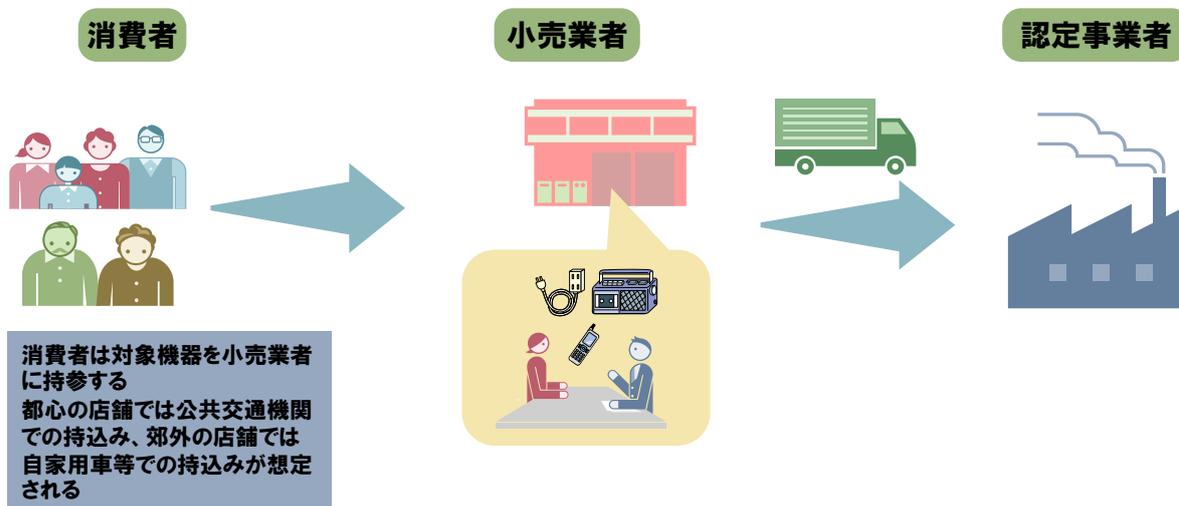


図 3-8 店頭回収

店頭回収の方式において考えられるメリット及びデメリットは、表3-12に整理する通りです。

表 3-12 店頭回収のメリットとデメリット

メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小売業者において常時持ち込みを受け付けることが可能である。 ・ 対面回収であるため、盗難等のトラブルの可能性は低い。 ・ 家電量販店等で回収を行う場合、製品購入時に使用済小型電子機器等を排出することも可能であるため、消費者にとって利便性が高い。
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 普及啓発費用が必要である。 ・ 意識の高い消費者は店頭で持参するが、意識の低い消費者は使用済小型電子機器等を燃えないごみ等として市町村に排出することが想定され、結局燃えないごみ等に混入する機会が多いと考えられる。 ・ 小売業者の選別の負担を抑えるために、消費者から持込まれた使用済電子機器等を幅広く回収することとなるため、品目の限定が難しい。
その他	—

3.2.2 帰り便回収

帰り便回収とは、小売業者が商品を消費者に配送する際に、消費者が排出した使用済小型電子機器等を、配送の帰り便で回収する方式です。帰り便回収によって排出された使用済小型電子機器等の流れは、図 3-9 に示す通りです。

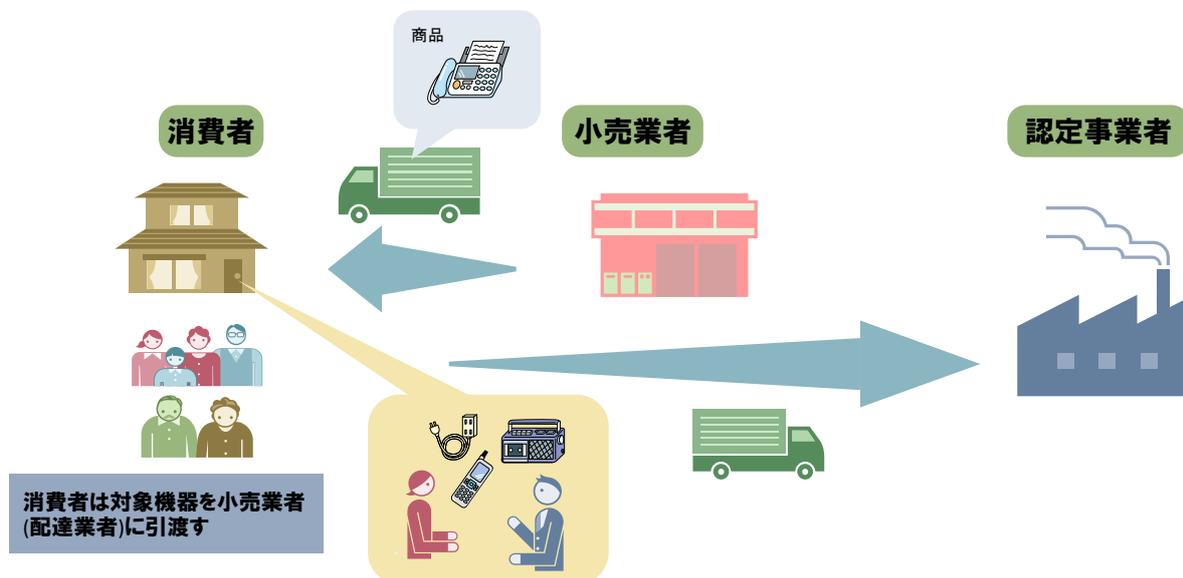


図 3-9 帰り便回収

帰り便回収の方式において考えられるメリット及びデメリットは、表 3-13 に整理する通りです。

表 3-13 帰り便回収のメリットとデメリット

メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 排出時における消費者の負担を抑えることが可能である。 ・ 配送車両の帰り便を活用するため追加的コストが抑えられる。 ・ 対面回収であるため、盗難等のトラブルの可能性は低い。
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 普及啓発費用が必要である。 ・ 小売業者の選別の負担を抑えるために、消費者から排出された使用済電子機器等を幅広く回収することとなるため、品目の限定が難しい。 ・ 意識の高い消費者は帰り便回収にて排出するが、意識の高くない消費者は使用済小型電子機器等を燃えないごみ等として市町村に排出することが想定され、結局燃えないごみ等に混入するケースが多いと考えられる。
その他	—

4 市町村内での回収における個人情報保護対策について

市町村や小売業者が使用済小型電子機器等を回収する際、個人情報が記録されている機器等が回収対象に含まれている可能性もあるため、個人情報の保護対策に配慮する必要があります。個人情報保護対策に配慮が必要と考えられる小型電子機器等を回収する場合、本章に記載されている事例等を参考に、適切な対策を実施するよう心がけて下さい。

なお、使用済小型電子機器等に含まれる情報は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「行政機関個人情報保護法」という。）上の「保有個人情報」⁵にはあたりませんが、同法上の「個人情報」に該当するものが含まれる可能性があります。行政機関個人情報保護法では、保護される対象である「個人情報」の定義が個人情報の保護に関する法律のそれと同様となっており⁶、取扱いについて適切な取扱いが義務付けられています⁷。

全国の市町村が制定している個人情報保護条例は、行政機関個人情報保護法と同様あるいは類似の規定を定めていることから、市町村は、使用済小型電子機器等に含まれる個人情報について、各市町村の条例の定めに従って、適切な対策を取ることが求められていると考えられます⁸。

使用済小型電子機器等を回収するにあたり、市町村がとるべき対策としては、消費者に対して個人情報のデータを消去した上で排出することを周知徹底し、個人情報を含まない状態にした使用済小型電子機器等を回収することが最も良いと言えるでしょう。しかしながら、個人情報が含まれた状態で排出される使用済小型電子機器等も回収することが考えられるため、回収時及び保管時にも十分な対策をとることが必要です。

⁵ 行政機関個人情報保護法上の「保有個人情報」とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該行政機関の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関が保有しているもの（行政文書に記録されているものに限る）。

⁶ 行政機関個人情報保護法は、同法上の「個人情報」を、個人情報保護法と同様、「生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。」と定義しています（行政機関個人情報保護法 第二条第二項、個人情報の保護に関する法律 第二条第一項）

⁷（行政機関個人情報保護法 第七条）個人情報の取扱いに従事する行政機関の職員若しくは職員であった者又は前条第二項※の受託業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容のみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。※行政機関から個人情報の取扱いの委託を受けた者が受託した業務

⁸ 個人情報の保護に関する法律第5条参照。

4.1 個人情報保護対策に配慮が必要と考えられる小型電子機器等

個人情報保護対策に配慮が必要と考えられる小型電子機器等の例として、以下に示すような品目が挙げられます。特に、他の品目に比べて多量かつ重要な個人情報を含む可能性が高く、データの復元ソフト等が存在するためにデータの完全な消去が容易ではないパソコンや携帯電話（公衆用 PHS 端末を含む。下記分類①）について、次ページ以降の個人情報対策を行うことができる市町村に限り、これらを回収するものとします。また、パソコンや携帯電話以外の個人情報を含む小型電子機器（下記分類②）を回収する場合にも、消費者に対して個人情報を消去したうえで排出するよう、普及啓発・周知を行うとともに、相応の個人情報保護対策を図ることが必要です。

<個人情報保護対策に配慮が必要と考えられる小型電子機器等の例>

分類①

- ・ パーソナルコンピュータ
- ・ 携帯電話
- ・ 公衆用 PHS 端末

分類②

- ・ USB メモリ
- ・ ビデオカメラ
- ・ HDD レコーダ
- ・ デジタルオーディオプレーヤー
- ・ IC レコーダー
- ・ デジタルカメラ
- ・ ゲーム機
- ・ カーナビ
- 等

4.2 個人情報漏洩リスクと個人情報保護対策のイメージ

小型電子機器等の回収段階において想定される個人情報漏洩リスクに対して、対象機器の排出者及び回収、処理に携わる全ての者は個人情報保護対策を講じる必要があります。排出から処理までの工程のうち、本ガイドラインの対象としている回収段階において市町村及び小売業者が個人情報保護対策を講じるべき範囲は図 4-1 に示す通りであり、また、その範囲内で懸念される個人情報漏洩リスクや、各者に求められる個人情報保護対策は、表 4-1 に示す通りです。

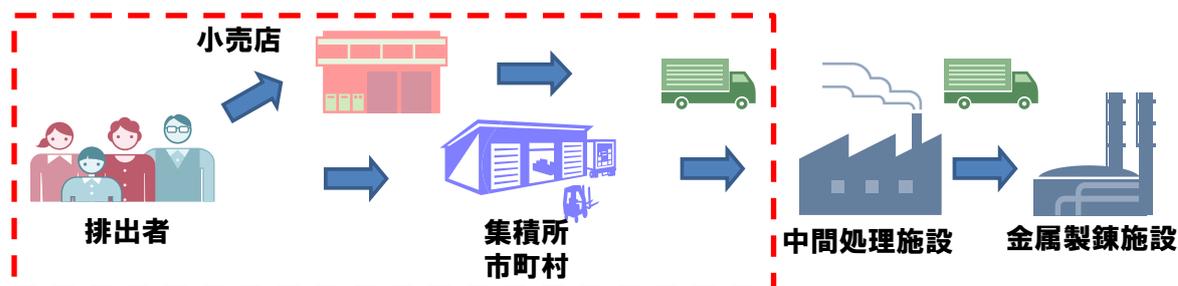


図 4-1 市町村及び小売業者が使用済小型電子機器等の回収段階において個人情報保護対策を講じるべき範囲

表 4-1 市町村及び小売業者が使用済小型電子機器等の回収段階において個人情報保護対策を講じるべき範囲における個人情報の漏洩リスクと保護対策

者及び回収方式		個人情報漏洩リスク	個人情報保護対策	
			排出・回収時	保管時
排出者		—	・個人情報等のデータを消去してから排出することを排出者に呼びかける	—
市町村・小売業者	ボックス回収	・盗難	・盗難防止対策 例) ボックスの施錠 ・データ消去を呼びかける掲示	・盗難防止対策 例) 施錠できる場所での保管
	ステーション回収	・盗難	・盗難防止対策 例) コンテナの施錠又はステーションへの人の立ち会い	・盗難防止対策 例) 施錠できる場所での保管
	ピックアップ回収	・盗難	・盗難防止対策 例) ピックアップの対象となる回収区分の組成によって使用済小型電子機器等が大半を占める場合には、コンテナの施錠又はステーションへの人の立ち会い	・盗難防止対策 例) 施錠できる場所での保管
	対面回収 (店頭回収、 帰り便回収等)	・盗難	・対面回収時の対策 例) データ消去確認、データ消去、物理破壊※	・盗難防止対策 例) 施錠できる場所での保管

※ データ消去や物理破壊は機器の種類や者（市町村・小売業者）の能力に応じて行うこととする。

個人情報を含む使用済小型電子機器等の排出に際しては、消費者自身であらかじめ機器内外の個人情報を削除してから排出することが望ましいため、国、都道府県、市町村は消費者に対して普及啓発を行い、周知徹底を図ることが基本となります。また、使用済小型電子機器等の回収を行う市町村及び小売業者は、個人情報消去にあたって高度な操作を要する機器や、消去作業を行うことが困難である消費者(高齢者等)について十分に考慮が必要です。例えば、データの消去方法や消去可能な場所に関する情報を提供すること等が必要となります。

このような普及啓発等を行った場合でも、なお、個人情報を含有したまま使用済小型電子機器等が排出される場合もあることから、回収・処理に携わる市町村や事業者はこれを適切に取り扱わなければなりません。具体的には、盗難対策に加えて、個人情報保護に係る管理体制(責任の明確化、職員研修、委託先の監督、等)の整備が必要となります。また、消費者自身による個人情報の消去に加えて、これらの個人情報保護対策を実施していることをアピールすることにより、消費者の排出に対する安心感が増し、より排出が促進されるものと考えられます。

これらの対策を施した上で、市町村は、パソコン、携帯電話(公衆用 PHS 端末を含む)を回収するものとします。使用済小型電子機器等の回収・処理に携わる市町村や事業者は、地域の状況や対象機器、回収方式等に応じて適切な対策を実施して下さい。なお、個人情報を含む機器に係る他の回収ルート(自主的な携帯電話回収ネットワーク(モバイル・リサイクル・ネットワーク)、資源の有効な利用の促進に関する法律に基づくパソコンリサイクル等)に関する情報も併せて消費者に提供することで、より多くの使用済小型電子機器等の回収・再資源化が促進されるものと考えられます。

小売業者は、対面で消費者から使用済小型電子機器等を回収する場合には、市町村と同様に、回収時のデータ消去確認、データ消去、物理破壊等や、施錠できる場所での保管等、適切な対策を実施して下さい。また、ボックス回収等、対面以外の回収によって使用済小型電子機器等を回収する場合にも、ボックスに施錠をする等の盗難対策を十分に施して下さい。

4.3 個人情報保護対策の事例

個人情報保護対策の例としては、「対面での回収」「ボックス仕様の工夫」「ステーションへの指導員等の立ち会い」等が考えられます。各対策方法の概要や取組事例は以下の通りです。

4.3.1 対面での回収

清掃工場への持込や小売業者による店頭回収等、使用済小型電子機器等を対面で回収する場合、排出前に機器内外の個人情報を削除するよう、消費者に直接呼びかけることが可能となります。

また、排出された機器の盗難防止対策ともなるため、機器内外に個人情報を含有されたまま排出された機器の個人情報漏洩を防止することも可能となります。

4.3.2 ボックス仕様の工夫

ボックス仕様に工夫をすることで、盗難防止の対策を講じることが可能です。具体的には、ボックスへの施錠や蓋の設置、ボックス内への仕切り版の設置等の工夫が考えられます。



図 4-2 ボックス仕様の工夫例(茨城県)

4.3.3 ステーションへの指導員の立ち会い

ステーションに指導員が立ち会うことで、排出された使用済電子機器等の盗難を防止するための管理(チェーンを用いたコンテナ同士の連結やコンテナの施錠等)が可能となります。また、排出時に機器内外の個人情報をその場で削除できる機器については、その場で削除するよう、消費者に直接呼びかけることが可能となります。



図 4-3 ステーションへの指導員の立ち会い例(水俣市)

※コンテナ等を設置する際には、一時仮置きとするなど、道路交通法に違反することのないよう十分に注意して下さい。

4.4 既存リサイクルルートにおける個人情報保護対策

資源有効利用促進法に基づくリサイクルルートの存在するパソコン及び自主的なリサイクルルートの存在する携帯電話については、表 4-2 に示すような個人情報保護対策が行われています。

表 4-2 パソコンや携帯電話の回収における個人情報保護対策

	回収段階	リサイクル段階
パソコン	<p><回収前></p> <ul style="list-style-type: none"> 排出の事前にハードディスクのデータ消去をあらかじめ行っておくことや消去方法をウェブサイト等にて広報。 <p><回収時></p> <ul style="list-style-type: none"> 消費者が最寄りの郵便局に直接持ち込むか、郵便局が戸口集荷を行うため、盗難等の懸念はない。 固有の番号を付与した伝票を発行し、収集運搬時のトレーサビリティを確保。 	<ul style="list-style-type: none"> 再資源化センター搬入時に入庫確認による個体管理を実施。 再資源化センター搬入後は、ハードディスクを物理的に破壊するなどによりデータ漏洩を防止。
携帯電話	<p><回収前></p> <ul style="list-style-type: none"> 携帯電話等に保存・蓄積された個人情報を消費者が確実に消去できるような端末操作上の仕組みを提供。 個人情報の消去に関し、取扱説明書などで分かりやすく説明することに加えて、専売ショップ等において消去操作の支援を実施。 <p><回収時></p> <ul style="list-style-type: none"> 機種変更・解約時等に対面回収を行うため、第三者による盗難等の懸念はない。 不要になった携帯電話端末は、消費者自身によるリセット処理に加えて、破壊処理や施錠可能な収納庫へ格納。 	<ul style="list-style-type: none"> 再資源化を行うリサイクル事業者等との契約において、通信事業者側から適切な個人情報保護対策として、引渡台数や重量での確認、再資源化処理過程での盗難防止対策等を講じるよう求めている。

(参考 1) 法律施行令に示す品目の分類と「商品分類表（製造業）」の関係

政令	商品分類表（製造業）における分類
1 電話機、ファクシミリ装置その他の有線通信機械器具	有線通信機械器具（3011）
2 携帯電話端末及びPHS端末	携帯電話機・PHS電話機（3012）
3 カーナビゲーションその他の無線通信機械器具	無線通信機械器具（3013）
4 ラジオ受信機及びテレビジョン受信機（特定家庭用機器再商品化法施行令（平成十年政令第三百七十八号）第一条第二号に掲げるテレビジョン受信機を除く。）	ラジオ受信機・テレビジョン受信機（3014）
5 ビデオカメラ、ディー・ブイ・ディー・レコーダーその他の映像用機械器具	ビデオ機器（3021）
6 デジタルカメラ	デジタルカメラ（3022）
7 デジタルオーディオプレーヤー、ステレオセットその他の電気音響機械器具	電気音響機械器具（3023）
8 パーソナルコンピュータ	パーソナルコンピュータ（3032）
9 磁気ディスク装置、光ディスク装置その他の記憶装置	外部記憶装置（3033） 半導体メモリメディア（2831）
10 プリンターその他の印刷装置	印刷装置（3034）
11 ディスプレイその他の表示装置	表示装置（3035）
12 電子書籍端末	その他の端末装置（3039 19）の一部
13 電動ミシン	家庭用ミシン（2635 11）
14 電気グラインダー、電気ドリルその他の電動工具	電動工具（2664 15）
15 電子式卓上計算機その他の事務用電気機械器具	他に分類されない事務用機械器具（2719 19）
16 ヘルスマーターその他の計量用又は測定用の電気機械器具	その他の計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具（2739）
17 電動式吸入器その他の医療用電気機械器具	医療用品（2743 11）
18 フィルムカメラ	35ミリカメラ（2752） 35ミリカメラ以外のカメラ（2752 12）
19 ジャー炊飯器、電子レンジその他の台所用電気機械器具（特定家庭用機器再商品化法施行令第一条第三号に掲げる電気冷蔵庫及び電気冷凍庫を除く。）	ちゅう房機器（2931）

政令	商品分類表（製造業）における分類
20 扇風機、電気除湿機その他の空調用電気機械器具（特定家庭用機器再商品化法施行令第一条第一号に掲げるユニット形エアコンディショナーを除く。）	空調・住宅関連機器（2932）の一部
21 電気アイロン、電気掃除機その他の衣料用又は衛生用の電気機械器具（特定家庭用機器再商品化法施行令第一条第四号に掲げる電気洗濯機及び衣類乾燥機を除く。）	衣料衛生関連機器（2933）
22 電気こたつ、電気ストーブその他の保温用電気機械器具	電気こたつ（2939 11） 他に分類されない民生用電気機械器具（2939 19）の一部
23 ヘアドライヤー、電気かみそりその他の理容用電気機械器具	理容用電気器具（2939 12）
24 電気マッサージ器	他に分類されない民生用電気機械器具（2939 19）の一部
25 ランニングマシンその他の運動用電気機械器具	他に分類されない民生用電気機械器具（2939 19）の一部
26 電気芝刈機その他の園芸用電気機械器具	他に分類されない民生用電気機械器具（2939 19）の一部
27 蛍光灯器具その他の電気照明器具	電気照明器具（2942）
28 電子時計及び電気時計	時計・同部分品（3231）
29 電子楽器及び電気楽器	その他の楽器・楽器部品・同材料（3249）
30 ゲーム機その他の電子玩具及び電動式玩具	電子応用がん具（3251 12） 金属製がん具（3251 13）

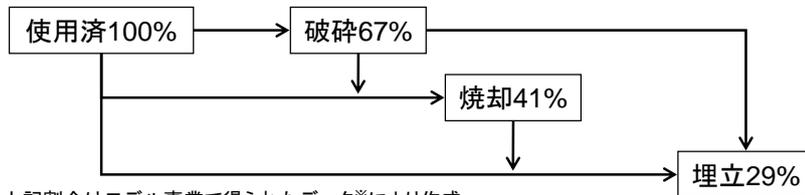
※ 商品分類表（製造業）における分類に含まれるものであっても、①電気製品でないもの、②業務用のもの、③部品は対象外となります。

※ これらの附属品（ACアダプタ、ケーブル、プラグ・ジャック、充電器、地上デジタルチューナその他のチューナ、ゲーム用コントローラ、リモコン等）についても、対象となります。

(参考2) 使用済小型電子機器等の回収による便益

使用済小型電子機器等の回収による便益として、埋立処分コスト等削減便益、薬剤処理費用等削減便益がありますが、これらの便益は以下の通り試算することができます。

<埋立処分費用等削減便益⁹>



上記割合はモデル事業で得られたデータ*により作成
 ※平成21年度使用済小型家電からのレアメタルの回収及び適正処理に関する研究会とりまとめP.3-17

破碎処理コスト削減＝破碎処理量(67%)×破碎処理単価32円/kg
 焼却処理コスト削減＝焼却処理量(41%)×焼却処理単価22円/kg
 埋立処分コスト削減＝埋立処分量(29%)×埋立処分単価47円/kg

合計が埋立処分費用等削減便益

※処理・処分単価は処理・処分単価を公表しているモデル事業実施自治体の値を採用
 ※処理・処分単価には、施設整備費用等が含まれる

<薬剤処理費用削減便益>

薬剤処理コスト削減便益(円) = 減少する飛灰中の鉛量(鉛kg) × 飛灰中の鉛量当たりの薬剤処理単価(円/鉛kg)

withケースで減少する飛灰中の鉛量(kg) = 焼却回避小型電気電子機器重量(kg) × 小型電気電子機器中の鉛量(鉛kg/kg) × 焼却時における飛灰への分配率

※小型電気電子機器量に、焼却比率(平成21年度使用済小型家電からのレアメタルの回収及び適正処理に関する研究会とりまとめP.3-17)を乗じて設定
 ※対象品目の組成データを用いて算定
 ※先行事例自治体における実測データに基づき設定(32.8%)

※専門家へのヒアリングを踏まえ、以下の仮定に基づき5,000円/鉛kgと設定
 ・鉛と銅の含有量の比が常に一定(鉛に対するキレート剤必要量は銅と鉛の含有量の合計に依存するため)
 ・焼却飛灰中の鉛含有量: 2000 mg-Pb/kg-飛灰
 ・焼却飛灰へのキレート剤添加率: 0.05 kg-キレート剤/kg-飛灰
 ・キレート剤単価: 200 円/kg-キレート剤

⁹ 使用済小型電子機器等の回収により、破碎処理コスト、焼却処理コスト、埋立処分コストの削減が期待され、それらを埋立処分費用等削減便益と総称しています。

(参考3) 市町村による取組事例

市町村による小型家電リサイクルへの取組は盛んに行われており、先行事例としては、表 参考-1 及び

表 参考-2 にまとめるような事例が挙げられます。これらの事例から、既存事例においてはステーション回収及びピックアップ回収が主流であることが分かります。

表 参考-1 市町村における小型家電リサイクルの先行事例(1)

市町村名	人口 (万人)	ボックス 回収	ステーション 回収	ピックアップ 回収	清掃工場への 持ち込み	備考
北海道石狩市	6	○				ボックスの設置(市役所等7箇所)及び回収を実施
東京都足立区	67			○		「燃やさないごみ」からピックアップ
東京都調布市	22			○		「粗大ごみ」からピックアップ
新潟県長岡市	28		○			土・日の午前中に市内5箇所の拠点で回収。
富山県射水市	9.4				○	消費者が直接小型家電をごみ処理施設に持ち込む。
富山県黒部市	4.2		○			常設回収を行うステーション整備の助成を県から受け、モデル事業を実施
富山県富山市	42		○			資源物ステーション(環境センター、土日祝の9時-3時に開設)にて回収
富山県高岡市	18		○			毎週日曜日に、資源物15品目(小型家電類含む)の無料回収ステーションを2箇所に設置
富山県砺波市	5		○			各地区の資源ごみステーションで分別回収
富山県氷見市	5		○			「金属製粗大ごみ等」の品目に「リサイクルする小型家電等」を追加
石川県輪島市	3			○		引渡し先の運搬会社にて、「金属ごみ」からピックアップ
羽咋郡市広域圏事務組合(石川県)	6.3	○		○		羽咋市、室達志水市、志賀町のごみ処理を実施。回収ボックス(リサイクルセンター内)による回収と、「資源ごみ」からのピックアップ
白山石川広域事務組合(石川県)	16			○		白山市、野々市町のごみ処理を実施。「不燃ごみ」からピックアップ
輪島市穴水町環境衛生施設組合(石川県)			○			「金属ごみ(小型家電等)」として収集

※「経済産業省：自治体における小型家電リサイクルの先進的取組事例」に基づき作成。
 集団回収・市民参加型回収及びイベント回収を実施している市町村はなし。

表 参考-2 市町村における小型家電リサイクルの先行事例(2)

市町村名	人口 (万人)	ボックス 回収	ステーション 回収	ピックアップ 回収	清掃工場への 持ち込み	備考
南越清掃組合(福井県)	10			○	○	越前市、南越前市、池田町のごみ処理を実施。「粗大ごみ」から分別。また、センターに持込まれたごみのうち、家電製品にあたる物を消費者が専用コンテナに投入
岐阜県多治見市	11.7			○		三の倉センターに搬入された破砕ごみを、職員が「高品位・低品位の家電」と「それ以外の家電」に分別
愛知県安城市	18			○		「不燃ごみ」からピックアップ
愛知県一宮市	39			○	○	消費者が環境センターに持込んだ「粗大ごみ」、「不燃ごみ」から職員がピックアップ
愛知県豊田市	42			○		「金属ごみ」からピックアップ
愛知県半田市	12			○		「不燃ごみ」からピックアップ
尾張東武衛生組合晴丘センター (愛知県)	26			○		瀬戸市、尾張旭市、長久手町のごみ処理を実施。「不燃ごみ」からピックアップ
刈谷知立環境組合(愛知県)	21.5				○	刈谷市と知立市のごみ処理を実施。消費者がクリーンセンターに持込み、小型家電専用コンテナに投入
常滑武豊衛生センター(愛知県)	10			○	○	消費者が持ち込んだ「不燃ごみ」から職員がピックアップ
島根県安来市	4			○		「金属類」からピックアップ
沖縄県名護市	6		○			小型家電収集のための区分を設置

(参考 4) モデル事業実施地域における使用済小型家電の回収結果

使用済小型電子機器等からの有用金属のリサイクルのあり方を検討することを目的とし、使用済小型電子機器等の回収モデル事業が、平成 20～22 年度に環境省、経済産業省によって実施されました。モデル事業実施地域における回収方式毎の使用済小型家電の回収結果は、表 参考-3 に示す通りです。

表 参考-3 モデル事業実施地域における回収結果

回収方式 市町村	ボックス回収			ステーション回収		ピックアップ回収		集団回収・市民参加型回収		合計 回収個数 (回収重量)
	回収個数 (回収重量)	期間 箇所	1箇所当たり 人口	回収個数 (回収重量)	期間	回収個数 (回収重量)	期間	回収個数 (回収重量)	期間	
秋田県	44,217 個 (23,194kg)	548 日間 145 箇所	7,484 人	-	-	28,601 個 (27,494kg)	523 日間	-	-	73,889 個 (50,833kg)
茨城県	27,577 個 (5,778kg)	637 日間 51 箇所	5,302 人	-	-	62,976 個 (21,066kg)	645 日間	-	-	91,835 個 (26,895kg)
福岡県	26,606 個 (4,072kg)	650 日間 36 箇所	3,498 人	16,585 個 (2,961kg)	筑後市 407 日間 大木町 438 日間	16,950 個 (2,274kg)	650 日間	-	-	61,848 個 (9,781kg)
東京都 (江東区・ 八王子市)	32,336 個 (6,288kg)	江東区 340 日間 70 箇所 八王子市 330 日間 52 箇所	江東区 6,630 人 八王子市 11,125 人	-	-	-	-	536 個 (139kg)	92 日間	33,304 個 (6,496kg)
名古屋市・ 津島市	9,676 個 (4,138kg)	名古屋市 348 日間 10 箇所 津島市 336 日間 4 箇所	名古屋市 225,999 人 津島市 16,349 人	1,718 個 (1,743kg)	津島市 336 日間	-	-	13,383 個 (11,943kg)	名古屋市 348 日間 津島市 336 日間	25,821 個 (17,854kg)
京都市	1,593 個 (2,052kg)	367 日間 50 箇所	29,269 人	-	-	-	-	-	-	16,270 個 (2,102kg)
水俣市	1,158 個 (266kg)	321 日間 5 箇所	5,367 人	1,256 個 (340kg)	326 日間	-	-	-	-	3,061 個 (611kg)
合計	157,473 個 (45,789kg)	-	-	20,095 個 (5,182kg)	-	108,527 個 (50,834kg)	-	46,687 個 (18,440kg)	-	332,782 個 (120,245kg)

※「-」は「実施せず」を示す。

※ボックスの箇所数は平成22年度のもの。

※イベント回収時は掲載していない。

市町村－認定事業者の契約に係るガイドライン
(案)

目次

1	本ガイドラインについて	1
1.1	「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」の概要	1
1.2	本法における市町村及び認定事業者の役割	4
1.3	本ガイドラインの位置付け	5
2	認定事業者との契約の準備	7
2.1	認定事業者との契約の形態	7
2.2	認定事業者の選定方法	9
2.3	使用済小型電子機器等の引取りに応ずる義務	11
3	市町村と認定事業者の契約に記載する事項	12
3.1	収集対象の品目	13
3.2	引渡し場所	15
3.3	引渡し方法	17
3.4	引渡しに係る費用	19
3.5	引渡しの頻度	21
3.6	引渡しの価格	23
3.7	契約の期間	24
3.8	市町村による認定事業者への引渡しに係る基本的な条件の整理	25
3.9	引き渡し後の取り扱い方法	26
3.10	市町村が再資源化の状況を確認する規定	27
4	その他	28
4.1	認定事業者による市町村の収集費用の補填等の措置	28
別添	認定事業者以外の再資源化事業者への引渡しについて	29

1 本ガイドラインについて

1.1 「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」の概要

使用済小型電子機器等は、その相当部分が廃棄物として排出され、多くは一般廃棄物として市町村による処分が行われています。市町村により処分される場合には、鉄やアルミ等一部の金属しか回収されず、その他の金や銅などの有用な資源は埋立処分されています。この状況に鑑み、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保の観点から、使用済小型電子機器等の再資源化を適正かつ確実に行うことができる者についての認定制度を創設し、使用済小型電子機器等の再資源化を促進する「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」が平成24年8月10日に公布されました。

本法律は、図1-1に示す通り、我が国をめぐる資源制約や環境制約を踏まえ、使用済小型電子機器等の再資源化を促進するための措置を講ずることにより、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図ることを目的としています。

また、本法は、市町村等が収集した使用済小型電子機器等について、これを引き取り確実に適正なりサイクルを行うことを約束した者を国が認定し、廃棄物処理法の特別措置を講じる制度を定めています。本法の対象となる品目は、「一般消費者が通常生活の用に供する電子機器その他の電気機械器具のうち、効率的な収集運搬が可能であって、再資源化が特に必要なもの」として政令で指定された品目です。なお、本法に基づく使用済小型電子機器等の再資源化に関わる各者の責務は、図1-2に示す通りです。

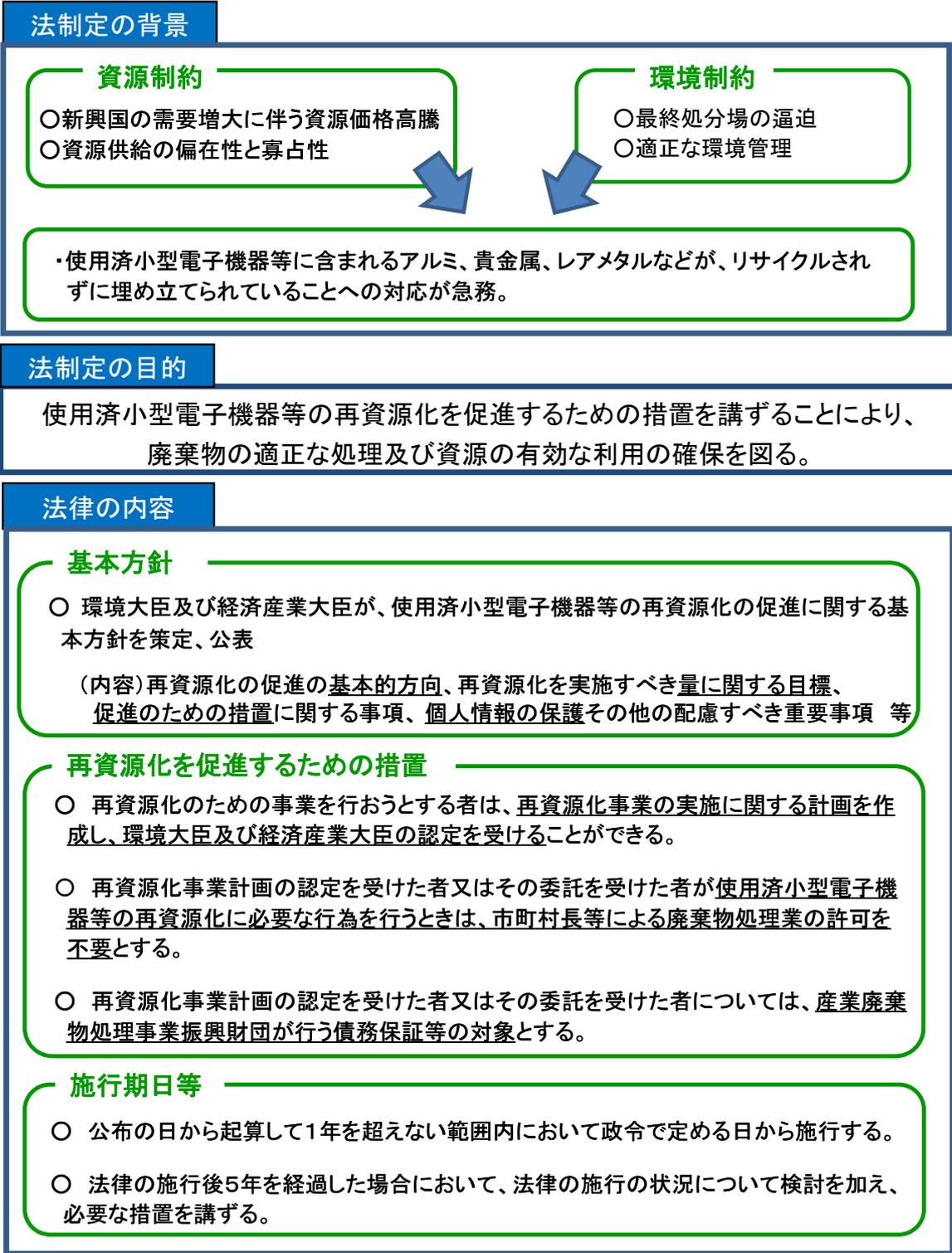


図 1-1 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律の背景、目的及び内容

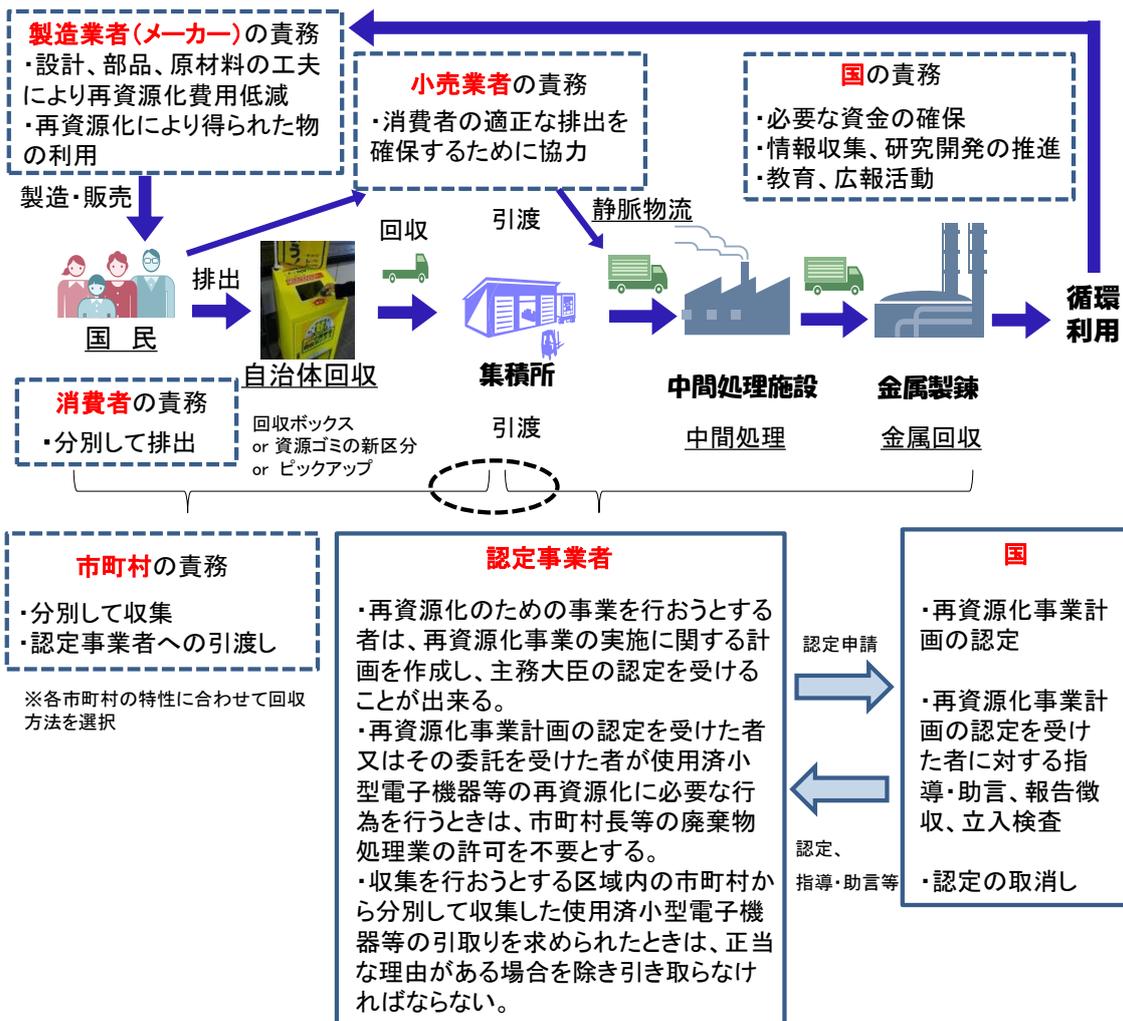


図 1-2 使用済小型電子機器等の再資源化に関わる者とその責務

1.2 本法における市町村及び認定事業者の役割

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律では、使用済小型電子機器等の主な回収者として市町村が想定されており、本法において、地方公共団体の責務として、市町村に以下の役割が求められています。

市町村は、その区域内における使用済小型電子機器等を分別して収集するために必要な措置を講ずるとともに、その収集した使用済小型電子機器等を第十条第三項の認定を受けたものその他使用済小型電子機器等の再資源化を適正に実施し得る者に引き渡すよう努めなければならない(使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律 第五条より抜粋)。

また、本法では、使用済小型電子機器等の再資源化事業を行う者は、再資源化事業計画を作成し、主務大臣の認定を受けることで、再資源化事業を行う認定事業者となります。認定事業者は、再資源化事業計画に基づいて再資源化事業を行うこととなりますが、計画に記載した収集の区域内の市町村から引取りを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、使用済小型電子機器等を引き取らなければならないと義務づけられています。

使用済小型電子機器等の再資源化のための使用済小型電子機器等の収集、運搬及び処分の事業を行うとする者は、主務省令で定めるところにより、使用済小型電子機器等の再資源化事業の実施に関する計画を作成し、主務大臣の認定を申請することができる。(使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律 第十条第一項より抜粋)

認定事業者は、第十条第二項第四号に掲げる区域内の市町村から、当該市町村が分別して収集した使用済小型電子機器等の引取りを求められたときは、主務省令で定める正当な理由がある場合を除き、当該使用済小型電子機器等を引き取らなければならない。(使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律 第十二条より抜粋)

1.3 本ガイドラインの位置付け

本法は、使用済小型電子機器等の再資源化を促進するために、市町村に対しては、分別収集した使用済小型電子機器等を、認定事業者その他再資源化を適正に実施しうる者（以下、認定事業者等）に引き渡すことを求めています。また、認定事業者に対しては、市町村から使用済小型電子機器等の引取りを求められたときは、正当な理由がある場合を除き引き取らなければならないとしています。

市町村は、当該市町村を収集区域とする認定事業者等に、使用済小型電子機器等を引き渡すこととなりますが、円滑な引渡しを実施するためには、双方が、引渡しの対象品目、引渡しの場所、方法などについて、あらかじめ具体的に取り決めをすることが必要となります。そのため、使用済小型電子機器等の認定事業者等への引渡しにあたっては、市町村は、引渡し先として選定した認定事業者等と、個別に契約を締結することとなります。「小型電気電子機器リサイクル制度の在り方について（第一次答申）」（平成24年1月31日 中央環境審議会）においても、使用済小型電子機器に係る市町村から認定事業者への引渡し、認定事業者による市町村からの引取りは、契約によって行われることが記載されています。

本ガイドラインは、市町村と認定事業者の間で結ばれる契約について、契約までの準備、契約に記載すべき事項等を整理しています。市町村及び認定事業者は、本ガイドラインを参考として、両者において、個々の事情に応じて、表1-1に整理される事項等について定めた契約を締結し、使用済小型電子機器等の再資源化を促進することが求められます。なお、契約に先立ち、入札を行う場面でも、表1-1に整理される事項等について提示することが考えられます。

表 1-1 市町村と認定事業者との契約の準備及び契約の記載事項の一覧

契約の準備	
契約の形態	認定事業者との契約形態について、引渡の契約（覚書）とすることが推奨される。
事業者の選定	当該市町村を収集区域の対象とする認定事業者の数等を踏まえ、制限付き一般競争入札、指名競争入札又は随意契約により事業者を選定する。
契約に記載する事項	
収集対象の品目	市町村が認定事業者に引き渡す小型電子機器等の品目を定める。
引渡し場所	市町村が認定事業者に小型電子機器等を引き渡す場所を定める。
引渡し方法	市町村が認定事業者に小型電子機器等を引き渡す際の作業の負担者、具体的な引渡し方法を定める。
引渡しに係る費用	市町村の認定事業者への小型電子機器等の引渡しの際に必要な運搬費用、引渡し場所の運営費用、収集設備の費用の実施者を定める。
引渡しの頻度	市町村が認定事業者に小型電子機器等を引き渡す頻度を定める。
引渡しの価格	市町村が認定事業者に小型電子機器等を引き渡す際の実行価格を定める。なお、市況の変動等を考慮することが望ましい。
引渡しの期間	市町村と認定事業者との間の契約の期間を定める。
引き渡し後の取り扱い方法	市町村が引き渡した使用済小型電子機器等の、認定事業者における取り扱い方法を定める。
再資源化の状況を確認する規定	市町村が再資源化の状況を確認できるような規定を設けることが望ましい。

また、契約に記載する必要はありませんが、法 12 条に定める認定事業者が市町村からの使用済小型電子機器等の引取りを求められた際にこれを拒むことができる正当な理由の考え方、認定事業者による市町村の収集費用の補填等の措置の考え方についても整理しています。

2 認定事業者との契約の準備

本法が定める制度（以下、本制度）では、市町村が収集した使用済小型電子機器等を認定事業者等に引き渡し、認定事業者等がこれを再資源化することになります。市町村は、収集した使用済小型電子機器等の引渡し先となる認定事業者等を選定し、当該認定事業者と引渡しに係る契約を締結することになります。

ここでは、市町村と認定事業者の間で締結される契約の形態、市町村による認定事業者の選定方法について解説することで、市町村と認定事業者との契約の準備に必要な事項を整理します。

2.1 認定事業者との契約の形態

ここでは、市町村と認定事業者との契約の形態について整理します。

市町村と認定事業者の間においては、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下、容器包装リサイクル法）と同様に、業務委託ではない「引渡し」契約を行うことが推奨されます。

市町村における資源物及び廃棄物に係る通常の契約形態は、資源物として売却する「売却契約」、廃棄物として処理を委託する「業務委託契約」のいずれかとなります。また、業務委託契約の場合、市町村は処理を委託しても当該廃棄物の管理責任を負うことになり、処理を委託された事業者は収集、運搬又は処分等を他の事業者に再委託することはできません（廃棄物処理法施行令 第四条第三項 参照）。

しかしながら、本制度では、市町村が収集した使用済小型電子機器等を認定事業者に引き渡した場合、認定事業者の管理責任の下で再資源化事業を実施することになり、また認定事業者は再資源化事業計画に記載された者に収集、運搬又は処分等を委託することを想定しています（使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律 第十三条 第二項 参照）。

本法は、市町村から認定事業者の使用済小型電子機器等が引き渡された際には、認定事業者が責任を持って、主務大臣の認定を受けたシステムにて再資源化を実施するという仕組みであり、容器包装リサイクル法と同様に、業務委託ではない「引渡し」契約を行うことが推奨されます。すなわち、市町村が認定事業者に引渡した後は、市町村の処理責任は解除され、認定事業者が処理責任を負担するため、再資源化工程から生じる残渣についても認定事業者の産業廃棄物として適正に処理されます。また、認定事業者が処理責任を負担するため、業務委託ではない「引渡し」契約に際して、他の市町村の一般廃棄物処理計画との調和（廃棄物処理法第六条第三項）や通知（廃棄物処理法施行令第四条第九号）は特段必要ありません。認定事業者に引渡す際に締結する契約等については、他の廃棄物処理委託契約とは趣旨の異なる契約であることを明確にすることが推奨されます。これについては、容器包装リサイクル法において市町村と日本容器包装リサイクル協会が締結する分別基

準適合物に係る業務実施の覚書を参考にすることができるでしょう。

2.2 認定事業者の選定方法

市町村は、当該市町村を収集区域とする認定事業者等の中から、引渡先となる認定事業者等を選定し、使用済小型電子機器等の引渡しに係る契約を締結します。ここでは、市町村が認定事業者を選定する方法について整理します。

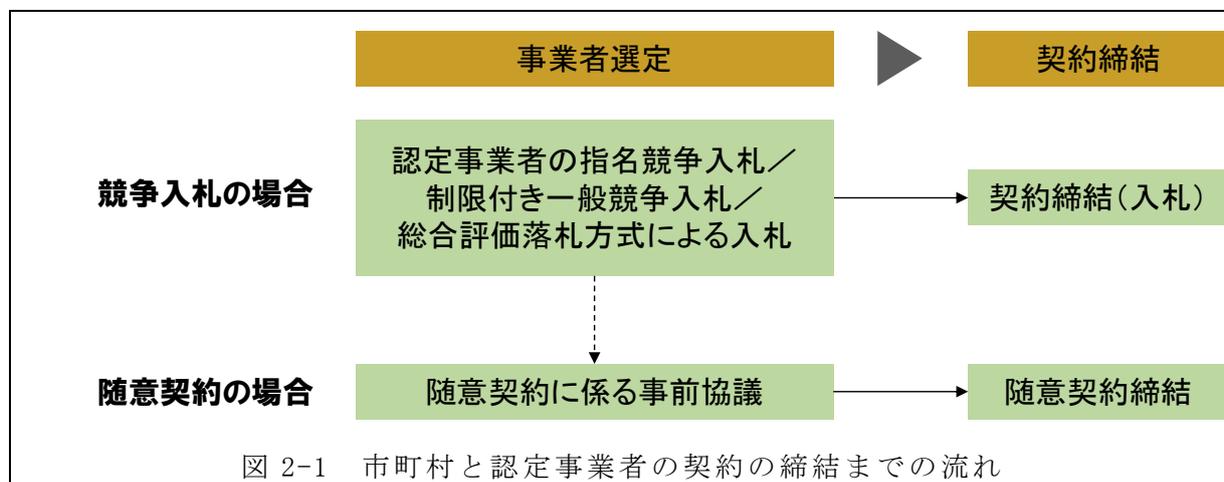


図 2-1 市町村と認定事業者の契約の締結までの流れ

なお、地方自治法では、市町村が売買、賃貸、請負その他の契約をする場合には、平等かつ公正に、またもっとも経済的な契約を達成できる相手（業者）を選定して、契約を締結することが求められています（地方自治法 第二百三十四条 参照）。このため、市町村は、原則として一般競争入札（参加資格を付する制限付き一般競争入札もあり得る）で契約相手となる事業者を選定しますが、一般競争入札に適さない場合、競争者が少数である場合等は、指名競争入札（あらかじめ競争入札への参加資格を定め、資格を満たす事業者を競争入札の参加者として指名して競争入札を行う）によって契約相手となる事業者を選定することができます。また、技術力等を含めた総合評価方式の入札にかけることもできます。

一方で、少額の業務である場合や予定価格が0円であり価格競争に適さない場合等は、随意契約（市町村が適切な事業者を特定する）によって契約相手となる事業者を選定することができます。

本制度における使用済小型電子機器等の引渡しについても、地方自治法の契約の原則を踏まえつつ、市町村は、分別収集した使用済小型電子機器等を認定事業者等に引き渡すことが求められていることに留意が必要です。

市町村が収集した使用済小型電子機器の引渡先となる認定事業者を選定するにあたっては、競争入札あるいは随意契約を選択することになると考えられます。

①「認定基準を満たしていること」等を入札参加要件とする、制限付き一般競争入札／指名競争入札

競争入札によって、契約相手の事業者を選定する場合、市町村は本法において、認定事業者その他再資源化を適正に実施し得る者に使用済小型電子機器等を引き渡すことが求められていることから、「本法の認定事業者に係る認定基準（ただし法第10条第3項第2号に定める区域の基準は除く）を満たしていること」等を要件とした競争入札を行うことが考えられます。認定事業者であれば、本法の認定基準を満たしていることは確認済みです。なお、認定事業者以外の者に引き渡す場合について、詳細は別添を確認してください。

また、引渡しを行う市町村内に認定事業者等の事務所が存在しない場合も考えられますが、認定事業者等の能力の高い事業者が入札に参加できるよう、入札資格を設定する場合に地域要件を拡げる等の配慮が考えられます。

②総合評価落札方式による入札

事業者の技術力などを含めて評価する総合評価方式の入札を実施することもできます。特に、本制度の円滑な施行のためには、引き渡し先の事業者が、高度な処理技術を有することに加え、市町村と綿密な連携体制を構築し市町村に適切な技術的支援を実施できること等、高い能力を有する者に引き渡すことが好ましいと考えられます。

③随意契約を締結

地方自治法の契約の原則に則り、当該契約を随意契約とする理由（適正に積算した結果、予定価格が少額であること等）を明確にした上で、市町村が随意契約を締結することも考えられます。

なお、随意契約を締結する際には、契約内容について、認定事業者と十分な事前協議を行う必要があります（※）。

（※）随意契約の場合は、「2.3（1）契約の形態と法第12条の関係」にも留意が必要です。

2.3 使用済小型電子機器等の引取りに応ずる義務

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律第12条には、使用済小型電子機器等の引取りに応ずる義務が規定されています。

法第十二条 認定事業者は、第十条第二項第四号に掲げる区域内の市町村から、当該市町村が分別して収集した使用済小型電子機器等の引取りを求められたときは、主務省令で定める正当な理由がある場合を除き、当該使用済小型電子機器等を引き取らなければならない。

(1) 契約の形態と法第12条の関係

競争入札又は随意契約の場合において、法第12条の「引取りを求められたとき」に該当するかどうかは、次の通り整理されます。

①競争入札の場合

市町村の入札公告のみをもって、法第12条の「引取りを求められたとき」には該当しないものと解釈されます。よって、認定事業者は法第12条に基づき入札に参加する義務が発生するわけではありません。

②随意契約の場合

市町村から、当該市町村が分別して収集した使用済小型電子機器等の引き取りに係る随意契約の締結を求められた場合は、法第12条の「引取りを求められたとき」に該当すると解釈されます。その場合、認定事業者は、法第12条の引き取り義務に基づき、契約を締結しなくてはなりません（ただし、主務省令に定める正当な拒否理由に該当する場合を除く）。

(2) 認定事業者が引取りを拒むことができる正当な理由

以下のような理由が主務省令で定められています<P>。

- ・ 天災その他やむを得ない事由により使用済小型電子機器等の引取りが困難であること。
- ・ 当該使用済小型電子機器等の引取りにより当該認定事業者が行う使用済小型電子機器等の適正な保管に支障が生じること。
- ・ 当該使用済小型電子機器等の引取りの条件が使用済小型電子機器等に係る通常の取引条件と著しく異なるものであること。
- ・ 当該使用済小型電子機器等の引取りが法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであること。

市町村が分別して収集していない使用済小型電子機器等については、引取りの義務はありません。また、市町村の分別収集の品位や分別の程度に応じた価格設定を行うことや、離島などの収集運搬費用が高額になる場合に別途価格設定を行うことは、通常の取引条件に含まれると考えられます。

3 市町村と認定事業者の契約に記載する事項

市町村は、当該市町村を収集区域とする認定事業者等に、使用済小型電子機器等を引き渡すこととなりますが、円滑な引渡しを実施するためには、引渡しの対象品目、引渡しの場所、方法などについて、具体的に取り決めをすることが必要になります。そのため、使用済小型電子機器等の認定事業者への引渡しにあたっては、市町村は、引渡し先として選定した認定事業者と、個別に契約を締結することになります。

ここでは、市町村と認定事業者の間で締結される契約に記載する事項について整理しています。なお、本ガイドラインは、市町村と認定事業者が契約を締結する際に参考するものであり、本ガイドラインに記載されている通りの内容を契約に記載する必要はありません。各市町村の方針や収集体制、再資源化事業者の事業内容等を考慮し、両者において協議の上、契約を締結してください。

3.1 収集対象の品目

市町村が収集する使用済小型電子機器等の品目については、市町村において決定しますが、収集対象の品目としては以下のような類型が考えられます。

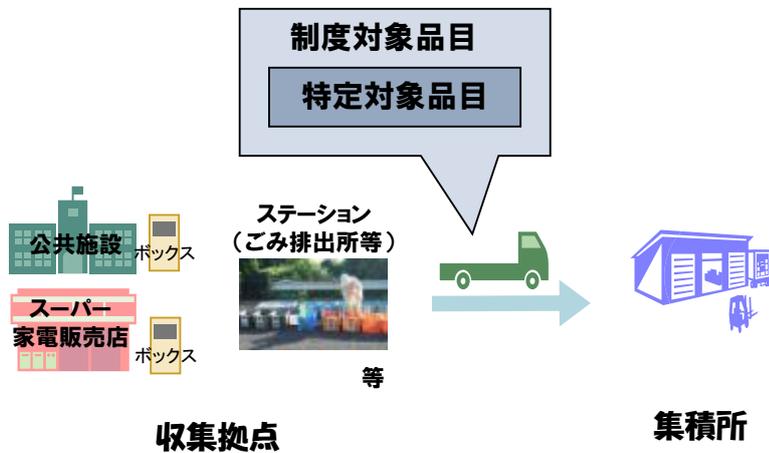
- ① 制度対象品目のうち、全ての品目
- ② 制度対象品目のうち、特定対象品目のみ
- ③ 市町村がその状況に応じて指定した品目

なお、制度対象品目及び特定対象品目については、「使用済小型電子機器等の回収に係るガイドライン」を参照してください。

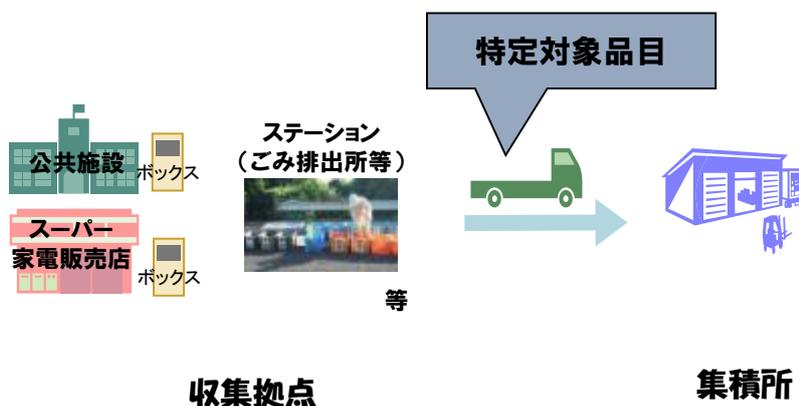
市町村が収集する使用済小型電子機器等の品目については、市町村において決定します。認定事業者は、引取りを拒むことが正当な理由に該当する場合を除き、当該使用済小型電子機器等を引き取ることになります（使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律 第十二条 参照）。

収集対象品目の選定は、制度の目的等を踏まえつつ、市町村の方針や収集体制等を考慮して市町村において決定するものであり、以下のような類型が考えられます。

① 制度対象品目のうち、全ての品目

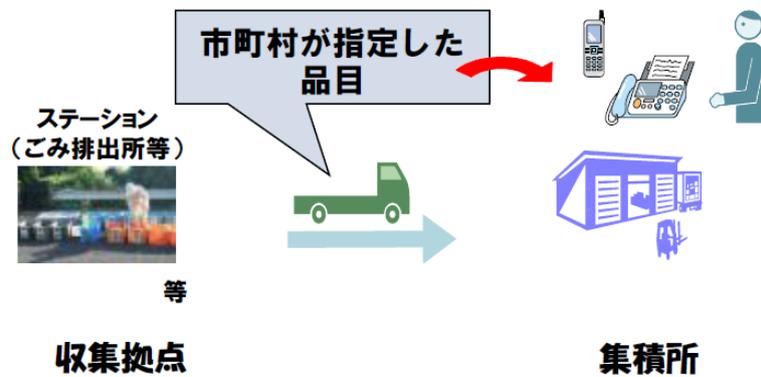


② 制度対象品目のうち、特定対象品目のみ



③市町村がその状況に応じて指定した品目

市町村内で、これまで粗大ごみとして収集してきたものを中心にピックアップ回収する場合など、市町村がその状況に応じ指定した品目を対象とします。



上記を踏まえ、契約書では、収集対象の品目について、以下のように記載することができるでしょう。

- ・ 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律の対象となる品目として政令で指定された全ての品目
- ・ 法律の対象となる品目のうち、特定対象品目
- ・ 法律の対象となる品目のうち、市町村が分別収集を実施する指定品目

3.2 引渡し場所

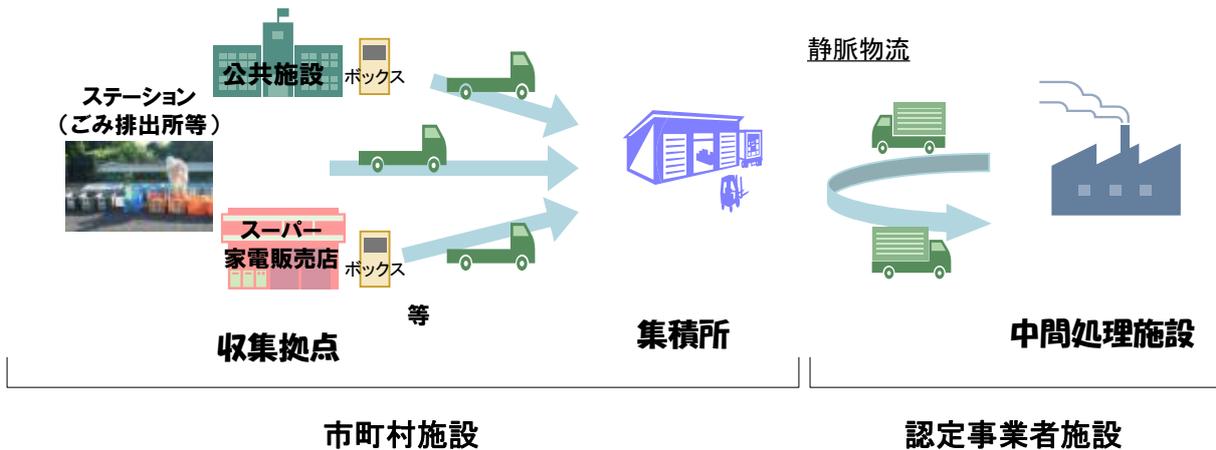
市町村が収集した使用済小型電子機器等の引渡し場所については、市町村の収集体制、認定事業者の再資源化事業の内容等を踏まえ、市町村と認定事業者が個別に調整し決定します。引渡し場所としては以下のような類型が考えられます。

- ① 市町村施設での引渡し
- ② 認定事業者施設での引渡し

引渡し場所は、効率的な収集運搬が行うことができるように、市町村と認定事業者において、個別に検討した上で決定することが望ましいですが、以下の類型が考えられます。

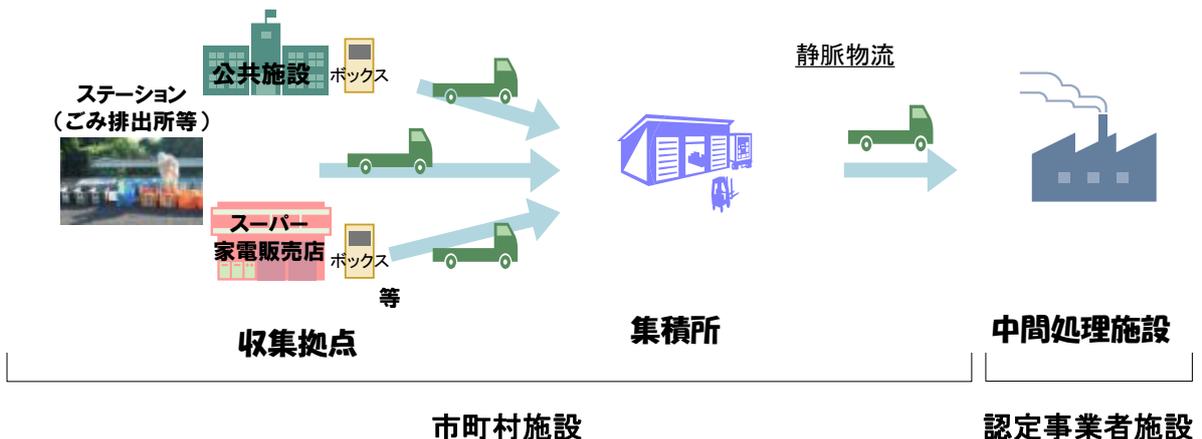
① 市町村施設での引渡し

市町村内に設置された集積所に、一般廃棄物収集運搬事業者等が収集した使用済小型電子機器等を運び込みます。運び込まれてきた使用済小型電子機器等を認定事業者が集積所で引き取り、中間処理施設に運搬します。



② 認定事業者施設での引渡し

市町村又は市町村が委託する一般廃棄物収集運搬事業者が、市町村内の使用済小型電子機器等を収集した後に認定事業者の施設まで運搬し、引き渡します。



なお、「①市町村施設での引渡し」のように、認定事業者の使用済小型電子機器等を集積所まで取りに来てもらう場合、市町村内の集積所の数について、十分な検討が必要になります。当該市町村での小型電子機器等の排出見込み量、集積所の保管容量を踏まえながら、効率的な収集運搬が実施できるように、認定事業者と協議の上、集積所を設置するようにしてください。なお、集積所の数が多い場合には、認定事業者による引取りの費用が高くなるため、市町村が処理費（収集運搬費用）を支払うことが妥当な場合も考えられます。

また、「②認定事業者施設での引渡し」のように、市町村が使用済小型電子機器等を収集した後に認定事業者の施設まで持ち込む場合には、認定事業者における収集運搬費が軽減されることから、認定事業者が買い取りを行うことが妥当な場合も考えられます。

上記を踏まえ、契約書では、引渡しの場所について、以下のように記載することができるとでしょう。

- ・ 市町村が指定する場所（○×センター 住所：△市3番地...）において引渡しを受けるものとする
- ・ 市町村が認定事業者の作業施設へ搬入する

3.3 引渡しの方法

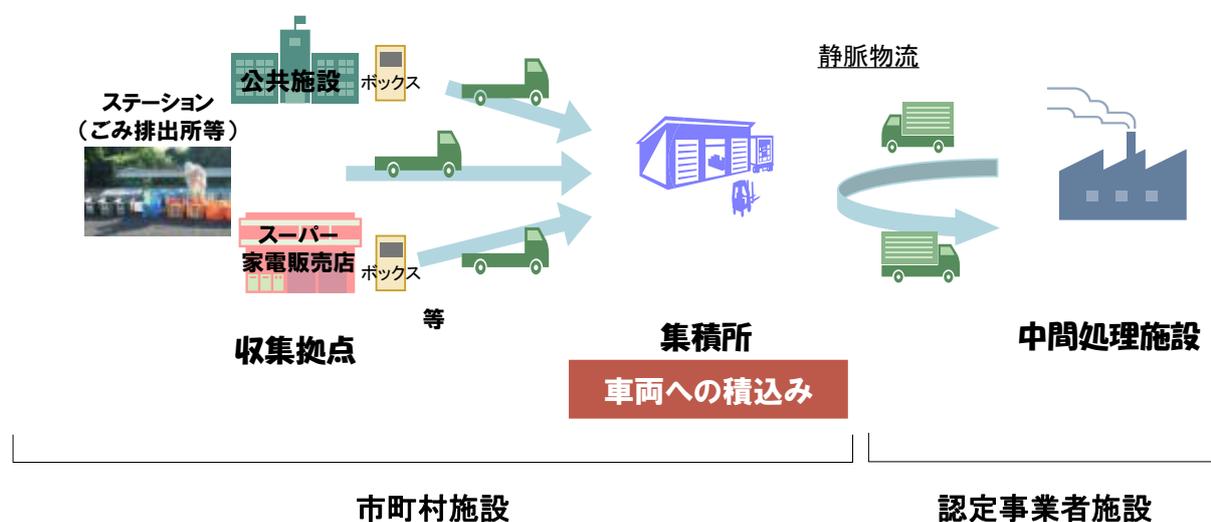
市町村が収集した使用済小型電子機器等の引渡しの方法については、市町村の収集体制、認定事業者の再資源化事業の内容等を踏まえ、市町村と認定事業者が個別に調整し決定します。引渡しの方法としては以下のような類型が考えられます。

- ① 市町村施設での車両への積み込み
- ② 認定事業者施設での車両からの積下ろし

引渡しの際の具体的な方法は、引渡しの場所によって、市町村と認定事業者において、個別に検討した上で決定することが望ましいですが、以下の類型が考えられます。

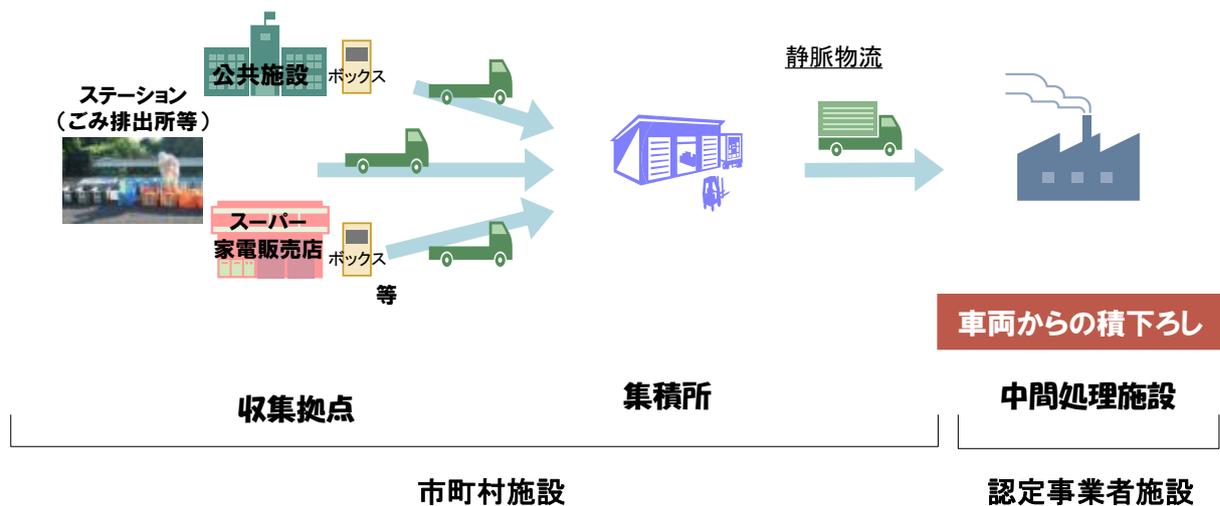
① 市町村施設での引渡し車両への積み込み

市町村内の集積所において、認定事業者が使用済小型電子機器等を引き取る際に、運搬車両への積み込み作業が発生します。当該作業を市町村と認定事業者のいずれが担当するのか、検討が必要になります。特に、積み込みにあたって、人員や運搬機（フォークリフト等）が必要な場合には、双方の負担の状況に鑑みて検討が必要なものと考えられます。



② 認定事業者の施設での引渡し

一般廃棄物収集運搬事業者が認定事業者の施設で使用済小型電子機器等を引き渡す際に、運搬車両からの積下ろしの作業が発生します。当該作業を市町村（一般廃棄物事業者等）と認定事業者のいずれが担当するのか、検討が必要になります。特に、積下ろしにあたって、人員や運搬機（フォークリフト等）が必要な場合には、双方の負担の状況に鑑みて検討が必要なものと考えられます。



上記を踏まえ、契約書では、引渡しの方法について、以下のように記載することができます。

- ・ 市町村が指定する場所において引渡しを受ける際には、市町村／認定事業者が車両への積込作業を行うものとする
- ・ 市町村が認定事業者の作業施設へ搬入した際には、市町村／認定事業者が車両からの積下ろしを行うものとする

また、運搬車両・設備については、「引渡しは中型コンテナ車／中型プレス車を用いることとする」「容量 8m³程度のフックロールコンテナを使用すること」などと双方で取り決めることもできます。

なお、引渡しにあたり、フォークリフト等の運搬機の利用やコンテナの入れ替え作業などが必要となる場合、以下のように作業する者を書き込むこともできます。

- ・ 市町村／認定事業者がフォークリフトを用いて積込作業を行う
- ・ 市町村／認定事業者が空のコンテナとの入替を行うこととする

さらに、引渡しにあたり、使用済小型電子機器等を何種類かに分類して引き渡す方法を取る場合等は、その旨も記載しておくことができます。

3.4 引渡しに係る費用

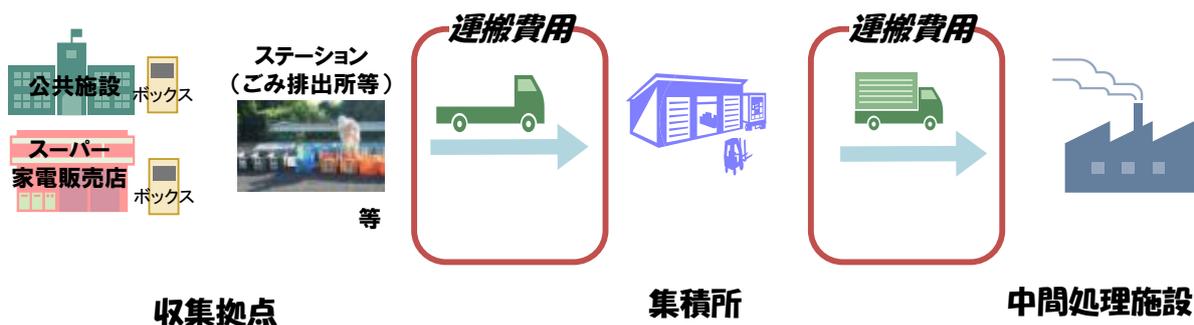
市町村が収集した使用済小型電子機器等の引渡しに係る費用については、市町村の収集体制、認定事業者の再資源化事業の内容、引渡の場所及び方法等を踏まえ、市町村と認定事業者が個別に調整し決定します。以下の引渡しに係る費用については、負担者を検討する必要があります。

- ① 引渡しの際の運搬費用
- ② 引渡し場所の運営費用
- ③ 収集の設備の費用

引渡しに係る費用は、以下の点について、市町村と認定事業者において個別に負担者を検討する必要があります。

①引渡しの際の運搬費用

「3.3」に基づいて、市町村と認定事業者の双方の負担状況に鑑み、負担者を検討する必要があります。



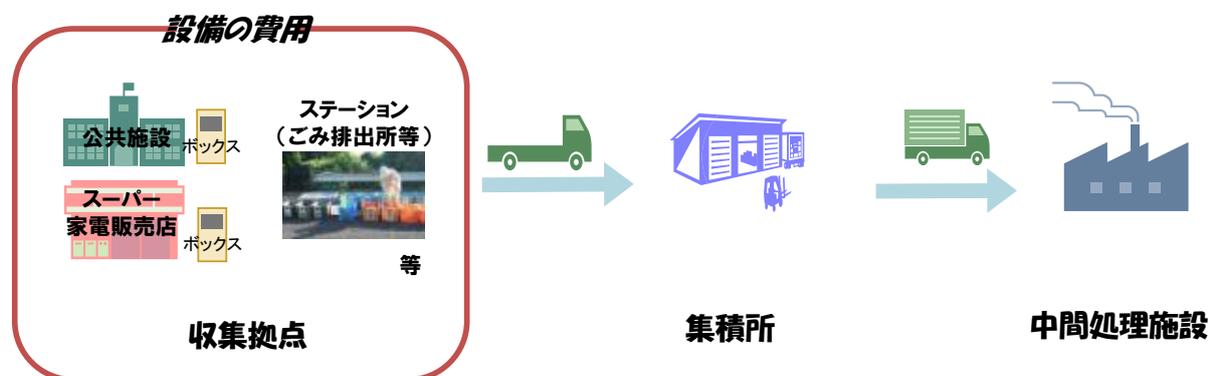
②引渡しの際の場所の運営費用

基本的には、集積所が市町村の施設の場合には市町村、集積所が認定事業者施設の場合には認定事業者が負担するものと考えられますが、新たに集積所の設置が必要な場合など、負担の分担などの検討が必要なものと考えられます。



③収集の設備の費用

基本的には、市町村の収集は市町村が負担するものですが、新たな収集方法をつくる場合に設備が必要となる場合（回収ボックス等）、市町村と認定事業者が双方の負担の状況に鑑みて、負担の分担などを検討することが望ましいです。また、認定事業者が専用コンテナを提供することによって、効率的な回収を行うこともできます。



上記を踏まえ、契約書では、引渡しの際の運搬費用、引渡しの場所の運営費用、収集の設備の費用の負担者について明示することが必要でしょう。

<引渡しの際の運搬費用>

- ・ 引渡しの際には、市町村が車両を用意することとする
- ・ 引渡しの際には、認定事業者が車両を用意することとする

<引渡しの場所の運営費用>

- ・ 市町村が指定する施設
- ・ 認定事業者の受入施設

※施設の運営者が明らかとなるように記載

<収集の設備の費用>

- ・ 収集に用いるボックスは市町村が設置することとする
- ・ 収集に用いるボックスは認定事業者が設置することとする

※設備の設置者が明らかとなるように記載することが考えられます。

なお、契約書に具体的に明記することができないが、引取にあたって何らかの事情で必要となった費用の負担者についても以下のように示しておくことができるでしょう。

- ・ 収集の設備及び引渡しの際の運搬費用以外で、引取等に要する費用は、双方協議の上、負担者を決定する
- ・ 収集の設備及び引渡しの際の運搬費用以外で、引取等に要する費用は、市町村／認定事業者の負担とする

3.5 引渡し頻度

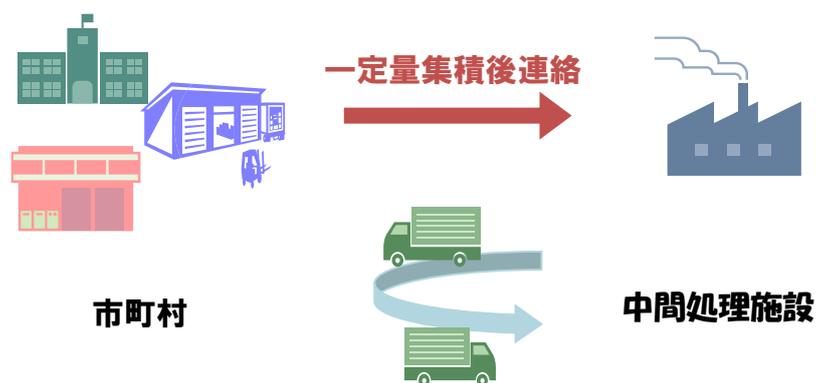
市町村が収集した使用済小型電子機器等の引渡しの頻度については、市町村の収集体制、認定事業者の再資源化事業の内容、引渡の場所及び方法等を踏まえ、市町村と認定事業者が個別に調整し決定します。引渡しの頻度としては以下のような類型が考えられます。

- ① 一定量収集後に引渡し
- ② 定期的に引渡し

引渡しの頻度は、効率的な収集運搬が行うことができるように、市町村と認定事業者において、個別に検討した上で決定することが望ましいですが、以下の類型が考えられます。

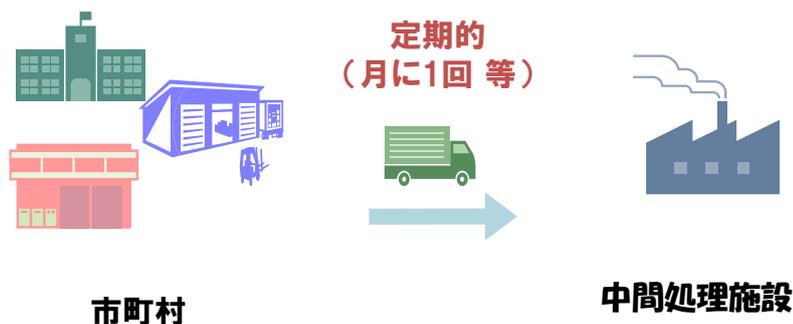
①一定量収集後に引渡し

集積所等に一定量の使用済小型電子機器等が集積したら、引渡しを行います。なお、この場合、引渡しのための収集運搬の量を一定にすることができるため、効率的な収集運搬が可能になりますが、収集運搬の頻度は一定しません。



②定期的に引渡し

集積所等からの使用済小型電子機器の引渡しを定期的に行います。なお、この場合、収集運搬の頻度は定期的ですが、一回に収集運搬する量が異なる場合が想定され、積載容量より多い量が集積所等に保管されており全てを運搬できない可能性や、積載容量を大きく下回り運搬効率が下がる可能性があります。



上記を踏まえ、契約書では、引渡しの頻度について、以下のように記載することができるでしょう。

- ・ 市町村が指定する施設に保管される量が所定量を超える場合には、市町村は認定事業者へ通知し、認定事業者はこれの引渡を受けるものとする
- ・ 引渡は原則として月 1 回とする

また、頻度をあらかじめ定めない場合や、契約書で定めた条件以外での引渡しを行う可能性がある場合には、「市町村と認定事業者が協議の上、随時引き渡すものとする」などと記載することも考えられます。

3.6 引渡し の 価格

使用済小型電子電気機器等の引渡し の 価格（取引価格）の考え方及び市況価格の変動への対応については、以下のように整理されます。

（1）価格の決定方法

引渡し の 価格は、以下のように決定するものと考えられます。

- ① 競争入札の場合は、入札価格
- ② 随意契約の場合は、見積価格

取引価格は、事業者の選定方法（2.2を参照）によって、表3-1の通り決定するものと考えられます。市町村は、事前に、認定事業者における経費（静脈物流費（3.4参照）、中間処理費、システム管理費等）と有用資源売却益のバランスを考え、適切な予定価格を積算することとなります。なお、予定価格の決定の際には、直近の一カ月の資源価格の平均価格などを参考にできます。契約価格については、契約の内容等によって、有償（売却）、無償（0円）、逆有償（市町村が支払い）のいずれも可能性があると考えられます。

表 3-1 契約形態及び事業者の選定方法による価格の決定

事業者の選定方法	価格	備考
①競争入札	入札価格	・引渡し の 価格を認定事業者が競争することになります。
②随意契約	見積価格	・市町村の予定価格の範囲内で認定事業者が見積もった価格になると考えられます。

（2）市況の変動への対応

資源価格の下落や上昇等、市況に変動があった場合、当初の契約条件では、認定事業者の採算性が著しく悪化する場合あるいは利益が過剰となる場合が考えられます。市町村と認定事業者は、一般的な事情変更を考慮し、双方で協議の上、市況の変動に対応した取引価格の変更や契約の解除を行うことが考えられます。その場合、契約書に、あらかじめ、「天災地変、経済動向の変化等により、金属等の流通価格が著しく変動した場合」「経済情勢の変化等により売却金額が不当となった場合」等に双方がどのように対応するかを記載しておくことが考えられます。なお、やむをえず事業を中止することになる場合、本事業が市民の協力を得て行う事業であることに鑑み、混乱を避ける等のために、事業を終了するまでに一定の猶予期間を設けることも考えられます。

3.7 契約の期間

市町村と認定事業者の契約期間については、市町村が、事業の安定的な実施を確保する観点から適正に決定することが重要です。市町村の会計年度は単年度であることから、一般的には契約期間は単年度（1年）となることが多いですが、これよりも長期あるいは短期の契約をすることもできます。

市町村と事業者の契約は、市町村の会計年度が単年度であること、住民説明の観点等から常に適正な事業者を選択した上で契約を行うことが望ましいことなどから、市町村と事業者との契約は単年度の契約が通例です。

本制度においては、資源確保などの観点から、自発的なりサイクルの取組みを継続的・安定的に継続させていくことが重要です。市町村としては、収集した使用済小型電子機器等を安定的に確実に引き取ってもらうことが望ましく、また、認定事業者としては複数の市町村と頻繁に契約の手続きを行ったり物流経路を構築し直したりする等の手間をかけずに、効率的に再資源化事業を継続していくことが望ましい場合も考えられます。このような場合には、市町村は、できるだけ長い期間の契約を結ぶことが考えられます。

一方で、市町村の資源売却等の契約においては、価格が短期間で変動するような資源については、契約に定めた取引単価と相場価格に大きな乖離が生まれる可能性があることを踏まえ、市町村において、1年より短い期間での契約（半年、3ヶ月等）も行われています。また、認定事業者も、資源価格の変動などの影響を踏まえ、長期契約を望まない場合も考えられます。このような場合には、市町村は、1年よりも短い契約を結ぶことが考えられます。

以上を踏まえながら、市町村は、適切な契約期間を定めてください。

上記を踏まえ、契約書では、契約の履行期間として開始日（契約日）と終了日の日付を記載することが考えられます。

3.8 市町村による認定事業者への引渡しに係る基本的な条件の整理

市町村による認定事業者への引渡しに係る基本的な条件は、3.1 からエラー！参照元が見つかりません。に記載されている通りであり、以下の通り整理されます。

市町村及び認定事業者は、市町村の方針や収集体制、認定事業者の再資源化事業内容などを踏まえながら、双方で個別に協議の上、契約内容を定め、締結してください。

表 3-2 市町村による認定事業者への引渡しの基本的条件の一覧及び組合せの例

対象品目	引渡し場所	引渡し方法	費用負担者			引渡し頻度	引渡し価格	契約期間
			収集設備	引渡し場所	運搬			
① 対象品目全て	① 市町村の施設での引渡し	a) 認定事業者による車両への積込み	① 市町村	① 市町村	① 市町村	① 一定量収集後に引渡し ② 定期的な引渡し	① 有償(売却) ② 無償(0円) ③ 逆有償(市町村が支払)	1年を基本とするが双方の合意する期間
② 特定対象品目		b) 市町村による車両への積込み	② 認定事業者	② 認定事業者	② 認定事業者			
③ 特定対象品目以外	② 認定事業者施設での引渡し	a) 認定事業者による車両からの積下ろし b) 市町村による車両からの積下ろし						

※引渡し場所が市町村の施設である場合は、認定事業者あるいは市町村が車両への積込みを行い、引渡し場所が認定事業者施設である場合は、認定事業者あるいは市町村が車両からの積下ろしを行います。

組合せの一例

対象品目	引渡し場所	引渡し方法	費用負担者			引渡し頻度	引渡し価格	契約期間
			収集設備	引渡し場所	運搬			
特定対象品目	市町村の施設での引渡し	認定事業者による車両への積込み	市町村	市町村	認定事業者	一定量収集後に引渡し	無償(0円)	1年

契約書では、上記の諸条件を明記し、市町村及び認定事業者が、各々、実施すべき内容、負担すべき内容が明らかとなるようにすることが望ましいでしょう。

3.9 引き渡し後の取り扱い方法

市町村が引き渡した使用済小型電子機器等の、認定事業者における取り扱い方法について、後々のトラブルを避けるために、あらかじめ契約書の中に規定し明確化しておくことが望ましいです。

一般廃棄物処理基準（廃棄物処理法施行令第三条第一項第二号ニ）で「再生するために分別し収集した一般廃棄物は、適正に再生するようにすること」と定められていることや、市民への説明責任を果たす必要があること等を鑑みると、契約書では、例えば、「引き渡された使用済小型電子機器等を全量、再資源化事業計画に基づき適切に再資源化を行うこと」等と規定することなどが考えられます。

3.10 市町村が再資源化の状況を確認する規定

3.1 から 3.9 では、市町村と認定事業者の契約において記載すべき、引渡しに係る基本的な条件を整理しましたが、市町村と認定事業者の契約では、市町村が再資源化の状況を確認する規定を設けることが望ましいです。

本制度に参加する市町村は、市民の協力を得て、使用済小型電子機器等の再資源化に協力しており、市民への説明の観点等から、再資源化の状況を把握すべきと考えられます。

そのため、認定事業者が自ら再資源化を実施する場合には市町村と認定事業者の契約において、市町村が現場視察等により再資源化の状況を確認できるような規定を設けることが望ましいです。また、認定事業者が委託により再資源化を実施する場合には、認定事業者と実際の処理業者との間の委託契約、認定事業者と市町村との契約等において、同様の規定を設けることになると考えられます。

また、処理実績を把握するための規定も契約書の中にも含めることが考えられます。

認定事業者ごとに、1年間のトータルの処理実績を国へ報告することとなるため、そのような数値については認定事業者が把握しており、契約に基づき市町村にも報告することが考えられます。市町村は、そのデータを基に、当該市町村からの引き渡し量等を用いて換算することで、当該市町村による使用済小型電子機器等の分別収集により再資源化された有用金属の量を算定することができます。

一方、市町村が、更に詳細な実績把握のため、認定事業者に対して当該市町村の引き渡し分に限った分析結果の提示を求める場合には、分析に必要な費用の負担について契約条件の中で検討する必要があります。

上記を踏まえ、契約書では、「契約年度における総処理実績について、契約にて指定する日までに市町村に報告すること」などと記載することができるでしょう。

4 その他

4.1 認定事業者による市町村の収集費用の補填等の措置

認定事業者は、再資源化事業において、資源価格が下落した場合等でも契約に基づいた引取りを継続するため、赤字の可能性があるというリスクを負担することになる一方、十分な利益を得る可能性もあります。小型電子機器リサイクル制度の在り方についての第一次答申では、認定事業者で十分な利益を確保できた場合に、市町村の回収に要する費用の補填等の措置を検討する必要があるとしています。なお、ここでの利益とは、認定事業者ごとのシステム全体の利益を示しており、個別市町村単位の再資源化事業の収支の利益からの還元は行わないことを基本として考えます。これらのことを踏まえ、今後、市町村回収費用の補填等の措置を検討することになります。

認定事業者が十分な利益を確保した場合、通常その利益は市町村との使用済小型電子機器等の取引価格に反映されるものと考えられます。その他に直接的な補填等の措置が必要となる場合には、認定事業者と市町村にて協議して下さい。なお、協議に当たっては、表 4-1 に示す認定事業者の利益向上への市町村の貢献の可能性を参考にすることもできます。

表 4-1 認定事業者の利益向上への市町村の貢献の可能性

費目		利益向上のために必要な事項	市町村の貢献の可能性
費用	仕分け作業費	回収物の仕分けが不要であれば、作業費を削減できる。	仕分けに協力する。 市民に仕分けを呼びかける。
	保管ヤード費用	回収物が効率的に梱包等されていると効率がよくなり、保管スペースを削減できる。	効率的な梱包等に協力する。
	解体作業費	回収物の解体が行いやすければ、作業費を削減できる。	解体作業が容易にできるように同種の製品や機種に分別する（解体しやすさがわかる場合）。
	破碎・選別費	回収物の素材構成等が近いものが仕分けられていると破碎・選別のロスが少なくなり効率が上がる。	素材構成等が近いものに分別する。
	残渣・廃棄物処理費	残渣物の混入状況が少なければ、処理費を削減できる。	異物等の混入を減らす。
	減価償却費	—	—
収益	基板輸送費	効率的な輸送、輸送距離の短距離化により輸送費を削減できる。	—
	基板等売却収入	基板量が多ければ収入が増える。	回収量を増やす。
	鉄系産物売却収入	鉄系産物の量が多く、混入物が少なければ収入が増える。	
	アルミニウム系産物売却収入	アルミニウム系産物の量が多く、混入物が少なければ収入が増える。	
プラスチック等売却収入	プラスチック等の質が高く、量が多く、混入物が少なければ収入が増える。		

別添 認定事業者以外の再資源化事業者への引渡しについて

本ガイドラインは、市町村が認定事業者の使用済小型電子機器等を引き渡す際に、市町村と認定事業者が締結する契約について説明するものですが、本法第五条により、認定事業者以外に、使用済小型電子機器等の再資源化を適正に実施し得る者にも引き渡すことができます。その他の使用済小型電子機器等の再資源化を適正に実施し得る者とは、認定事業者と同等以上に適切な再資源化を実施することができる者です。ここでは、認定事業者以外の再資源化事業者への引渡しについて、当該事業者の適切性を判断するための確認項目を記載しています。

使用済小型電子機器等の引渡し先として認定事業者を選択するか、認定事業者以外の再資源化事業者を選択するかは、市町村の判断によるものです。しかしながら、認定事業者以外の再資源化事業者に引き渡す場合には、一般廃棄物処理基準（廃棄物処理法施行令第三条第一項第二号ニ）で「再生するために分別し収集した一般廃棄物は、適正に再生するようにすること」と定められていることや、市民への説明責任を果たす必要があること等から、当該再資源化事業者が、引渡し先として適切であるのかを確認する必要があります。

確認をする際には、下表を参考に、法令が定める基準等に適合しているか否かを判断する方法が考えられます。また、確認の際には、事業者の提出する書面を確認するのみでは、書面の偽装等が見抜けず、実際には国内外での不適正処理につながる場合もあるので、実際に現場に立ち入り調査を行うなど、十分な確認を行うことが望ましいです。本ガイドラインの「3.1.9 市町村が再資源化の状況を確認する規定」を参考に、契約書に確認規定を盛り込むことが考えられます。

表 認定事業者以外の再資源化事業者の適切性の確認項目

確認項目	内容
事業の内容 （使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（以下、表内では法）第十条第三項第一号）	<p>< 確認内容 > 主務省令で定める再資源化事業の内容の基準に適合しているかを確認する。</p> <p>< 確認方法 > 必要な書類の提出を求め、確認する。実際に現場に立ち入り調査を行うことが望ましい。</p>
者／施設の能力 （法第十条第三項第三号）	<p>< 確認内容 > 者の能力、施設の能力に適合しているかを確認する。</p> <p>< 確認方法 > 必要な書類の提出を求め、確認する。実際に現場に立ち入り</p>

	調査を行うことが望ましい。
欠格要件 (法第十条第三 項第四号)	<p><確認内容> 欠格要件に該当する者でないかを確認する。</p> <p><確認方法> 必要な書類の提出を求め、確認する。</p>
廃棄物処理法の 遵守	<p><確認内容> 廃棄物である使用済小型電子機器等を処理委託する場合は、 廃棄物処理法の各規定に適合していることを確認する。</p> <p><例></p> <ul style="list-style-type: none"> ○一般廃棄物処理施設の施設設置許可を持っているかを確認する（若しくは、許可不要施設であるか否かを確認する）。 ○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第四条の委託基準にも適合しているか確認する。 <p><確認方法> 必要な書類の提出を求め、確認する。</p>

なお、認定事業者以外の再資源化事業者に引き渡す場合、市町村と当該再資源化事業者の間では、資源物としての売却契約、あるいは、廃棄物としての処理委託契約のいずれかの契約を締結することになります。また、廃棄物として処理委託をする場合は、廃棄物処理法施行令第四条第九号イが規定する一般廃棄物の処分を受け入れる市町村への通知等も必要になります。

中央環境審議会 小型電気電子機器リサイクル制度及び使用済
製品中の有用金属の再生利用に関する小委員会 委員名簿

(委員長)

細田 衛士 慶應義塾大学経済学部教授

(委員)

稲葉 暉 全国町村会副会長（岩手県一戸町長）
上野 正三 全国市長会廃棄物処理対策特別委員会委員長
（北海道北広島市長）
大塚 直 早稲田大学大学院法務研究科教授
大藪 雅晴 一般社団法人日本電機工業会小型電気電子機器委員会委員長
岡嶋 昇一 大手家電流通懇談会会長
加藤 周二 エコ・ファースト推進協議会幹事
北原 國人 全国電機商業組合連合会会長
黒瀬 芳和 社団法人日本経済団体連合会環境安全委員会廃棄物・リサイク
ル部会廃棄物・リサイクルワーキング・グループ座長
木暮 誠 一般社団法人電子情報技術産業協会電子機器のリサイクルに
関する懇談会座長
酒井 伸一 京都大学環境安全保健機構附属環境科学センター長
崎田 裕子 ジャーナリスト・環境カウンセラー
佐々木 五郎 社団法人全国都市清掃会議専務理事
澤田 陽子 日本労働組合総連合会
（全日本自治団体労働組合副中央執行委員長）
下井 康史 筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授
白鳥 寿一 日本鋳業協会再資源化部会代表
新熊 隆嘉 関西大学経済学部教授
武市 博明 一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会常務理事
田中 規久 一般社団法人パソコン3R推進協会理事
中島 賢一 早稲田大学環境総合研究センター招聘研究員
中杉 修身 上智大学地球環境学研究科元教授
中谷 謙助 社団法人電池工業会専務理事
中橋 敬輔 日本医療機器産業連合会環境委員会副委員長
中村 崇 東北大学多元物質科学研究所教授
東浦 知哉 公益社団法人全国産業廃棄物連合会中間処理部会副会長
村上 進亮 東京大学大学院工学系研究科准教授
村松 哲郎 財団法人家電製品協会環境担当役員会議副委員長
矢橋 康雄 社団法人電気通信事業者協会業務部長
山口 隆司 社団法人日本玩具協会理事・事務局長
代田 吉朗 一般社団法人カメラ映像機器工業会業務委員会委員長

産業構造審議会 環境部会 廃棄物・リサイクル小委員会
委員名簿

敬称略（50音順）

（委員長）

永田 勝也 早稲田大学環境・エネルギー研究科教授

（委員長代理）

中村 崇 東北大学多元物質科学研究所教授

（委員）

井上 祐輔 社団法人新金属協会理事

大塚 浩之 読売新聞社論説副委員長

大和田 秀二 早稲田大学理工学術院教授

岡部 徹 東京大学生産技術研究所教授

奥平 総一郎 一般社団法人日本自動車工業会環境委員会委員長

織 朱實 関東学院大学法学部教授

木暮 誠 一般社団法人電子情報技術産業協会電子機器のリサイクル
に関する懇談会座長

酒井 伸一 京都大学環境安全保健機構附属環境科学センター長

佐々木 五郎 公益社団法人全国都市清掃会議専務理事

佐藤 泉 弁護士

関口 紳一郎 超硬工具協会専務理事

辰巳 菊子 公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント
協会理事

田中 規久 一般社団法人パソコン3R推進協会代表理事

中島 賢一 早稲田大学環境総合研究センター招聘研究員

中谷 謙助 一般社団法人電池工業会専務理事

星 幸弘 日本鋳業協会理事、技術部長兼環境保安部長

細田 衛士 慶應義塾大学経済学部教授

椋田 哲史 一般社団法人日本経済団体連合会常務理事

村上 進亮 東京大学大学院工学系研究科准教授

村松 哲郎 一般財団法人家電製品協会環境担当役員会議副委員長

検討にあたっての根拠資料

目標値の設定について

- 採算性の確保が制度構築の前提条件と考えられるため、採算性確保の観点から目標値の設定を検討。回収された品目の品位等の諸条件にも依存するが、費用対効果分析結果の一例を踏まえると採算性を確保するためには、約14万tの回収量が必要との試算結果が得られた。
- この回収量を元に、制度開始時から目標設定年度までのシナリオを設定して、その妥当性を確認した。
※回収量を(A)自治体の回収量と(B)認定事業者から委託を受けた小売店等(資源法にもとづく回収ルートやMRN等を含む。)の回収量、に分解。また、(A)については、更に、①小型電子機器等の分別を実施する自治体数(小型電子機器等分別自治体人口)と、②小型電子機器等の分別を実施する自治体内における回収量、の2つの要素に分解して実現可能性を検証。
- 以上より、回収量の目標値は平成27年度で14万t/年、1人1年あたりに換算して約1kg/年・人としてはどうか。

表 制度開始時から平成27年度までのシナリオ(案)と回収量

	平成25年度	平成26年度	平成27年度
(A)自治体の回収量 (①、②より推計)	約6,500t/年 約50g/年・人 (1%)	約33,000t/年 約260g/年・人 (5%)	約104,000t/年 約820g/年・人 (16%)
①小型電子機器等 分別自治体人口	約2,500万人 (日本全国の約20%)	約6,400万人 (日本全国の約50%)	約10,000万人 (日本全国の約80%)
②小型電子機器等 分別自治体回収量	約260g/年・人 (自治体回収率5%)	約510g/年・人 (自治体回収率10%)	約1,000g/年・人 (自治体回収率20%)
(B)小売店等の回収量(認定 事業者から委託を受けた小 売店等の回収量)	約6,500 t/年 約50g/年・人 (1%)	約19,000 t/年 約150g/年・人 (3%)	約33,000 t/年 約260g/年・人 (5%)
(A)+(B) 回収量合計	約13,000 t/年 約100g/年・人 (2%)	約52,000t/年 約410g/年・人 (8%)	約140,000t/年 約1,100g/年・人 (21%)

<シナリオの実現可能性の検証結果>

(A) 使用済小型電気電子機器リサイクルに関するアンケート調査結果(第9回小委員会 参考資料2)を参考にシナリオを検証(実施済み、実施予定(H25年度までに開始)、新制度導入で実施予定の合計32.6%、新制度導入でどちらかという実施方針31.4%)。

モデル事業参加自治体における回収率を参考にシナリオを検証(最大で17.9%、平均5.2%)。制度開始当初、回収率は伸び悩むものの広報・普及啓発により回収率が伸びていくものと仮定。

(B) 今年度実施した消費者アンケート調査結果を参考にシナリオを検証(小売店への排出割合は自治体への排出割合と同程度。アンケート調査結果の不確実性に配慮し、安全率を考慮し小型電子機器等分別自治体回収率の約1/4と仮定)。

※費用対効果分析より設定

区域の基準の設定について（採算性の観点からの基準：都道府県数（1/2））

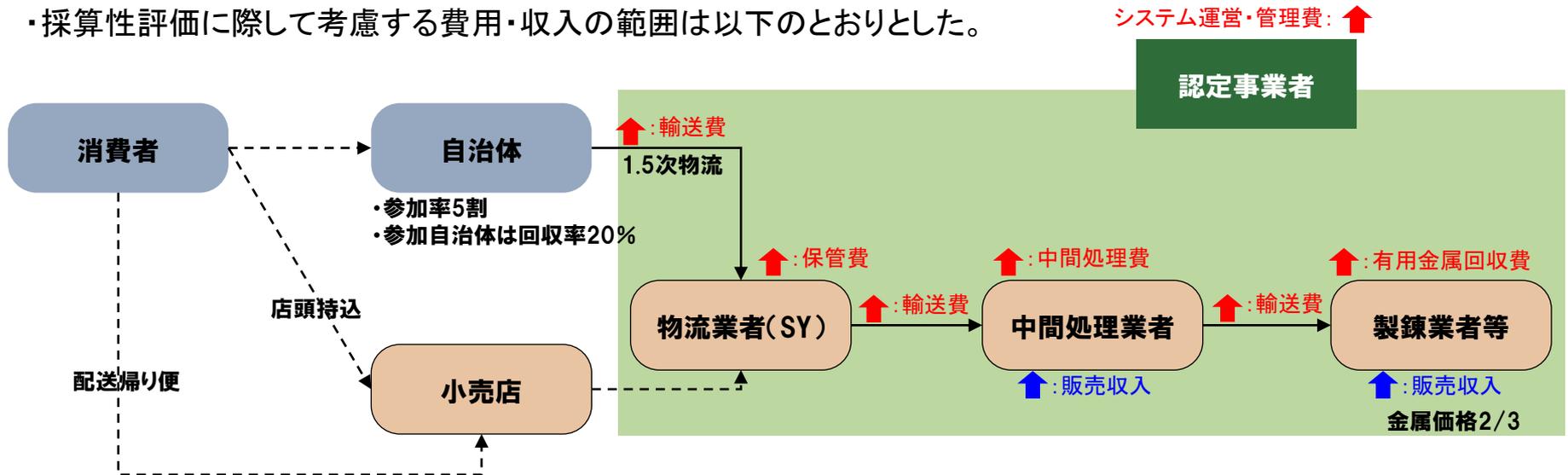
回収金属の売却益により再資源化を実施する本制度において、円滑に制度を施行するためにはある程度広域で事業を実施する必要があることから、事業対象とする区域の下限值を設定。区域の基準を決定する指標として「都道府県数」を採りあげ、都道府県数を変更した場合の採算性の変化を試算。

○試算条件

- ・対象品目数40品目、自治体参加率50%、回収率20%、資源価格2/3（2012年3月の価格を基準に算定）とし、収集する区域について複数ケースを設定。

人口密度大(関東地方)	東京+神奈川+埼玉+千葉+茨城+栃木+群馬
人口密度中(九州地方)	福岡+熊本+大分+宮崎+鹿児島+佐賀+長崎
人口密度小(四国地方)	愛媛+香川+徳島+高知

- ・採算性評価に際して考慮する費用・収入の範囲は以下のとおりとした。



- ・関東、九州、四国の1.5次物流の輸送費については、当該地域が円形であると仮定したモデル計算により算定した値に、安全率(都道府県数が増えるに従って最大3まで増加)を乗じて算定
- ・中間処理施設の最低処理能力を5t/日と設定

区域の基準の設定について（採算性の観点からの基準：都道府県数（2/2））

下記の試算結果を参考に、広域化による採算性向上の効果が一定程度見込める水準として、「隣接する3都道府県以上」を都道府県数に関する区域の基準とする。

ただし、地理的条件を勘案した例外規定として、北海道、沖縄県は単独での認定を認めることとする。

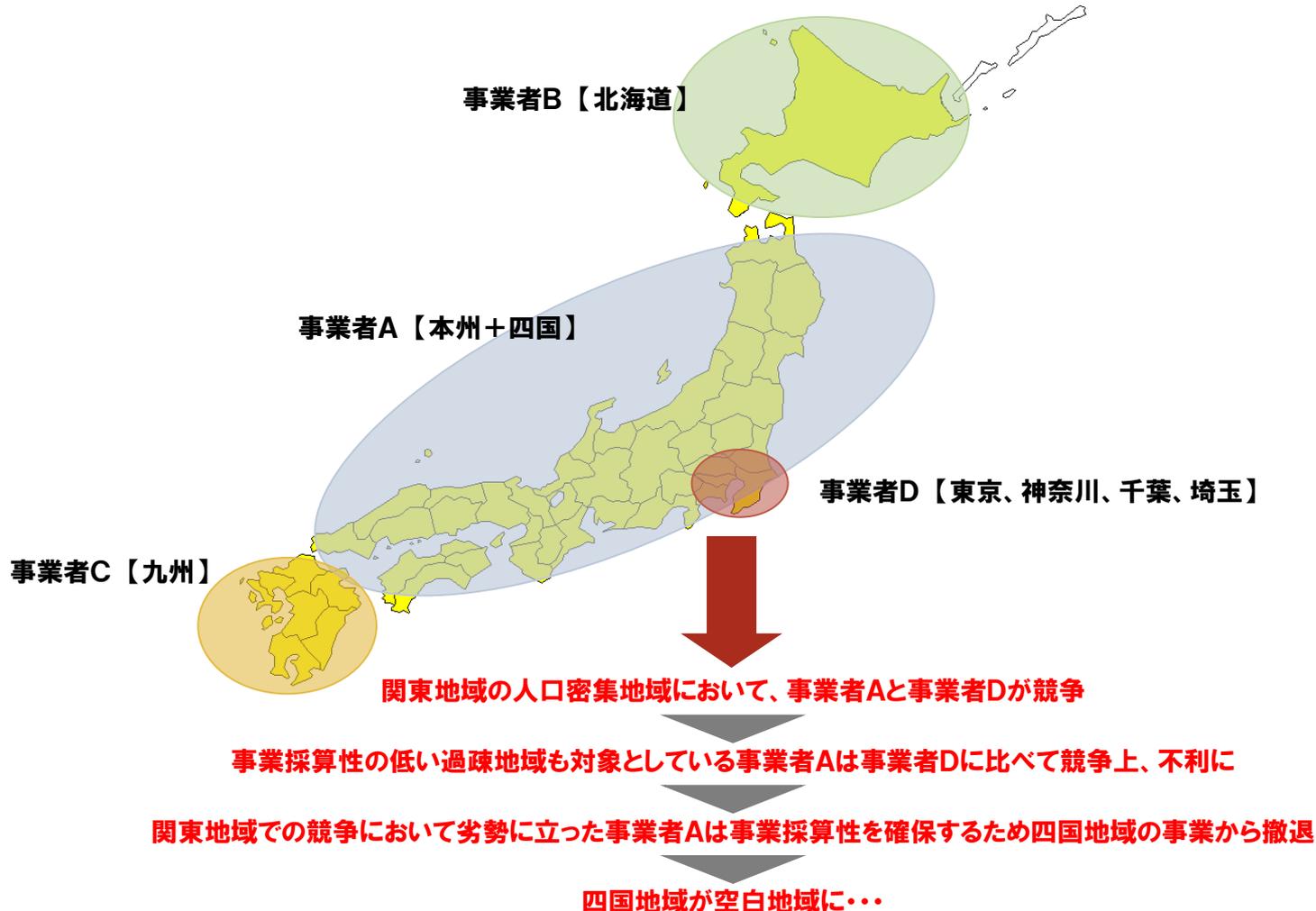
○試算結果

- ・人口密度の高い関東地域において収入－費用は最も大きな値となった。
- ・人口密度が平均的な地域として設定した九州地域でみると、今回設定した条件では、2県以上の広域での収集となった場合に、収入－費用は黒字となる。一方、人口密度が低い地域として設定した四国地域では全てのケースにおいて赤字となる。
- ・中間処理段階については広域になるにつれ収入－費用は増大するが、物流費用も増大するため、全体の収支としては4～5都道府県の場合に最大化する。

	対象人口 (人)	面積 (km ²)	人口密度 (人/km ²)	回収量 (トン)	費用(百万円)					収入(百万円)			収入－費用		
					1.5次物流	2次、3次 物流	中間処理	金属回収	全体管理	計	中間処理	金属回収		計	
全国	127,803,590	372,919	343	18,616	359	61	1,110	1,835	88	3,452	1,887	1,942	3,829	377	
関東	① 東京	13,186,562	2,189	6,025	1,921	25	6	115	189	13	348	195	200	395	47
	② 東京+神奈川	22,246,178	4,605	4,831	3,240	49	11	193	319	13	586	328	338	666	81
	③ 東京+神奈川+埼玉	29,450,346	8,403	3,505	4,290	71	14	256	423	13	777	435	448	882	106
	④ 東京+神奈川+埼玉+千葉	35,662,166	13,559	2,630	5,194	85	17	310	512	13	937	527	542	1,068	132
	⑤ 東京+神奈川+埼玉+千葉+茨城	38,619,020	19,655	1,965	5,625	115	19	335	555	13	1,036	570	587	1,157	121
	⑥ 東京+神奈川+埼玉+千葉+茨城+栃木	40,619,041	26,063	1,558	5,916	135	20	353	583	13	1,104	600	617	1,217	113
	⑦ 東京+神奈川+埼玉+千葉+茨城+栃木+群馬	42,619,917	32,426	1,314	6,208	157	21	370	612	13	1,173	629	648	1,277	104
九州	① 福岡	5,080,308	4,979	1,020	740	11	2	55	73	13	155	75	77	152	-3
	② 福岡+熊本	6,892,810	12,383	557	1,004	18	3	66	99	13	200	102	105	207	7
	③ 福岡+熊本+大分	8,084,298	18,723	432	1,178	24	4	73	116	13	230	119	123	242	12
	④ 福岡+熊本+大分+宮崎	9,215,340	26,459	348	1,342	30	4	80	132	13	261	136	140	276	16
	⑤ 福岡+熊本+大分+宮崎+鹿児島	10,914,044	35,648	306	1,590	41	5	95	157	13	310	161	166	327	16
	⑥ 福岡+熊本+大分+宮崎+鹿児島+佐賀	11,760,966	38,088	309	1,713	47	6	102	169	13	337	174	179	352	16
	⑦ 福岡+熊本+大分+宮崎+鹿児島+佐賀+長崎	13,178,248	42,193	312	1,920	57	6	114	189	13	380	195	200	395	15
四国	① 愛媛	1,423,485	5,678	251	207	3	1	33	20	13	70	21	22	43	-28
	② 愛媛+香川	2,415,821	7,555	320	352	6	1	39	35	13	94	36	37	72	-22
	③ 愛媛+香川+徳島	3,196,244	11,702	273	466	10	2	43	46	13	114	47	49	96	-18
	④ 愛媛+香川+徳島+高知	3,954,858	18,807	210	576	14	2	48	57	13	134	58	60	118	-15

区域の基準の設定について（公平性の観点からの基準：人口密度（1/2））

- 人口密度の要件がなかった場合（もしくは基準が緩かった場合）には、例えば、以下のような状況が起こりうるということが想定される。このような状況を招かないためにも、人口密度の要件が必要。



区域の基準の設定について（公平性の観点からの基準：人口密度（2/2））

- 同じ都道府県数であっても、人口密集地域を対象に収集した方が採算性の観点からは望ましい。
- 一方で、人口密集地域のみを対象に回収する事業者（A）と過疎地域を含む広域での回収を実施する事業者（B）とが、人口密集地域において競合することも想定される。
- この場合、Aが人口密集地域のみを対象にいわゆる“いいとこ取り”をすることによって競争優位となった結果、採算性悪化を理由にBが広域での回収を断念することで空白地域が生まれるという事態も想定されうる。
- 上記のような事態への配慮の観点から、都道府県数の下限値に加えて、人口密度の上限値を区域の基準として設定する。
- 具体的には、下記の都道府県組合せ別の人口密度を参考に、「1000人/km²以下」を人口密度に関する区域の基準とする。

○隣接3都道府県以上の組合せ別の人口密度

	都道府県の組合せ	人口密度(人/km ²)
関東	東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県	2,630
	東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県	1,965
	東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県、栃木県	1,558
	東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県、栃木県、群馬県	1,314
	東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県	1,179
	東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、長野県	904
中部	愛知県、静岡県、三重県	695
近畿	大阪府、京都府、兵庫県	1,146
	大阪府、京都府、兵庫県、奈良県	993

財務体質基準（案）（1/2）

法第10条第3項第3号(能力及び施設の基準)における「再資源化事業を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること」の審査基準案は以下のとおり。

	審査基準(案)	審査基準で参照する文書等	基準の必要性	参考
再資源化事業を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること 【認定事業者の場合】	① 直前3年の各事業年度のうちいずれかの事業年度における自己資本比率が1割以上。ただし債務超過の状態でないこと	直前3年間の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表及び納税証明書	事業者の資本構成の安全性評価のため。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 廃掃法許可事務通知 ■ 廃掃法優良産廃処理業者認定制度
	② 直前3年の各事業年度における経常利益金額等の平均値が零を超えること		事業者の経常的な収益力の評価のため。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 廃掃法優良産廃処理業者認定制度
	③ 法人税を滞納していないこと		事業者の短期的支払能力の評価のため。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 廃掃法広域認定制度
	④ 事業の開始及び継続に必要な資金等を確保可能であること ※回収量当たりの運転資金は全国でばらつきがあるため、数値による一律の基準は設定しない。	必要資金・資金調達方法を記した書類及び残高証明書・融資証明書等	使用済小型電子機器等の適正な処理を開始し、それを継続するために要する費用等を確保しうることの総合的評価。 ※①から③が満たされていても、事業継続性等が担保されない事実存否の確認(著しく運転資金が足りない等)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 廃掃法許可事務通知 ■ 鉱業法

財務体質基準（案）（2/2）

	審査基準(案)	審査基準で参照する文書等	基準の必要性	参考
再資源化事業を的確に、かつ、継続して行うに足る経理的基礎を有すること 【認定事業者の場合】	⑤ 直前3年の実績がない場合には、④により判断する。ただし、認定後しばらくの間は、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表及び納税証明書等を提出すること。	④に同じ	新規事業者における、使用済小型電子機器等の適正な処理を開始し、それを継続するために要する費用等を確保しうることの総合的評価のため。	再資源化事業への参入に際して新規に会社を設立する場合など、これまでに事業実績を有していない事業者が認定事業者申請することに配慮し、実績がない場合の取扱を規定。
再資源化事業を的確に、かつ、継続して行うに足る経理的基礎を有すること 【委託先事業者の場合】	認定事業者の①～③の審査基準と同様。 ただし、①～③のいずれかが満たされない場合にあっても、金融機関からの融資の状況を証明する書類、中小企業診断士の診断書等を必要に応じて提出させ、認定事業者の責任で経理的基礎を有することを確認する。	当該申請に係る処理を的確に、かつ、継続して行うに足る経理的基礎を有することを申請者が確認したことを示す書類	委託先事業者の経理的基礎の評価のため。	■廃掃法許可事務通知

特定対象品目の選定について（1/2）

【特定対象品目選定の要件】

- 一次答申では特定対象品目について、「資源性と分別のしやすさから時にリサイクルすべき高品位のものを特定」とされており、選定にあたっては「経済性」を主たる要件とした。また、有害性・安全性や消費者のわかりやすさ等のその他の観点についても考慮しながら検討を実施。

【検討対象品目】

- 制度対象品目をベースに検討。経済性の評価については、排出量（想定使用年数分遡った年の国内出荷量）や基板の金属含有量データ等の整備されている96品目を対象に実施。96品目以外の品目については、96品目との類似性を踏まえて、特定対象品目への追加必要性を検討。

【具体的な選定手順】

① 経済性の評価

- 経済性評価の対象とする費用・収入は、認定事業者の事業範囲とした（自治体における収集費用は対象外）。
- 評価指標は、認定事業者の利潤（＝上記収入－費用）。
- 市町村・消費者が認定事業者処理費を渡さなくても済む範囲で、できるだけ多くの品目をリサイクルすることが制度上望ましいことから、認定事業者の利潤がマイナスにならない範囲で、最大限の品目を特定対象品目として選定。

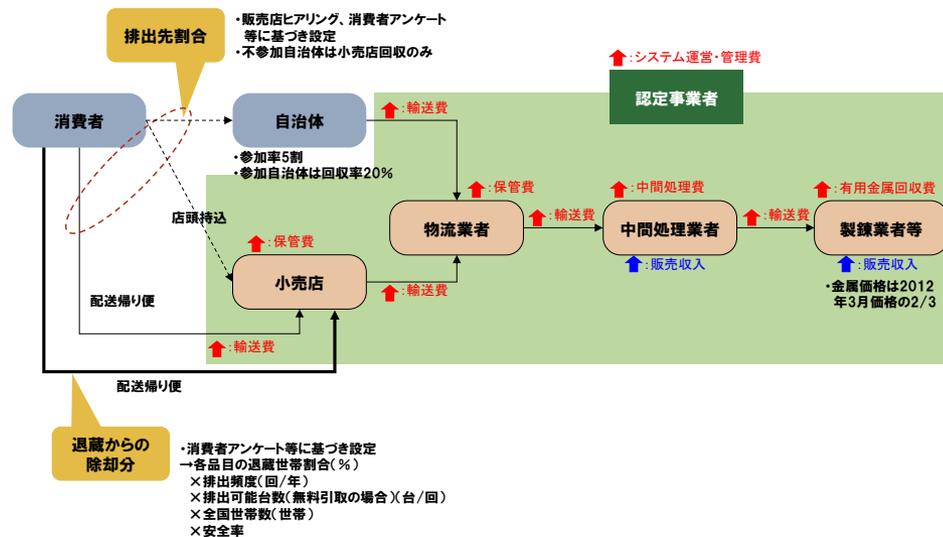


図 経済性評価範囲と条件

特定対象品目の選定について (2/2)

【具体的な選定手順】

①経済性の評価 (続き)

(A) 分別のしやすさの観点及び粗大ごみ手数料との整合性の観点から、ボックス回収可能となる品目のみを抽出し、有用金属品位の高い順番に品目を並べ、上位から品目を追加していった場合の採算性を試算した結果、認定事業者の利潤がプラスとなったことから、まずはこれらの品目を特定対象品目とする。

(B) 抽出されなかった品目を有用金属品位の高い順番に追加してもなお認定事業者の利潤がマイナスとならない品目を特定対象品目とする。

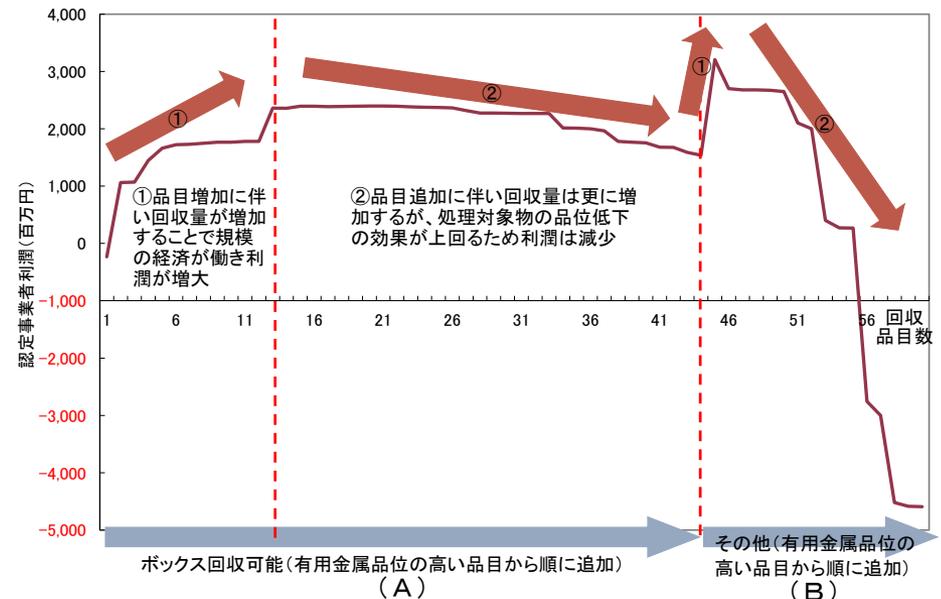


図 経済性評価の実施イメージ

②有害性・安全性の評価

- 有害性を有する可能性のある部品または安全性への配慮が必要と考えられる部品として「電池」「液晶パネル」等を取りあげ、その使用状況を整理・検討。有害性・安全性の観点から特定対象品目とすべき品目は、①経済性の評価にて特定対象品目として選定されていることを確認。

③その他の観点 (資源性、消費者のわかりやすさ) の評価

- 資源性の観点から着目すべき部品等として「HDD」等を取りあげ、その使用状況を整理・検討。資源性の観点から特定対象品目とすべき品目は、①経済性の評価にて特定対象品目として選定されていることを確認。
- 消費者のわかりやすさの観点から、①経済性の評価にて選定した品目との類似性が高い品目を整理し、特定対象品目への追加必要性を検討し、類似製品を特定対象品目に追加した。